

平成26年第2回小笠原村議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2



第 1 号 （6月12日）

○議事日程	3
○出席議員	4
○欠席議員	4
○出席説明員	4
○欠席説明員	4
○事務局職員出席者	4
○開会及び開議	5
○会議時間の延長	5
○会議録署名議員の指名	5
○諸般の報告	5
○会期の決定	6
○一般質問	6
一 木 重 夫 君	7
鯉 江 満 君	18
池 田 望 君	21
高 橋 研 史 君	29
稲 垣 勇 君	36
片 股 敬 昌 君	41
○散 会	53



第 2 号 (6月13日)

○議事日程	5 5
○出席議員	5 6
○欠席議員	5 6
○出席説明員	5 6
○欠席説明員	5 6
○事務局職員出席者	5 6
○開 議	5 7
○会議時間の延長	5 7
○報告第5号の上程、説明、質疑	5 7
○報告第6号の上程、説明、質疑、討論、採決	5 8
○報告第7号の上程、説明、質疑、討論、採決	6 1
○報告第8号から報告第10号までの上程、説明、質疑、討論、採決	6 3
○報告第11号の上程、説明、質疑	6 7
○議案第42号の上程、説明、質疑、討論、採決	6 8
○議案第43号の上程、説明、質疑、討論、採決	6 9
○議案第44号の上程、説明、質疑、討論、採決	7 0
○議案第45号の上程、説明、質疑、討論、採決	7 2
○議案第46号の上程、説明、質疑、討論、採決	7 3
○議案第47号の上程、説明、質疑、討論、採決	7 5
○議案第48号の上程、説明、質疑、討論、採決	7 6
○議案第49号の上程、説明、質疑、討論、採決	7 8
○議案第50号の上程、説明、質疑、討論、採決	8 1
○議案第51号の上程、説明、質疑、討論、採決	8 3
○同意第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	8 5
○閉会中の継続調査の申し出	8 6
○閉議及び閉会	8 6
○署名議員	8 7

小笠原村告示第7号

平成26年第2回小笠原村議会定例会を下記のとおり招集する。

平成26年5月27日

小笠原村長 森 下 一 男

記

1、期 日 平成26年6月12日

2、場 所 小笠原村議会議事堂

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（８名）

1 番	高 橋 研 史 君	2 番	片 股 敬 昌 君
3 番	一 木 重 夫 君	4 番	鯨 江 満 君
5 番	杉 田 一 男 君	6 番	池 田 望 君
7 番	稲 垣 勇 君	8 番	佐々木 幸 美 君

不応招議員（なし）

平成 2 6 年 第 2 回 小 笠 原 村 議 会 定 例 会 会 議 録

議 事 日 程 （第 1 号）

平成 2 6 年 6 月 1 2 日（木曜日）午前 1 0 時開会

- 第 1 報告第 5 号 平成 2 5 年度小笠原村繰越明許費繰越計算書の報告について
- 第 2 報告第 6 号 小笠原村村税条例等の一部を改正する条例（専決処分）
- 第 3 報告第 7 号 小笠原村国民健康保険税条例の一部を改正する条例（専決処分）
- 第 4 報告第 8 号 扇浦浄水場整備工事（土木その 3）請負契約の締結について（専決処分）
- 第 5 報告第 9 号 扇浦浄水場整備工事（機械Ⅱ）請負契約の締結について（専決処分）
- 第 6 報告第 1 0 号 扇浦浄水場整備工事（電気Ⅱ）請負契約の締結について（専決処分）
- 第 7 報告第 1 1 号 和解及び損害賠償額の決定について（専決処分）
- 第 8 議案第 4 2 号 公益法人等への小笠原村職員の派遣に関する条例の一部を改正する条例（案）
- 第 9 議案第 4 3 号 非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）
- 第 1 0 議案第 4 4 号 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（案）
- 第 1 1 議案第 4 5 号 小笠原村ケーブルテレビ条例の一部を改正する条例（案）
- 第 1 2 議案第 4 6 号 小笠原村村税条例の一部を改正する条例（案）
- 第 1 3 議案第 4 7 号 小笠原村社会体育施設条例の一部を改正する条例（案）
- 第 1 4 議案第 4 8 号 東京都と小笠原村との間における旅券の申請受理及び交付等に係る事務委託に関する規約の一部改正について（案）
- 第 1 5 議案第 4 9 号 平成 2 6 年度小笠原村一般会計補正予算（第 1 号）（案）
- 第 1 6 議案第 5 0 号 平成 2 6 年度小笠原村簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）（案）
- 第 1 7 議案第 5 1 号 財産の取得（電子カルテシステム）について（案）
- 第 1 8 同意第 2 号 小笠原村監査委員の選任の同意

出席議員（８名）

1 番	高 橋 研 史 君	2 番	片 股 敬 昌 君
3 番	一 木 重 夫 君	4 番	鯁 江 満 君
5 番	杉 田 一 男 君	6 番	池 田 望 君
7 番	稲 垣 勇 君	8 番	佐々木 幸 美 君

欠席議員（なし）

出席説明員

村 長	森 下 一 男 君	副 村 長	石 田 和 彦 君
教 育 長	伊 藤 直 樹 君	総 務 課 長	渋谷 正 昭 君
総務課副参事	鈴 木 敏 之 君	総 務 課 企画政策室長	樋 口 博 君
財 政 課 長	江 尻 康 弘 君	村 民 課 長	村 井 達 人 君
医 療 課 長	佐々木 英 樹 君	産業観光課長	牛 島 康 博 君
自 然 管 理 員 専 門 委 員	岩 本 誠 君	建設水道課長	篠 田 千鶴男 君
建設水道課 副 参 事	増 山 一 清 君	母 島 支 所 長	湯 村 義 夫 君
出 納 課 長	菊 池 元 弘 君	教 育 課 課 長 補 佐	大 津 源 君

欠席説明員（なし）

事務局職員出席者

事 務 局 長	セーボレー 孝 君	書 記	菊 池 ひろみ 君
---------	-----------	-----	-----------

◎開会及び開議の宣告

○議長（佐々木幸美君） おはようございます。

ただいまから平成26年第2回小笠原村議会定例会を開会いたします。

初めに、去る3月30日、当村の行政区域であります沖ノ鳥島において、残念ながら痛ましい工事事故が発生いたしました。犠牲になられました7名の皆様に深く哀悼の意を表し、ご冥福を祈りたいと思います。

これより本日の会議を開きます。

（午前10時）

◎会議時間の延長

○議長（佐々木幸美君） この際、あらかじめ会議時間の延長をしておきます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（佐々木幸美君） まず、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、3番、一木重夫君、4番、鯉江 満君を指名いたします。

◎諸般の報告

○議長（佐々木幸美君） 次に、事務局長より諸般の報告をさせます。

事務局長、お願いします。

○事務局長（セーボレー孝君） ご報告します。

村長より、平成26年5月27日付、小笠原村告示第7号をもって本定例会の招集通知があり、6月3日付で報告7件、議案9件、同意1件、6月6日付で議案1件の送付がありました。

次に、村長及び教育長より、5月27日付で議会説明員出席者の通知がありました。

また同日、教育長より、5月27日付で「小笠原村教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況の点検及び評価報告書」の提出がありました。

次に、議長佐々木幸美君の出張等についてご報告します。

5月14日、東京都町村議会議長会の役員会、定期総会に出席しました。

また同日、議員7名とともに同議長会主催の議員講演会に出席しました。

5月16日、議員7名とともに小野寺五典防衛大臣、木原 稔防衛大臣政務官を訪問し、「防衛省がティルト・ローター機を早期導入し小笠原の安心・安全のために運用することを求める決議」を提出してまいりました。

また同日、議員7名とともに小笠原諸島振興開発審議会に出席、また傍聴をしました。

5月20日、議員7名とともに伊豆大島を訪問し、三宅正彦都議会議員にご同行いただき、土石流災害の現場と復旧状況の視察、伊豆大島簡易裁判所の視察をしてまいりました。

5月21日、小笠原諸島振興開発特別措置法の改正・延長が実現したことのお礼、挨拶で、北村誠吾衆議院議員、松原 仁衆議院議員、高木美智代衆議院議員、山口那津男公明党代表、竹谷とし子参議院議員ほかを訪問しました。

5月22日、同じく特別措置法の改正・延長が実現したことのお礼、挨拶で、盛山正仁衆議院議員、石原宏高衆議院議員ほかを訪問しました。

5月23日、村長、議員7名とともに盛山正仁衆議院議員にご同行いただき谷垣禎一法務大臣を訪問し、「小笠原村に簡易裁判所の設立等を求める意見書」を提出し、同日、意見書の写しを最高裁判所事務総局総務局に提出してまいりました。

5月24日、議員6名とともに「島じまん2014」の式典等に出席してまいりました。

次に、小笠原村監査委員、長谷部勝久君及び池田 望君より、4月25日付、5月30日付で例月出納検査の報告がありました。

報告は以上でございます。

◎会期の決定

○議長（佐々木幸美君） 次に、会期についてお諮りいたします。

本定例会の会期は、本日6月12日から明日6月13日までの2日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（佐々木幸美君） 異議なしと認め、本定例会の会期は、本日6月12日から明日6月13日までの2日間と決定いたしました。

◎一般質問

○議長（佐々木幸美君） これより一般質問に入ります。

質問のある議員は、挙手をしてください。

◇ 一 木 重 夫 君

○議長（佐々木幸美君） 一木重夫君。

○3番（一木重夫君） 3番、一木重夫でございます。今回は2点ご質問をします。

一番最初は、観光振興についてでございます。

最初に、海域のリスクマネジメントについてお伺いします。

この2年間で、この村内でシュノーケリングのツアー中の死亡事故が2件発生しました。村長は、これらの事故をどのように受けとめていて、どのような対策を講じるつもりなのか、ご所見をお伺いいたします。

2番目になりますけれども、外国人旅行者誘致についてでございます。

最近、世界で一番読まれている旅行ガイドブック「ロンリープラネット」という旅行案内のガイドブックがございますけれども、そのガイドブックに小笠原諸島が日本の観光資源トップ25の10位にランキングされました。また、小笠原諸島が2ページ半という枠で大きく紹介をされました。このロンリープラネットという旅行ガイドブックは英語で書かれているんですけれども、日本に来る外国人の約9%がこのガイドブックをもとにして日本に来ていると言われていています。訪日の外国人が今1,000万人を超えたというニュースがありましたけれども、約10%と考えても100万人の外国人がこのガイドブックを見て実際に日本に来ているという物すごい影響力のあるこれはガイドブックになります。

その中でも小笠原が、富士山とかあと歌舞伎とか、あと北海道の自然とか祭とかというのを差しおいて10位になっております。これは大変高い評価となっております。私自身、このロンリープラネットに載ることが小笠原の外国人誘致につながるというふうに思っています。このロンリープラネットに載るように働きかけることが大事だということを前々から皆さんにもご紹介していたと思います。既に載ってしまったわけです。恐らく外国人旅行者が今後増えてくると思います。そのため、早急に外国人の受け入れ整備をもっともつとすべきだと思いますけれども、所見をお伺いします。

3番目に、旅行者と村民のためのWi-Fi基地の整備についてでございます。

最近、タブレットPCやスマートフォンなどの普及でさらにインターネットの利用が高まっています。旅行者はスマートフォンやタブレットPCでの情報収集が非常に多くなっております。また、電話回線でのインターネット接続は高額で、接続容量も制限されている場合が多いので、ぜひWi-Fi基地の整備をより一層進めてみてはどうでしょうか。例え

ば父島・母島の船客待合所とかあと村役場、診療所、図書室など、特に旅行者にとっては、船客待合所なんかはWi-Fiの基地としていいんじゃないかなと思います。また、一般村民に対しては村役場とか診療所とか、あと学ぶ場所としての図書室に家庭で使っているインターネットへ同じように図書室で使えたら非常に便利だと思います。

また、携帯電話各社も独自のWi-Fi基地を設置しています。これもより積極的に誘致してみてはいかがでしょうか。

続きまして、特別措置法と暫定措置法についてでございます。

今年の3月に特別措置法がまた5年間の延長がされましたけれども、この特別措置法と、また一方で恒久法としてあります暫定措置法、これらの法律に基づいて今後5年間で、村と、また知っている範囲で構わないんですけれども、東京都は何を実現しようとしているのか、この点をお伺いしたいと思います。

残りは自席で質問をさせていただきます。

以上です。

○議長（佐々木幸美君） 村長、森下君。

○村長（森下一男君） 一木議員のご質問に答弁をさせていただきます。

観光振興についてのご質問をいただきました。小笠原を訪れるお客様にとりまして、小笠原の魅力は海や陸などの自然景観であり、中でもダイビング、イルカ・クジラウォッチング、ドルフィンスイム、シーカヤックツアーなど海にかかわるツアーの満足度も高い結果となっております。

最初の質問にございました海域のリスクマネジメントに関するご質問でございますが、魅力ある小笠原の海を楽しみにして来島された方に痛ましい事故が起きるのはとても残念なことであります。村といたしましても、関係各団体を通じ、リスク管理に関する情報提供を行っていききたいと、このように考えております。

また、ロンリープラネットには、一木議員のご指摘のとおり、世界で最も利用されているガイドブックでございます。世界一のシェアを誇るガイドブックにおいて日本の観光資源トップ25の10位にランクされたということはうれしいことではございますが、同時に、小笠原への注目度が増したことにより今後は外国人旅行者数が伸びてくる可能性がございます。外国人旅行者誘致につきましては、平成24年第4回定例会においても同様なご質問をいただきました。私としましては、課題の整理を図りながら徐々に取り組んでいくという基本的な考え方に変わりはありません。

具体的な内容につきましてはそれぞれ担当課長に答弁をさせますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（佐々木幸美君） 産業観光課長、牛島君。

○産業観光課長（牛島康博君） 一木議員の質問に答弁させていただきます。

まず1つ目、海域のリスクマネジメントについてでございます。

小笠原の海にかかわるツアーはさまざまございまして、1つのツアーにおいてもドルフィンスイムや南島上陸、海中公園などでのシュノーケリングなど違うリスクを抱え、その程度にも差がございます。平成25年第1回定例会でも答弁いたしました、海域ガイドの登録や認定制度につきましては、一くくりにして考えるのは難しいと考えております。ただし、小笠原エコツーリズム協議会において、平成26年2月に保険会社に勤務する講師をお招きし、海域ガイド向けに海域リスクマネジメント講習を実施し、エコツアーによる海難事故に対する保険の重要性を伝えるセミナー及び保険に関する個別相談会を実施しており、事故発生時の対応や事故に対するリスク管理について情報提供を行いました。今後につきましても、海域ガイド向けにリスクマネジメントの勉強会等について、観光協会やエコツーリズム協議会と検討してまいりたいと考えております。

2つ目の外国人旅行者誘致でございます。

村長答弁にもありましたように、平成24年第4回定例会においても同様な質問がございました。当時も課題として取り上げられておりました、おがさわら丸のインターネット予約の導入、外貨両替、島内における外国語表記などさまざまな諸課題を整理し、できるところから対応したいとの答弁をいたしました。

村の現在の取り組みでございますが、父島8カ所、母島5カ所に英語、中国語、韓国語の併記をした歩行者用観光案内標識の設置、さらに英語版ガイドマップの作成、英語版のホームページの開設など、できる範囲ではございますが対応してございます。

また、小笠原村観光局につきましては、ホームページの英語表記、小笠原村観光協会、母島観光協会においても英語版のガイドマップ、あと小笠原村観光協会のほうなんです、フェイスブックにおいても英語表記の取り組みなど、観光関係機関につきましても少しずつではございますが対応しております。

また、東京都が観光部の調査の中で、外国人旅行者向け対応研修や東京都外国語メニュー作成支援ウェブサイト活用研修など、村内の飲食店や宿泊事業者への外国人旅行者を迎えるための研修機会を設けていただいたこともございます。ただし、村内の現状を見ますと

これらが余り活用されておらず、外国人旅行者を迎え入れる環境整備はまだ十分ではないと考えております。

具体的な対策といたしまして、外国人旅行者が小笠原へ行く第一の手段といたしまして、まずおがさわら丸の予約が必要となります。現状ではインターネット予約及びインターネット予約によるクレジットカード決済ができないため、改めて小笠原海運に確認をいたしました。今年度中に導入に向けて準備を進めていると回答でございました。また、船内の英語によるアナウンスでございます。こちらは既にははしま丸で導入されておりますが、おがさわら丸につきましては小笠原海運に改めて確認をいたしましたところ、今のところ導入予定がないという回答でありました。改めて導入に向け取り組んでいただくよう要望したいと考えております。

次に、村内宿泊施設等におけるインターネット予約やクレジットカード決済が行える事業者についてでございます。宿泊施設のオリジナルホームページは7割弱の事業者が開設しておりますが、予約まで取り扱う事業者となると余り多くない状況でございます。クレジットカード決済につきましては3割程度の宿泊施設が利用できるようですが、インターネット予約やクレジットカード決済につきましては、外国人旅行者だけではなくて国内旅行者の利便性向上のためにも取り扱い事業者が増えるよう、商工会をはじめ、父島・母島両観光協会と引き続き相談してまいります。

外国人旅行者を受け入れる環境整備につきましてはまだまだ課題はありますが、村としましては、関係機関、団体とともに受け入れ体制充実に引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（佐々木幸美君） 総務課副参事、鈴木君。

○総務課副参事（鈴木敏之君） では、一木議員ご質問の旅行者と村民のために村有施設等へのWi-Fi基地の整備に関して、一般論と技術的な観点から答弁させていただきます。

一木議員ご指摘のように、タブレットPCやスマートフォンなどの高機能化により、これらの端末機器を利用した情報収集にはインターネット接続が必須となっております。本土では携帯事業者の回線のトラフィックが逼迫し、これを緩和する対策として、観光客が年間何百万人も訪れる観光名所を抱える自治体では自治体を中心となってWi-Fi基地局を整備しておりますが、当村においては海底光ケーブル敷設後、各携帯事業者に対して不感地域解消に向けての基地局整備を要望してまいりました。この結果、現在ではドコモが父島に6局、母島に1局、auが父島に4局、母島に1局、ソフトバンクモバイルが父島に

5局、母島に2局の携帯基地局を設置しサービスを提供しております。auとソフトバンクモバイルにおいては既にデータ通信の高速化規格を採用したサービスを父島、母島で提供しております。ドコモについても本年度中にはデータ通信の高速化を採用したサービスができるように準備を進めていると伺っております。このように整備された環境において、携帯回線が逼迫し使用できなくなるということは現状では考えにくいので、当村がWi-Fi基地局を整備するという計画はございません。

また、携帯回線でのインターネット接続は高額で接続容量も制限されている場合も多いので、当村インターネット接続サービスの利用者を対象にしたWi-Fi基地局の整備をしてはということにつきましてですが、このようなサービスを提供するとなると、Wi-Fi基地局用の機器のほかにセンター側に認証サーバーを設置する必要があり、約500万円から1,000万円程度の費用がかかります。このための費用経費も必要になりますので、これらの経費を使用料に上乗せすることになり、利用者の負担増につながるのではないかとこのところでございます。スマートフォンなどの携帯事業者との契約はあくまでも利用者個人の利用形態によって左右されるものなので、利用者が自分の利用形態に合った契約をしていただくものと認識しております。

最後に、携帯電話会社のWi-Fi基地をより積極的に誘致してはどうかというご意見ですが、携帯事業者のWi-Fiスポットを設置する場合、主要な駅や主要な空港を除き、基本的には施設所有者がWi-Fiスポット用の回線を用意し、携帯事業者が自社製のスマートフォンなどを接続できるネットワーク機器の貸与という形での運用となりますので、回線費用の負担について施設管理者との事前調整が必要になってまいります。

以上でございます。

○議長（佐々木幸美君） 総務課企画政策室長、樋口君。

○総務課企画政策室長（樋口 博君） 2点目の特別措置法と暫定措置法に基づき、今後の5年間で何を実現しようとするのかというご質問についてご説明させていただきます。

一木議員ご承知のとおり、去る3月28日、小笠原諸島振興開発特別措置法が国会で成立いたしましたして、先月の5月28日、国の振興開発基本方針が策定されました。これに基づきまして、現在東京都と村におきましては5カ年の振興開発計画、これの策定作業を進めているところであり、また同時に平成27年度の概算要求、これを国土交通省に提出をするところでございます。

今後5カ年の具体的な事業の材料でございますが、都事業も村事業も今現在多くの材料が

積み上がっておりまして、今後、都事業、村事業合わせた事業全体の中で事業の調整をしていく必要がございますけれども、現時点で想定し得る材料をまず申し上げますと、村事業におきましては村道、簡易水道、し尿処理施設、浄化槽などの継続事業のほか、新たに保育施設、ごみ処理施設、小・中学校などの整備を事業として想定しているところでございます。また、都事業におきましては、村で把握できない不明な部分はございますが、継続事業のほか、新造船の整備、新造船に対応するための港湾施設の整備、住宅の整備、津波災害を想定した各施設などの防災対応、これらの事業が考えられるところかと存じ上げます。いずれにしましても、5カ年の中で定住環境の整備、船舶の整備、それから津波災害対応を進めていくというところが今後5カ年の事業の目標になろうかと思っております。

以上でございます。

○議長（佐々木幸美君） 一木重夫君。

○3番（一木重夫君） これから再質問を始めます。

まず、海域のリスクマネジメントについてでございます。

これについては、非常に痛ましい事故だと思っています。また同時に、小笠原村も観光誘致をしております、そもそも行政というのは自治体がやるべきこと、あとまた政治がやるべきことというのは、住民の生命と財産を守るということだと思っておるんですが、観光客というのは小笠原村が誘致をして呼んでいるお客様ですよ。当然そのお客様の生命と財産もこの行政が責任を持つ、あるいは政治が責任を持つというのは、それはすごく重要な視点だというふうに私は考えております。そういう点から、もっともこのリスクマネジメントについては行政が深くかかわるべき課題じゃないかなと私は考えております。例えば車の自賠責保険なんかは、これはもう法律で定めてある、これはもう車というのはある程度リスクを負うわけだから一定の範囲で保険には入らなきゃ車というのは、運転はできませんというふうにこれは国としてやっているわけです。

こういう観光振興についても、ある程度リスクを生じるものについては行政がより積極的にかかわっていく必要があると思っています。そういう点から、このシュノーケリングツアーというのは事故率が保険会社に問い合わせをしてみても非常に高いという部分で、もっともこのシュノーケリングに対しての講習会であるとか、あと保険にガイドさんが入っている、入っていないという部分に対して、もっと行政が突っ込んで民間を指導していく立場にならなきゃ私はいけないというふうに考えております。その点、村長のご所見をお伺いしたいと思います。

○議長（佐々木幸美君） 村長、森下君。

○村長（森下一男君） まず、このリスクマネジメントというものは、お客様をご案内するところ、いわゆる当該事業者とまず、行政のいろいろな支援ということは先ほど担当課長も言いましたこと、法律に基づいて私どもとしては一生懸命やっていくわけですが、まず事故が少なくとも起こらないように、事故を起こさないようにということを当該事業者と村内でのそういう意識がまず大事だと思っています。

ひとつ我々としては、エコツーリズム協会とかそういうものを通じ、観光協会それぞれの関係団体を通じ、そういう意識を高めていくということ、これがまず第一。続きまして、残念ながら事故が起きてしまったときにどう対処するかで、議員ご指摘のとおり、いろいろな保険ですとかそういうことにつきましてのあるべき姿というものは、先ほど担当課長が答弁しましたように、村としてはそういう指導を皆さんと、指導をし、ご相談をし、当該事業者が何かあったときにきちんと対応できる、そういうことをやはり整備していくと。この2つのことが肝要かと思っておりますので、そのようなことを進めてまいりたいと、このように思っているところでございます。

○議長（佐々木幸美君） 一木重夫君。

○3番（一木重夫君） そうですね、確かにまず観光団体の動きも当然であろうかと思います。そのような話も聞いております。また、個人の事業者レベルでもっともっとこのシュノーケリングに対して安全性を高めていこうという動きも聞いております。そのような動きに対して村もより積極的に支援をしていただければと思っております。

担当課長にお伺いしたいんですけども、そういうシュノーケリングのリスク管理、あと講習会、あと保険に関して、日本シュノーケリング連盟という団体がございまして、私自身働きかけて7年前にこの日本シュノーケリング連盟の講習会を村内で開催をしました。20名ぐらいに講習を受けてもらって、シュノーケリングの保険が適用できるようにしてもらったんですけども、そのような団体との連携もぜひ図っていただきたいと思っているんですけども、その点はいかがでしょう。

○議長（佐々木幸美君） 産業観光課長、牛島君。

○産業観光課長（牛島康博君） 実は昨日エコツーリズム協議会のルールガイド部会というのがございました。そこの中でもやはりシュノーケリング関係の保険について考えてくれというようなお話も出ております。そちらの部会員の方からも日本シュノーケリング連盟のお話をされていまして、先ほど答弁いたしましたように、今年の2月、講習とか相談

会をやっておりますので、また今年度もできるようにちょっと調整していきたいと考えております。

○議長（佐々木幸美君） 一木重夫君。

○3番（一木重夫君） エコツーリズム協議会でそういう話が出たというのはちょっと驚いているんですけども、そういう話が出ているのだったらぜひ前向きに取り組んでください、お願いします。

続きまして、外国人旅行者誘致についてなんですが、いろいろな外国人旅行者へ受け入れのご提案いただきました。中でもやはりおがさわら丸のクレジットカード決済ができるよというというのは、これはもう非常に重要なことだと思っております。実際もう外国人旅行者のほとんどがクレジットカードで決済して予約をするというそういう実態がございます。まさにこういうロンリープラネットというすばらしい商品を陳列しているのに、それを購入するレジがないんですよ。スーパーの中で商品が陳列されているのに、どこでこれを買ったらいいのかという状態だと今は思います。それを早急に、今年度中とは言わずにもう夏までにはやってほしいぐらいの形で要望を出していつてもらいたいと思いますが、その点、課長はいかがでしょうか。

○議長（佐々木幸美君） 産業観光課長、牛島君。

○産業観光課長（牛島康博君） 一木議員おっしゃるように、やはり外国人の方だけではなくて日本人の方も小笠原に行きたいというときは、ほかにJRにしても航空券にしてもまずはインターネットから予約をする方は意外と多いと思います。その体制がまだできていないところを小笠原海運のほうにもお話はさせていただいて、小笠原海運のほうもわかっていらっしゃると思います。システムの関係とかそういった整備もございますので、なるべく早目に、できれば今年度中の早いうちに対応していただけるようまた改めて要望していきたいと考えております。

○議長（佐々木幸美君） 一木重夫君。

○3番（一木重夫君） 続きまして、Wi-Fi基地の整備なんですが、なかなか村のほうでは独自にWi-Fi基地というのは難しいと、初期投資で500万円から1,000万円かかるという、そこで難しいというのはそこはよく理解できました。

一方で船客待合所は、ここは東京都が管理しておりますけれども、まちづくり協議会ですね、東京都がやっている港まちづくり協議会の中でもこの船客待合所のWi-Fi基地設置というのが中身でありまして、東京都はやる気になっております。また、小笠原村観光協会

としても船客待合所にこのWi-Fi基地を設置してほしいという要望を正式に出していると聞いております。そういった中、東京都と連携して、初期投資にかかる部分、ある程度東京都にご負担いただくという考えを持ちながら、この船客待合所についてはもっとやれる方向性があるんじゃないかなと感じておるんですけれども、その辺、村長のご所見をお伺いいたします。

○議長（佐々木幸美君） 村長、森下君。

○村長（森下一男君） 今ご質問のあったWi-Fiについて申し上げますと、あればいいと思います、私も。まず、東京都がお考えになっているとしたらそれは東京都のお考えということで、村のほうの基本的な考え方を申し上げますと、先ほどの答弁にもありましたけれども、このことがどれだけの方が恩恵を受けるかということなんです。我々が公費を投入してこういうことをやるからには公平性ということを欠くことはできません。ですから、あったほうがいいのかという施設と、公的な税金を投入して公平性が本当に確保できるのか、担保できるのかということも私どもとしては考え合わせて持ちませんと、こういうことが多くの村民の理解を得られないということにもなりますので、先ほどのような初期投資のかかり方がほかのところと違うんですね、回線だけでもうちの場合には。それが、ですから村民全体の利益といいますか、それに寄与できるのかどうか、そういうようなことも踏まえましてこれからこのことは検討していかなきゃいけないことだと思っています。したがって、担当課長が先ほど言ったような現在のところではそういう答弁になっておるわけでございます。

東京都がそういうお考えを持っているということで、もちろん観光協会からも要請があるということを今伺いましたので、東京都のほうとはいろいろご相談をさせていただきたい、このように思っています。

○議長（佐々木幸美君） 一木重夫君。

○3番（一木重夫君） ぜひ東京都と、あと観光協会とも相談しながらぜひお願いをします。

また、このWi-Fi基地については、外国人旅行者はドコモにもauにもソフトバンクにも加入してございません。東京都も外国人旅行者誘致というところでWi-Fi基地が必要だろうという観点で進めておりますので、ぜひ東京都とお話をしてみてください。

続きまして、特別措置法と暫定措置法についてお伺いいたします。

まず、今後5年間で何を実現という中でいろいろお聞きしたんですけれども、ちょっと残念だなと思うのは、施設の更新とかがほとんどなんですね。また、東京都のやる事業の中

に航空路というのが入ってきていないというのは非常に残念だなと思っています。その点についてはいかがでしょうか。

○議長（佐々木幸美君） 村長、森下君。

○村長（森下一男君） 改めて申すまでもなく、航空路については改めて航路のほうのことが新しい方向性が打ち出せましたので、航空路について地に足をつけて協議をしていくということでございますので、今ここの事業に出てこないというのは、要するに年次計画で何をやっていくかということですので航空路が出てこなかったということでございまして、まず課題が何か、現行あるそういう航空路開設するためにどういうことが考えられるのかということは、これから改めてまた協議を進めていくということでございますので、事業計画までの段階ではないというふうにご理解をいただければと思います。

○議長（佐々木幸美君） 一木重夫君。

○3番（一木重夫君） あと、私、国会の国土交通委員会、衆参の両方の議論を全部見ました。奄美はどちらかというと今回ソフト事業が充実したという部分で、ソフト事業をもっともっと新しい形でやっていこうという機運が盛り上がってきております。具体的な中身を申し上げますと、妊婦さんに対しての補助をもっと充実したりとか、あと教育では高校生から島を離れて内地の寄宿舎に入る場合その寄宿舎の補助とかあと飛行機の運賃を安くするとか、そういった部分もソフト事業が結構充実しております。村では今後5年間、そういうソフト事業で何かこういうのをやっていこうという考えはないでしょうか。

○議長（佐々木幸美君） 村長、森下君。

○村長（森下一男君） 奄美やほかの離島が、奄美は私どもと一緒に特別振興法ですが、それ以外の離島の全国の離島も、今、一木議員がおっしゃったようなことをかつてから国に要望し、ようやく緒についたんだと私は思います。奄美も、私ども小笠原は1村ですけれども、奄美の場合には県から始まりまして——特別振興法の場合ですね、町村がありましてそれぞれの事情もまた違います。具体的ところで、今事例に挙げられたようなことを、私ども小笠原村が現在妊婦の方ですとか子供たちに支援していることと、奄美のほうが今回やるようなことの差が本当にあるのかどうかということは、冷静にこれはご比較をまずいただきたいと思います。そして、私どもが東京都にあるということから、伊豆七島それから小笠原というのは、いろいろな意味で一律にほかの地域の離島振興法、それから特別措置法では語れないところもございます。

私どもは、ソフト面で今までやってきた中のことをこれからも続けていくつもりでござい

ますので、私としては、特段奄美のほうの振興法の中でソフトが伸びているよ、小笠原は伸びていないよというような受けとめ方はしていないところでございます。

○議長（佐々木幸美君） 一木重夫君。

○3番（一木重夫君） すみません、時間がちょっともうないので、この議論はまた次の一般質問で、この議論を始めると本当に時間かかりますね。もうこれ一本に絞って今度は一般質問でもっとやりたいと思っております。

最後に1つだけあります。奄美の振興法の一括交付金が導入をされました。小笠原はこの一括交付金導入、今回しておりませんが、奄美と小笠原、これ何でこういう差が出たのでしょうか、教えてください。

○議長（佐々木幸美君） 村長、森下君。

○村長（森下一男君） 今回の振興法、特別措置法の延長の中でよく精査をしていただければわかると思いますが、奄美の皆さんは沖縄というものが視野にあって、沖縄とほぼ同等のような形のいろいろなことを考えておられるのではないかと私は推察をいたします。

その中での今交付金のお話でございますが、今まで小笠原ではこの交付金という形での振興法の枠組みではございませんでした。今回、昨年の離島振興法の改正の目玉でもございますね、この辺が。それとほぼ同等のものを、特別措置法の中でも奄美のほうでも小笠原のほうでも関連づけて今回の延長法の中に盛り込まれてきたところでございます。かつて小笠原がずっとたどってきた道の中ではなじんできていなかったことですので、この5年間はこの交付金についても研究をさせていただきたいと私どもは思っています。どちらが、ありていに言うとメリットがあるのか、デメリットなのかということについては、そういう精査をこれから検証していきたいと、こう思っているところでございます。これも先ほどの議論に結びつくところがございますから、そうですね、関連づけて恐らく議論したほうがいいのではないかと思います。

○議長（佐々木幸美君） お諮りします。

暫時休憩をしたいと思います、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（佐々木幸美君） 異議なしと認め、暫時休憩いたします。

15分程度ということで。

（午前10時45分）

○議長（佐々木幸美君） 休憩前に引き続き、一般質問を再開いたします。

（午前 11 時 2 分）

◇ 鯰 江 満 君

○議長（佐々木幸美君） 鯰江 満君。

○4 番（鯰江 満君） 4 番、鯰江 満です。

防災対策について質問をいたします。

自然災害の防災対策については、これまでも村議会でも多岐にわたり、また数多く取り上げられております。自然災害発生の際にまず一番に考えるべきことは人命を守ることとであり、そのための準備を村と村民は怠らないことが最も大事なことで考えます。小笠原村では特に台風と津波への備えが必要になりますが、台風の場合は進路予報により強風への台風養生を準備することが可能ですし、大雨による水害や土砂崩れなどのおそれがある箇所からは早目に安全な場所に避難することで、ある程度の危機回避はできるものと考えます。津波についても、近地地震津波であれば強い揺れを感じたらとにかく村民は高台に逃げることで、また遠地地震津波であれば防災無線やマスコミ情報をもとに早目に高台へ避難することで、それなりに人命は守られると思います。

しかしながら、特に津波被害を受けた後のライフラインの確保は、被災後の復旧や村民生活に大きな影響を及ぼすことが想定されます。村として、このライフラインの確保と危機管理体制についてはどのように考えているのか伺います。

○議長（佐々木幸美君） 村長、森下君。

○村長（森下一男君） 鯰江副議長のご質問に答弁をさせていただきます。

防災対策についてのお尋ねでございました。村民の生命・財産を守ることは行政の大きな使命の一つですが、自然災害の軽減のためには、自助・共助・公助といった基本的な考え方を我々も村民もしっかり持っていく必要があります。村民や来島者の皆さんにお願いをしたい自助とは、津波発生の場合とはとにかく高台に避難するといった行動です。そして、自分だけでは逃げられない方がいれば声をかける、援助をするといった共助を発揮していただきたいと考えております。また、村民や来島者の皆様がそういった行動を迅速にとれるよう津波発生時の情報発信や避難路・避難所の整備、食料・毛布などの備蓄品確保などを、村役場をはじめ関係各行政機関が担うことが公助であると考えております。

ご質問のライフラインの確保につきましては、電気、ガス、水道、食料など村民生活を維

持する上で、日ごろから公共事業だけではなく民間事業として確保されているものもございます。また、それぞれの拠点となる事務所が津波浸水被害想定範囲内にあるものの、高台への移転が容易でない場合が見受けられます。ご承知のように、父島の浄水場につきましては今年度完成を目指し、高台移転できることにはなっておりますが、父島の発電所などは海岸近くに設置をされております。津波対策被害の軽減のためには、すぐにでも高台に移転するということが必要になるわけですが、移転先や移転事業費の確保など容易でない事業が多々あります。公共事業では、国費補助を受けた浄水場の移転でも計画から完成まで11年を要しております。ただ、だからといって何もしないということではなく、今できること、今用意しておけることなどを検討し、ライフラインの確保充実を図っていききたいと、このように考えているところでございます。

○議長（佐々木幸美君） 鯉江 満君。

○4番（鯉江 満君） 備えあれば憂いなし、まさにライフラインが確保されていれば、多少の不便や不満はあるものの、村民の最低限の生命維持は確保できると思います。このように、初動対策としてのライフライン確保が最重要であります。できることから実行するために現在行われている対策等、今後どのようなことを実施しようとしているのか、電気、ガス、水道、食料の確保について具体的に伺います。

○議長（佐々木幸美君） 総務課長、渋谷君。

○総務課長（渋谷正昭君） 支庁や村を含めました小笠原のライフラインを担っている事業所が津波の浸水が予想されている地域に位置しているため、電気、ガス、水道、食料などの生活基盤に大きな被害が及ぶことが考えられます。議員ご質問の個別のライフライン確保への取り組みについて答弁をさせていただきます。

まず、電気につきましては、東京電力が事業主体であり、特に父島の発電所が低地にあることから、発電所が津波により被災した場合は復旧までの間、電源車を運び応急電源として活用することになっていると伺っております。高台への移転は今のところ計画はありませんが、まずは一、二メートルほどのさほど高くない津波で被災することのないよう、発電所周りを防潮堤で囲むことなども検討していただきたいというふうに考えております。

次に、ガスとして、プロパンガスはJ A島しょ農業協同組合が事業主体であり、住宅の場合、通常2本設置して1本がなくなったら取りかえており、取りかえペースは2週間に一度程度と伺っております。したがって、被災しなかった家庭では2週間程度の利用はできますが、保管庫が父島、母島ともに低地にあるため、高台への移転が課題であります。

同様に、ガソリン等の車両用の燃料や一般の食品も民間事業者の保管場所のほとんどが浸水予想地域に位置していることから、今後、流通ストックの活用といった観点で、村だけではなく、国や東京都も含めて倉庫や事業所の高台への移転を検討する必要があると考えております。

水道につきましては、父島浄水場の高台移転が今年度末に完了しますので、電気の供給がとまった場合でもストックしている燃料を使い自家発電の活用によって7日間程度は水の供給ができることになります。また、母島につきましては、南海トラフ地震による津波浸水予測範囲から外れており、今後の施設改良とあわせて津波被災時にも水の供給は可能と考えております。

次に、食料でございますが、特に備蓄食料については、村の備蓄計画により村民、来島者合わせて4,800人で3日分の備蓄を行っております。また、水に関して、発災時に村担当者が各配水池のバルブを閉めることとなっており、350トンの備蓄を見込んでおります。今後は、備蓄計画人口の見直しを行い、7日分の食料、水の確保を目指していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（佐々木幸美君） 鯉江 満君。

○4番（鯉江 満君） ただいまの説明の中での電気についてですが、父島の発電所移転の計画は現在ないということのようですが、母島の発電所と同様に、高台への移転を引き続き東京電力に要望をお願いいたします。

また、引火性があり発火性が低いプロパンガスとガソリン、油脂類は、保管倉庫を早急に高台に移転することが急務と考えます。津波の規模にもよりますが、ガソリンはもちろんのこと、大人の胸程度の高さがあるプロパンガスの通常50キロボンベは、ガスが充填されていると約100キログラムです。しかし、海水にこれは浮きます、浮いてしまいます。ということは、低地に保管されているプロパンガスボンベが海水に浮いて、津波の満ち引きにより湾内を暴れ回り、港湾施設の岸壁をも破壊する可能性もあります。電気の説明のところで復旧のための電源車という説明がありましたが、この電源車は岸壁が壊れれば陸揚げができない、そういう最悪の被害も想定されます。また、衝撃により安全バルブが破損し、引火することになれば洋上火災が発生します。奥尻島では漁船炊事用の10キログラムプロパンガスボンベにより火災が発生し大火となったそうです。燃える海水が、二見港あるいは沖港内を埋め尽くし火の海となり、低地に流れ込み、ガソリンなど油脂類とともに可燃

物、瓦れきも当然そこに入ると思いますが、可燃物に次々に燃え移り、全島が焼失する大災害が想定されます。これは東日本大震災でも実際に起きたことで、多くの人命が犠牲になりました。津波災害発生とほぼ同時に発生する二次災害を減らすためにも、引火性、発火性のある危険物は早急に高台への移転を進めていただきたい。

ちなみに、プロパンガス事業者である J A 農業協同組合のボンベ貯蔵場所と貯蔵量は、父島では奥村地区です。最大の貯蔵量、50キロボンベ換算で292本、母島では元地です。同じく50キロボンベ換算で40本ということです。この農業協同組合の今貯蔵所は当然低地ということで、津波に直接さらわれるということです。また、ガソリンなど油脂類の事業者は父島の漁業協同組合ガソリンスタンドと民間業者の2店舗です。貯蔵場所は2店舗とも津波浸水地帯で営業をしております。漁業協同組合ガソリンスタンドの貯蔵量は、地下タンクに約40キロリットル、陸上タンクに約400キロリットルが貯蔵されています。母島の民間事業者のガソリンスタンドは津波浸水地帯ではないのですが、約10キロリットル、そのほかに漁船用油脂類が約10キロリットル貯蔵されているようです。聞き取りをいたしました数量だけが父島と母島の危険物の貯蔵量の全てではなく、津波浸水予想地帯の漁船、住宅、自動車には数倍の貯蔵量があります。

以上、これらの事業主体である事業所への保管倉庫の高台移転を協力要請し、移転用地の確保なども含めまして、適切かつ迅速な行政指導を村長にお願いいたします。

災害に強い小笠原村を目指していくことを願い、私の質問を終えます。

◇ 池 田 望 君

○議長（佐々木幸美君） 池田 望君。

○6番（池田 望君） 池田 望でございます。

本日、テレビのニュースを見ておりましたら、友好町村である元櫛形町、南アルプス市がエコパークに、ユネスコの登録認定ですか、何かされたということで、懐かしい中込市長の顔が喜ばれてお電話に出ているシーンが映っておりました。昨年も10周年の式典にお呼ばれしながら、夢を語られていた市長のことを思いますと大変よかったなというふうに思っ、この場をかりてご祝辞を申したいなというふうに思います。もし執行部のほうでもご連絡されていないんだったら、どうぞ早目にお祝いを言っていただければありがたいと思います。

先ほど事務局長のほうからも、事務事業報告の中で我々の出張のことについてのお話があ

りました。その中でも大島に、10月の被災を受けた大島に我々もすぐに行きたかったんですがなかなか行けなくて、行ってきました。先ほど防災のお話もありましたが、大島も今またきょうも大雨で大変な目に遭われているということを伺っております。また、私ごとではありますが、旧ホテルを営業しておりました私の知人ともその大島で会うことができまして、これから先のことを考えると大変だとは言っておりましたが、元気な姿を見ることができました。

そういう出張ではございますが、その中で小笠原諸島振興開発審議会第87回を傍聴することができました。これは先ほど一木議員からの質問等でもありましたが、小笠原諸島振興開発特別措置法の改正・延長に向けての審議会の上承を得て5月28日に国のほうの基本計画が決まったということでございまして、法延長になったのは大変ありがたいというふうに思って傍聴しておったんですが、少しずつ気になる点がございましたので、今回の法延長の骨子というか、ポイントは何なのかということをもとに執行部にお伺いしたいと思います。

後ほどの質問は自席にてさせていただきます。よろしくお願いします。

○議長（佐々木幸美君） 村長、森下君。

○村長（森下一男君） 池田議員のご質問に答弁をさせていただきます。

質問に際しまして、南アルプス市のエコパークのおめでたいお話をご披露いただきまして、ちょうど議会が始まる前に佐々木議長からもそのお話が出たところでございまして、本当に友好町村として大変一緒に喜びを分かち合いと、こう思っているところでございます。

また、先般、議員の皆様方が伊豆の大島へ行かれたということで、島じまんの際に、大島町長、それから大島町議会議員、副議員の皆様から、大変来ていただいてよかったということを私のほうにもお礼をされましたのでご報告を申し上げます。

ご質問の小笠原諸島振興開発特別措置法の改正案につきましては、去る3月28日、国会で可決をいただき、3月31日公布されたことにより、平成30年度までの5年間の延長が決まったところでございます。

今回、特別措置法の改正内容のポイントは、まず、第1条の目的規定に定住の促進が追加されたこと、また、振興開発の基本理念の条項と国・地方公共団体の責務の条項が新設されたことがございます。また、新たな事業展開の仕組みとして、小笠原諸島内だけで限定適用できる通訳案内士の業務と旅行業者代理業の業務が特例措置として実施できる旨の規定が新たに盛り込まれました。さらに、第1条の目的規定に定住促進が追加されたことに

伴い、人の往来や物資の流通に要する費用に関する配慮のほか、就業の促進、介護や保健医療サービスの確保、自然環境の保全と再生、再生可能エネルギーの利用促進、防災対策の推進、教育の充実など多くの生活・産業分野にわたる配慮規定が新たに盛り込まれたところでございます。

なお、法律の整備という観点では、本村の特殊事情や取り巻く環境の変化などを踏まえたほか、離島振興法が適用されている一般離島や奄美諸島など離島共通の課題も踏まえ、それに即した法律の改正がされたというふうに理解をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（佐々木幸美君） 池田 望君。

○6番（池田 望君） 新たに改正の中に入れていただいたポイントを伺いました。もっと詳しく伺いたいのので、先ほど村長言われた通訳とかの話なんです、産業振興促進計画を策定して通訳案内士、旅行業者代理業などを認定していただくというような話なんです、このことについてもう少し詳しく、それで村としてどのように対応していくかをお知らせください。

○議長（佐々木幸美君） 総務課企画政策室長、樋口君。

○総務課企画政策室長（樋口 博君） 通訳案内士及び旅行業者代理業の仕組みを簡単にまず申し上げますと、通訳案内士というのは国家資格として成り立っているものなんです、要は外国人の方等を通訳しながら案内をする仕組みとして国家資格が必要だという仕組みになっております。今回、特例措置というのは、国家資格ではなく、小笠原諸島内だけで通用するための研修を行いまして、それを受けていただければ小笠原諸島内だけで通訳案内ができるという特例の内容でございます。同じように、旅行業者の代理業につきましては、旅行業者の代理業を行うためには旅行業者の管理者を、国家資格である管理者を配置しなければいけないんですが、その管理者も一定の研修を受けた方を配置して、小笠原諸島内で現地において、具体的には宿泊業者を想定されていますが、宿泊業者がそういう方を配置すれば旅行商品の契約だとかそういったものができるという特例の措置でございます。

それらの制度に対しましてどのように取り組んでいくかというところかと思いますが、まだ法律上、それぞれの制度について小笠原で限定的に扱うに当たって国の考え方が告示によって示されるという規定になっているんですが、残念ながらまだちょっとその告示自体が表に発表されていないという状況でございます。通訳案内士なんかの例を挙げれば研修、

一定の研修というのは我々村がやらなければいけないという規定になっていますが、じゃどんな研修内容で、時間数だとかそういったことも含めてまだ明らかになっていないという部分もございまして、それら国の考え方が示されていない中では、まだ今現在村自体もどういうふうに取り組めるのかそれを模索している状況でございます。

答弁としては、説明としては以上でございます。

○議長（佐々木幸美君） 池田 望君。

○6番（池田 望君） 今のお話を伺っておきますと、せっかく改正されて、村のためにということで特例として許認可、免許がある程度ハードルを下げてやれるようにして、それを使って、有効に使ってくださいねということなんでしょうが、それがまだその手前のほうで、国のほうの告示が済んでいない。村としてはそれが無いとどうやって準備していいかわからないということでは、改正されても使えないということですね。だから、改定の特別振興法の中にはきっちりと文字になって載っておりますが、実際のところその辺の詳しい、予算もかかるだろうし、予算もそうだし、研修に対する人の手配だ何だという、どの程度のことをやるかというのは全くわかっていないのでは、もうスタートしていますから、新しい法律は。早くその辺は整理していただきたいと思いますし、実際のところ本当にこれが我々にとって使い勝手のいい法律の改正なのかどうかというのは私は疑問に思っていて、このことで、小笠原にとって悪いことではないと思いますよ、ただ我々が今望んでいるものはそこにあったかなというのがちょっと気になるところです。

実際ちょっと愚痴になりますが言わせていただければ、例えばせっかく光ファイバーが敷設されましたと、画像伝送システムでここの医療を画期的な、内地とほぼ遜色のないことにしようと思えばできるんだが、レセプト請求なんかでの問題がまだあると、初診はどこでどうなったと、そういうところこそ特例をいただければ、すぐさま我々のこの今のインフラを使いながら新たな医療の展開に持っていけるじゃないかと。何かそんなところをぜひやってもらったほうがいいと思うし、もう一つ言わせてもらえば、定住の促進にもかかってくるんだろうけれども、老人ホームの設置基準のときにも担当の樋口さんなんか相当苦労されたと思うけれども、あのときも30床なきゃつくっちゃいけないというところで相当悩みましたね。そういうときにこそここで特例をつくっていただければいいじゃないですか。10床で認可していただけるようなことができないんだろうか、設置基準の問題をそこで見てもらうとかね。離島はみんな悩んでいますよ、こんなの。

まだ言うんだったら、そうですね、飛行機をねと——それは村長、誘導尋問だよ。アクセ

スの問題はもう50年もかかるかというのにこんな、そういうことを一つずつやっていたくようなことをしていただきたいな。もちろん新たにそういう特例という部分が入ったことは、これからその部分について特例という、特区という形で考えていただけるのだったらそのことのほうがいいと思います。

もう一つ言うと、飛行機のことと言っちゃたけれども、看護師だって大変なんだよね。だから看護師を、各離島が大変だったら特区をつくって、看護師補助から准看護師になれる制度があるんですが、その准看護師になるためには学校へ行かなきゃいけない。通信制度だ何だという一つの、ここの診療所で看護師補助をしながらでも准看護師の資格を取っていける、そうすると地域の人の中からそういう人材が生まれるというようなことをぜひ取り組んでいただきたいなと思うんですが、樋口課長、ちょっと今後企画としてそれを何とか盛り込んでくれるよう審議会なんかに働きかけるような話はできないですか。

○議長（佐々木幸美君） 総務課企画政策室長、樋口君。

○総務課企画政策室長（樋口 博君） 実務的な観点で申し上げます、今、池田議員がおっしゃった、既存の仕組みに照らし合わせれば特区制度につながるような小笠原での材料というのはほかにも幾つかあるかと思います。それを既存の特区制度でやるにはまたいろいろな課題もございますが、小笠原の特別措置法という中でもしそういう特例的な配慮が、今までは現実的にはなかったんですが、今後そういったものが可能かどうかというところも含めまして、次の延長の際には返還50周年という次の世代の方々の基盤となる法律の延長になりますので、そういった視点も含めていろいろな研究をさせていただければというふうに担当課としては思うところでございます。

○議長（佐々木幸美君） 池田 望君。

○6番（池田 望君） ぜひ国のこういう法律をつくる段階、手前で、先ほど一木議員のほうからも話がありましたが、もう見越して、我々が今何が不足していて今何が必要なのかというのはやっぱり整理しながら、この大もとであります特別振興法に何かメニューとしてのつけていただけるような努力というのはこれから必要だと思いますよ、そういうことをやっていかないとよくならない。

全くその続きで、定住の促進だということで、基本になっている定住してくれというのは、国の言っている意味は、今離島を領土領海の確保、これはすごい大切だということを国のほうで今こういう社会的環境が変わったことで感じていただいて、離島振興のほうにも法のほうにも盛り込まれたと。もちろん小笠原にもそういう意味で定住の促進を入れていた

だいた、これはよく理解できるところです。その中にさっきの医療だとか福祉だとか交通アクセスとかありますよね。そういう中で私が言いたいのは、去年も言ったけれども、住宅がないんじゃ定住もできないだろうと、このことについて質問いたします。

○議長（佐々木幸美君） 自然管理専門委員、岩本君。

○自然管理専門委員（岩本 誠君） 小笠原住宅、住宅政策に関しまして、昨年の第2回定例会において池田議員からご質問をいただきまして、その後、東京都と村とで今現在ある都営小笠原住宅の位置づけやあり方について見直しをするための検討を行うことになったところです。今まで村の住宅政策に関しましては、一応持ち家推進のための宅地分譲事業を主に進めてきたところでございますが、現在村民の多くの方が都営小笠原住宅にお住まいになっているという現状を踏まえ、定住促進としての村の住宅政策もこの小笠原住宅のあり方が大きく左右すると考えております。まずは東京都とともに今後の小笠原住宅のあり方を検討してまいりたいと考えております。

なお、検討に当たりまして、村役場内に小笠原村まちづくり検討会の中に小笠原村住宅政策検討会を設置したところでございます。東京都におきましても、都市整備局内に設置されております東京都小笠原住宅局内検討会で検討が今後進められることになっております。

○議長（佐々木幸美君） 池田 望君。

○6番（池田 望君） 少し進んできているということをご説明いただきましたので、そのことについてはよかったなというふうに評価するわけですが、実際我々住民側から見ると、行政のスピードというのはそんなものかということなんです。また、大きく村の住宅政策はいうふうにくくってしまうとやっぱりそのような回答になろうかと思えます。

本当に我々は東京都の小笠原住宅に大変お世話になって、これだけの人口を今確保して皆さん暮らして小笠原振興に役立つように頑張っています。ただ、今実際のところ、その今まさに住むところで困っているのは、単身者なら何とか入っているんですよ、みんなどこかに、少々家賃が高いけれども。ただ、妻帯者の人たち、それからお子さんがいるとかというところでは大変住環境が悪いわけですね、民間アパートでは。それで、どうしても都営住宅に入りたいなというお気持ちが強いわけですよ。家賃だけの問題じゃなくて、そういうところなんです。だから、何か大きく東京都の都営住宅も含めた住宅政策というふうには考えないで、もっと違う方向で何か考えてやったらいいなと思うんですが、そういうふうにはならないでしょうか。

○議長（佐々木幸美君） 自然管理専門委員、岩本君。

○自然管理専門委員（岩本 誠君） 当然今の現在ある小笠原住宅につきましては、返還当時、約45年前の規格で建てられた住宅ということで、現在今小笠原住宅に住まわれている方の居住環境に当然適合していないと。今現在、この島自体は若い世代の方がかなり多く生活されておりますので、なおかつ多人数世帯数も返還当初の考え方から考えますと全然居住環境は変わってきております。

今回、昨年質問いただいて後、東京都とその辺積極的に進めてきた結果、新たにつくられる住宅に関しては、返還当初の帰島促進用住宅にこだわらないで、今現在は実際新島民の方——新島民と言っていいのかどうか分かりませんが、返還以降ここに住まわれた方たちがかなりの数を占めておりまして、先ほど言ったように若い世代で子供も多いということで、現在のいわゆる入っている方の状況に即した形での都営住宅というものも同時に併設して考えていくということで、今のある小笠原住宅全体をまず見直すと、それから居住環境に関しましても今現在内地でつくられている住宅に関しては、その住んでいる方の居住状況に応じて当然70平米弱の3LDKとか、それから2人世帯2LDK、1LDK等のいろいろなタイプの形のものが混合された集合住宅ということになっておりますので、当然今後建てられる住宅に関しましては、今の入っている居住者の状況に合わせた形で東京都と話を進めていく形にはなると思うんです。ただし、今どこまでそれが今後村民の意向に沿った形で進められるかというのは今後の話し合いには当然なってまいりますけれども、村としてもその部分については積極的に要望していきたいと考えています。

○議長（佐々木幸美君） 池田 望君。

○6番（池田 望君） 苦しい回答だろうなと思うんです。僕らは、スピードを持ってもっとできないか、今困っているんだぞといって、でもやっぱり一つの住宅政策という流れでいくと小笠原住宅を無視したことはできないんだということだろうとは思いますが。とにかくそういう中でも一歩ずつ進めて、この今慢性的な住宅不足を何とかしてやってあげたい。もうご存じだと思いますけれども、ここは持ち家を推進するというのは大切なんですが、住宅を建てるという、みずからが住宅を持つということに大変費用がかかるんですよ。モルタルの単価で言うともう2.5倍から3倍ですよ。だから、多分そうやって考えれば内地で家を建てようと思えば、2,000万円から2,500万円の家建てようと思えば5,000万円以上かかるということなんですね。とてもそれは今全体にじゃどうだと言ったって、おのずと限られた人しかそういうことを実施できる人はいないということなんです。

そういう中ではやっぱり公共の住宅、またそれに合う利子補給だとかそういう一つのイン

センチブを与えていきながら、民間アパートだって何とかそういう平米数の広い家族が住めるようなものを作っていけばいいなというふうにずっと思っているんですが、何とかその方法を考えていただけないか。すぐやれと言っても今できないものはしょうがないんですけれども、1個忘れていたから言うけれども、さっきの定住促進の中で運賃を安くするという話ありましたね。あの中でも、前の議会でも言ったかな、そもそも高いんだよという話はしました。でもいろいろ先ほどの議論の中でも聞いていれば、ご事情があつてそういうことでおさまっているところもあるんでしょうが、価格、燃油価格調整金なんていうのは、ああいうのはもう本当はその部分で吸収してほしいなと思いますよ。それから、総務課でやっている事務だってあんなばからしいことやるのやめて、あれは一括でどこかで落としていくような、それで住民に低廉化していくという方法はあるかと思うんですが、そのことは考えたことがありますか。

○議長（佐々木幸美君） 総務課企画政策室長、樋口君。

○総務課企画政策室長（樋口 博君） おっしゃる意味はよくわかりますし、先ほど来出ている交付金という仕組みの中ではそれは一つの大きな材料だとは思いますが。そういったことも含めまして、これから今後次の延長に向けてその中で検討できればというふうに考えております。

○議長（佐々木幸美君） 池田 望君。

○6番（池田 望君） 何もかもすぐさまうまくいくとは思いませんが、そういう一つずつの課題があることはもちろんご存じでしょうが、やっぱり何かそういう根本になるものを解決していかなきゃいけないなというふうに思います。

先ほどもちょっと言いましたが、やっぱり航空路がないことが全てのものにいろいろなことを起こしているという、我々のこの苦労、その中でも今やらなきゃいけないことで医療や福祉やといういろいろなメニューございますけれども、ぜひそういうことを、ご理解されていると思いますが、今の法律の中で最善の法の利用をしながら小笠原村をどんどん発展させていただきたいと思ひまして、一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（佐々木幸美君） お諮りします。

暫時休憩したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（佐々木幸美君） 異議なしと認め、暫時休憩をいたします。

午後は2時から開催いたします。

(午前 11 時 45 分)

○議長（佐々木幸美君） 休憩前に引き続き、一般質問を再開いたします。

(午後 2 時)

◇ 高 橋 研 史 君

○議長（佐々木幸美君） 高橋研史君。

○1 番（高橋研史君） 1 番、高橋研史でございます。

蒸し暑い日々が続いておりますね。先ほども一般質問、開会した際に議場内にあるテレビカメラのカバーが結露しまして、一部一般質問が霧の中に包まれたような感じでございましたけれども、今はそのカバーも外してクリアな画像が皆さんの手元に届いていると思います。これも何といたしますか、電気代も冷房をかけるとかなりかかると思いますので、ぎりぎりまで冷房をかけずに、皆様が集合する直前に冷房を入れたがためにこういう現象が起きて、それが開会に間に合わずに一部霧に包まれた映像が届いたということですが、事前に何か手を打っておけばよかったかなと私は思います。

それでは質問に入らせていただきます。

1 点目は、農道の村道への転用を進めよ、進めていただきたいなという趣旨でございます。

村は将来人口を3,000人として、緩やかな人口増加を維持することを目標としております。そのためには、総合計画でうたっておりますように、長期的に新たな産業振興の展開、居住環境の整備などの多様な取り組みを推進することが必要であると思います。現状は、土地、住宅の取得が困難なため都営住宅に大きく依存しておりますが、既存の住宅供給体制では官民合わせても住宅供給が量的に不足しているのではないのでしょうか。今後、人口目標達成のためにも民間の住宅供給が不可欠であると思いますが、民間といえども住宅供給に要する土地は限られておりまして、ましてや接続道路が農道である等の問題から、土地の有効活用が土地所有者の思うようにならないといった現状がございます。

そこで、村民が安心して住み続けられる住環境づくりのため、民間の住宅供給支援としての第一歩とも言える農道を村道に転用してほしいといった民間の希望を聴取し、検討することであると考えておりますが、これらの取り組みの推進を求めるものでございます。

2 点目の質問は、小学校教科書の採択についてでございます。

この通常国会で義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律という法律が改正さ

れまして、主に共同採択地区における市町村教育委員会の協議の方法に関する規定の整備がなされたところであります。小笠原村は村が単一地区という全国でも珍しい地区でありまして、共同採択の規定は当村には当てはまらないと思いますけれども、新しくなりまして同法第15条、採択した教科用図書の種類等の公表の項目では、市町村教育委員会等が教科書を採択したときは、採択結果及び理由、その他文部科学省令で定める事項を公表するよう努めるものとするという努力規定が新たに盛り込まれております。教科書採択は教育の根幹をなすものであり、教育の充実豊かな村づくり、ひいては豊かな国づくりに直結するものであると考えるところであります。

質問の第1点目として、小学校の教科書採択という重要な作業に際し、村長の採択に対する認識をまず伺いいたします。

2点目、法第15条は努力規定ではありますが、現在、採択結果、理由等を公表している採択地区は、採択結果については約6割、理由については3割にとどまっております。教科書が学校教育において重要な役割を果たすことに加え、近年、教科書採択の結果が社会的に大きな関心を集めていることなどから、教育委員会にあっては地域住民、校長にあっては保護者に対して、採択に関する情報を適切に提供していくことが必要であると考えておりますが、本村の場合、過去の対応はどうであったでしょうか。

3点目、今後教育委員会は、先ほどの法で努力を定めている事項を公表するかいかん、お答えを求めます。

その他の事項については自席にて質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木幸美君） 村長、森下君。

○村長（森下一男君） 高橋議員のご質問に答弁をさせていただきます。

まず、小学校の教科書の採択に関することで、そのことに関する私の認識というご質問がございました。小学校教科用図書の採択についてお答えを申し上げます。

今回、教育委員会の指導によって選定審議会及び調査委員会が組織され、採択の検討作業が進められています。その答申を受けて教育委員会が採択をするわけですが、教育委員会は首長から独立した機関で、法律によって政治的中立性の確保が求められています。これが現行の制度でございまして、首長が教科書採択に介入をするということはないようになっていることとございます。私も制度を遵守する立場でございますので、この現制度が変わらない限り、私自身が教科書の採択に首を突っ込むというようなことはないということになります。

また、その他の教育関係の質問につきましては教育長並びに課長補佐が、農道のご質問もございました。それぞれ担当課長が答弁をいたしますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（佐々木幸美君） 産業観光課長、牛島君。

○産業観光課長（牛島康博君） 高橋議員の質問に答弁させていただきます。

村内の農道は、小笠原諸島振興開発計画の土地利用計画による農業地域内に位置しております。同地域は、村として農業の振興を第一義に考えている地域であり、農道に関しても農業振興に資することを目的として整備されています。

さて、農道は、建築基準法により建築の際に求められる接道要件の対象となる道路には該当いたしません。農道を村道化すれば建築基準法上の道路となることから、農道沿いの住宅整備を促進という側面から見れば大変効果の見込める方策と言えます。しかし、ご存じのとおり、本村は小笠原諸島の復帰に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律により、国内唯一の農地法未施行地域となっております。他地域であれば農地は農地法により他用途への転用が厳しく制限されることにより守られておりますが、本村においては農地の転用を規制するすべがございません。農道を村道化すれば農道沿いの限られた範囲が無秩序に開発されるおそれがあり、農道沿いの土地が宅地等に転用されれば当該地が農地として利用できなくなるだけでなく、その奥に広がる広大な土地も農道との接続を分断され、農地としての活用機会を失うことになります。また、村道化することにより農道沿いの土地価格が高騰することも見込まれることから、これまで以上に農業者が農地を取得することが難しくなり、農地の利活用が滞るという影響も考えられます。

このような理由から、村としましては、農道の村道化には慎重を期した対応が必要であり、現状としましては、ごく一部の区間を除いて農道は農道として管理していく方針でございます。村及び農業委員会では、農地の未利用農地の流動化を進め農業振興に努めているところでございますので、農業地域の土地の活用及び村の農業振興についてご理解いただきたいと思いますと考えております。

○議長（佐々木幸美君） 教育長、伊藤君。

○教育長（伊藤直樹君） 教科書の採択の公表についてお答えします。

教科書の採択について、小笠原はこれまでも結果のみでしたが公表しておりました。今回、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の一部を改正する法律が公布されましたが、内容は、教科書の採択について、採択結果及び理由等の公表を努力義務とすると

いう非常に曖昧で弱気な発言になっています。公表すべき事項として、1、採択結果、2、採択理由、3、研究資料、4、教育委員会の議事録とありますが、3の研究資料は、採択に当たって使った資料が残っていれば、それから教育委員会の議事録ですが、これは作成している場合ということで、ほとんど縛りのない緩いものになっています。

小笠原村としては、採択の公表に当たっては何ら問題はありませんので、努力義務として4つの全てを公表いたします。

○議長（佐々木幸美君） 高橋研史君。

○1番（高橋研史君） まず、農道についてなんですけれども、確かにいろいろな法律によって農業地域は守って、これからも農業の用に供するというような目的でその地域は守っていかうという決まりがあるのはわかります。私は、黒を白、白を黒にせよと言っているわけではございません。確かに決まりはあり、決まりに沿ってやっているわけではございませんけれども、じゃその農地が農地としてとっておかなきゃいけないところが今でも農地かというと、ジャングルになっていて逆に自然保護地域のようになっているところもありますし、そこにじゃあ家を建てて農業をやろうかといってもいろいろな面でできないというところもあります。

先ほどレンズが曇ったという話もしましたが、やはり決まったものは決まったものなんですけれども、時代によっていろいろ変化がございます。また、あそこを利用しようという人、あるいは手放そうかなという人もおるわけです。そういったものをやはり耳を傾けていただきたいなど。そうしないと、やはり一度決まったからといって硬直してしまうと、先ほど池田議員の質問にもありましたけれども、なかなか穴があいて進まないんですよね。ですから、まずは聞くことから十分始めていただいて、そのためには何の対策が必要かということをも村として方針を出していただいて、それを上に上げて法律をまた変えるという、やっぱりその作業までいかないと、この振興というものは時代に合ったものに変わっていかないと思いますので、よろしく願いしたいと思います。答弁は結構です。

次に、教科書採択のほうに移らせていただきます。

私の質問の仕方が悪かったのかどうなのか、村長は教育行政にはタッチしない、教育行政は公平・中正に行われるべき、それはまさしくそのとおりです。でも、できれば少しはよい教科書を選ぶように努力していただきたいぐらいの答弁がいただきたいんですけど、質問がこういうことでしたのでそういう結果になったとは思いますが。

それでは再質問なんですけれども、採択の公表、教育長、よろしいですかね、全てを公表

いたしますということですから全てを公表していただけるものと、大変前進したなど、教育長一人かわっただけでこれだけ教育行政が進むのかと私は感動しております。具体的には、公表をどのような形で公表していただけるでしょうか、よろしかったらお願いいたします。

○議長（佐々木幸美君） 教育長、伊藤君。

○教育長（伊藤直樹君） とりあえず結果の公表については紙面もありますので、村民だより等でもいいかなとは思っていますが、あとのその理由であるとかそれから議事録であるとかそれから研究資料、それについては教育委員会のホームページで公表していきたいというふうに思っています。

○議長（佐々木幸美君） 高橋研史君。

○1 番（高橋研史君） 大変前進した取り組みがこれから行われるようです。よろしくお願いいたします。

それでは次の質問なんですけれども、自席において質問する事項なんですけれども、道德教育について質問したいと思います。

現在、この議場の外のロビーにこれから採択にかかわる小学校の教科書の見本が展示されております。どなたもここを訪れてその見本を見て、アンケートに感想を書くこともできるような形をとっているわけなんですけれども、私もざっと見させていただきました。そうしたところが、道德の教科書があれここにはないなと思いました。中には見られた方も道德の教科書がないなということに気づいた方もおられると思うんですけれども、質問の第1点目として、週1回、年間35時間、道德の授業が行われていたのではないかなと、あれは教科ではないかなと疑問を持たれる方もいらっしゃると思いますので、まず道德教育の現状について説明をお願いいたします。

○議長（佐々木幸美君） 教育長、伊藤君。

○教育長（伊藤直樹君） 道德は教科ではないのかという質問にお答えします。

これまで学校は道德教育の排除運動というのがありましたけれども、このために、全国どこの学校にも道德の時間が組み込まれているにもかかわらず、実際には多くの学校で道德教育が妨害され、指導が進められなかった実態があります。国は道德を教科にして学校に定着させようとしていますが、反対勢力に押され実現していません。そのため、道德教育を重視する学校とそうでない学校の落差が激しく、公教育としての役割を果たしていない状態です。現在も問題の解決に至っておらず、教科としては成立しておりません。そのた

め教科書も存在していないということになります。

○議長（佐々木幸美君） 高橋研史君。

○1番（高橋研史君） なかなか昭和33年ですか、道徳が取り入れられるようになったんですけれども、当時から組合等のいろいろな運動によって道徳が教科化、今でもされていないというような状況に至っている。よって、教科書はないという、そういう状況が皆さんにわかっていただけたかと思います。

そこで2点目として、昨年、文部科学省に設置されました道徳教育に関する懇談会の報告書が出されまして、その中で道徳の時間を特別の教科道徳——これは仮称ですけども、としてこれが位置づけられたわけであります。そして、今年2月、下村文部科学大臣は中央教育審議会、中教審ですか、教科化に伴う、これは道徳ですね、教科化に伴う指導要領の改訂と教員養成などを諮問したところであります。これが順調にいけば来年4月から教科化がスタートすることになります。道徳の時間は、今まで教科ではないがゆえに教科書もなく、授業は専ら一般的に、現場教師の力量とあえて言わせてもらえば、その都合に左右されてきたとも言えるのではないのでしょうか。道徳が教科化されて検定教科書が使用されるのは早くても平成30年ごろからのようで、それまでは現在、そこにもありますよね、配られております文部科学省から刊行された「私たちの道徳」等の資料を使って授業をすることになるんですけども、「私たちの道徳」は既に各学校に配布されてこの4月から使用することができることとなっておるんですけども、その使用状況はいかがでしょうか。よろしくお願いします。

○議長（佐々木幸美君） 教育長、伊藤君。

○教育長（伊藤直樹君） 道徳の指導教材「私たちの道徳」の使用状況ということでお答えします。

質問の中で、「授業は専ら現場教師の力量とその都合に左右される」とありましたけれども、どこの地域の話でしょうか。確かに全国的に見るとその傾向は多くの学校で見られる残念な現実です。誤解のないように申し上げますが、ここは違います。小笠原はこれまで、特に中学校ですが、道徳教育を年間の研究テーマに据えて、全国的に見ても先進的な実践を行ってきました。月4週として、学年配置の教員が4人いますので、年間指導計画に示される主題に沿って全員が協力しながら交代で授業を行います。ほか3名の教員は毎回授業を観察し、終了後に意見を交換しながら内容や方法を高め合うようにしています。毎年教員は入れかわりますが、組織的な取り組みは進化し続けます。この10年ほど継

続して行っていますので、かなり授業力と道徳に対する意識は向上しています。さらに、道徳の授業実践で培った力が各教科にも生かされ、授業力向上にもつながっています。毎年東京都の指導主事に道徳授業の点検と指導をお願いしていますが、来島される指導主事は全員小笠原の道徳教育のシステムと内容の充実に驚かれて帰られます。

つい手前みそをやってしまいましたけれども、話を戻しますが、今質問から外れますか。その教材の使い方の質問でしたか。

（「道徳授業の教科化」との声あり）

○教育長（伊藤直樹君）　じゃまとめてお話しします。

道徳授業の教科化ですが、前の質問でもお答えしたとおり、現場の抵抗力に押されて実現しておりません。15年ほど前から全国的に「心の教育」が強く叫ばれるようになり、文部科学省や東京都はさまざまな方策を打ち出しますが、どれも定着・浸透するに至っていません。免許や評価等の課題はあることも事実ですが、これらの問題を解決すべく、本年度より文部科学省から道徳教育用教材として「私たちの道徳」が全国の学校に配布されました。これは、子供たちの健全な成長を願い、道徳教育を充実し、学校や家庭に定着してほしいという国民の願いを反映したものです。また、これまでの反省を踏まえ、道徳の教科化を実現しようとする国の強い姿勢を示すものです。

配布された道徳教科用教材「私たちの道徳」の現物はこれです。これが文部科学省から配布された道徳の教科用教材です。小学校のほうは1年、2年生で1冊、3、4年生で1冊、5、6年生で1冊です。ですからこれ1冊2年間で使っていくと、ですからこれは多分1年かからずに終わってしまうというふうに。中学校の場合は3年間でこれ1冊です。ですからこれも1年で終わってしまうかなというような内容の状態です。あと、ついでに紹介しますが、ここに文部科学省から出た道徳の教材と同じようなものがあります。小学校1、2年生が「心明るく」、3、4年生が「心しなやかに」、5、6年生「心たくましく」、中学校が「心見つめて」、これは文部科学省がこの「私たちの道徳」を配る前、ちょうど1年前、詳しく言うと平成24年度の最後に滑り込んだんですが、これが東京都から全小・中学校の児童・生徒に配られています。

ですから、東京都を考えても、これも文部科学省は全国の児童・生徒に全部配っていますから相当な金額がかかっています。それで、いかにこれまで学校の道徳が安定した状態になかったかということと、これから何とかしたいという東京都と国の姿勢が十分伝わってきますよね。小笠原村としてはこの教材を村立学校、小・中学校全校でしっかり使ってい

こうということを確認しています。さっき言いましたが、ちょっと内容やボリュームを見ると小笠原としては物足りなさを感じますけれども、文部科学省の狙いを酌み取りながらうまく活用していきたいと思います。

最後に、道徳の教科制についてはもとより大いに賛成ですが、不安を感じるところもあります。それは、道徳が教科になって免許制が取り入れられると、反対している勢力が全国的な展開として組織的に免許を取得する可能性があるということです。そうなると、道徳教育の趣旨を歪曲して授業を展開するであろうことが予想され、せっかくの教科制が閉鎖的に逆行していくおそれが出てきます。文部科学省には慎重に道筋を立てて、環境を整備しながら進めてほしいと願っています。

以上でございます。

○議長（佐々木幸美君） 高橋研史君。

○1番（高橋研史君） ただいま教育長の説明により、いかに小笠原村立の小・中学校が道徳教育に真正面から取り組んでいるか、それから、これからさらにそれを推進していくということが確認できました。教育長、よろしく頑張ってやってください。

そして、最後にいただきました教科化に伴う反作用というか、それは我々議会人として注意深く見守っていくとともに、関係機関にその点も注意していただきたいとの要望を出しておきます。

最後に、まだ時間があるので、質問はいたしません。

道徳の教科化を求めているのは親の方も同じでございます。昨年3月に読売新聞が行った世論調査では、84%が教科化に賛成であるという調査結果が出ております。今この教育は大きな転換期に来ていると思います。ぜひとも小笠原でも教育長が先頭に立って、この転換をうまく乗り切っていい方向に持って行っていただくようによろしくお願ひしたいと思います。

質問は以上で終わります。

◇ 稲垣 勇 君

○議長（佐々木幸美君） 稲垣 勇君。

○7番（稲垣 勇君） 7番、稲垣 勇です。2点、よろしくお願いします。

母島保育所の建てかえについて。

母島の保育所の建てかえの進捗状況をお伺いいたします。

2点目は、高齢者施設についてでございます。

村の唯一の入所施設である有料老人ホーム太陽の郷は満床となっており、ホームでの活用を必要とする高齢者がいても、すぐには入所できない状態があります。内地の施設を探すしか方法がないのでしょうか。今後、高齢化が進んでいく中で、村は将来的にはどのような対応を考えていくのかお伺いいたします。

2点、よろしくお願いします。

○議長（佐々木幸美君） 村長、森下君。

○村長（森下一男君） 稲垣議員のご質問に答弁をさせていただきます。

まず、保育所の建てかえについてのご質問がございました。

小笠原村の保育所は、父島、母島ともに築36年程度経過をしておりますして老朽化が著しく、それぞれに建てかえの必要が生じているところでございます。新たな施設の整備、運営に当たっては、従来の保育所機能のほか、地域のさまざまな子育てニーズに対応していく総合的な児童福祉サービスを提供できる施設を検討する必要がございます。また、国が進めております新たな子ども・子育て支援制度により、児童福祉施設の認可基準も従来と異なる部分もあり、今後の父島、母島の施設をどのような形態にするべきか、今年度の基本計画をはじめ、検討を進めているところでございます。

新施設の整備につきましては、村にとりましても大きな事業になることから、振興開発計画の全体的な調整を進める中で具体的な年次計画を決めてまいりたいと、このように考えているところでございます。

また、高齢者福祉についてのご質問がございました。こちらは担当課長が答弁をいたしますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（佐々木幸美君） 村民課長、村井君。

○村民課長（村井達人君） 今後の高齢者福祉について答弁をさせていただきます。

小笠原村の高齢者が利用できる入所施設としましては、有料老人ホーム太陽の郷、また八丈町の特別養護老人ホームの小笠原梓の5床分でございます。父島にある老人ホームと八丈の5床分ということですがけれども、稲垣議員ご指摘のとおり、希望してすぐにこれらの施設に入所できる状況ではございません。大規模な入所施設を整備することが困難な村におきましては、在宅サービスを基本としつつ、これまでも各種福祉サービスの充実に努めてきたところでございますけれども、今後ますます高齢化が進んでいく中においては、現状の体制では十分に対応し切れなくなることも予想されます。今後10年から20年先には高

齢者の方々の数がピークを迎えまして、それに伴い要介護者の増加、こういったものに対応していくためには中長期的な福祉の施策を計画していく必要がございます。

このことから、このような計画策定の前段としまして、平成25年度には福祉・保健・医療の調査研究機関との連携によりまして、小笠原村の現状調査・分析を行ったところでございます。この調査・分析の結果をもとに、平成26年度以降には村の福祉・保健・医療計画の策定作業を進めてまいります。この計画策定に当たりましては、福祉・医療サービス提供事業者あるいは村内各関係機関等において十分に協議を重ねてまいりまして、村の実態に即した計画とするとともに、高齢者にとりましてより適したサービスを提供できる体制というものを構築していけるよう、今後も各機関の連携をさらに強めてまいりたいと、このように考えております。

○議長（佐々木幸美君） 稲垣 勇君。

○7番（稲垣 勇君） まず、保育所の建てかえについて再質問をさせていただきます。

今、村長は振興事業の中でこれを進めていくと言っておりました。それで、今年度基本計画をつくってということでございますが、最終年度、供用開始というのはいつごろを考えているのでしょうか。

○議長（佐々木幸美君） 村長、森下君。

○村長（森下一男君） この問題については以前からもいろいろお話をして、今回の振興事業の中で芽出しをして完結をしたいということを申し上げてまいりました。その後、南海・東南海地震のハザードマップ等が出まして、検討材料ですね、できるだけ高台につくりたいと。以前考えておったところとはまた違うことも考えなければいけないというような要素も出てまいりましたので、だから今回答弁の中で申し上げましたように、それらをもう一度きちんと精査をさせていただいて、今後50年とかそれに後顧に憂いのないようなものにしたいと、母島の場合でもそうですし、父島の場合でもそのように考えております。

したがって、気持ちの上では従前と同じように何とかそこで完成をと思うところでございますが、計画の改めて考え方を、いろいろ検討材料が増えたということで多少年次がずれ込むこともご容赦を願いたいと、このように思っているところでございます。

○議長（佐々木幸美君） 稲垣 勇君。

○7番（稲垣 勇君） そうしますと、津波の問題とか社会情勢によって今までと違う形というか、場所が変わるとか、先ほど池田議員が特別振興法の延長に伴う中の質問の中でも特区という形がとれないのかということも言っておりましたけれども、そのような考え方で

変わるということでしょうか。

○議長（佐々木幸美君） 村長、森下君。

○村長（森下一男君） 新たな要素も、出てきた要素も加味しなければいけないというところが現実でございますので、建てかえた後のことを、これはもう今後、建てかえた後にはこれをまた30年、50年と使っていかなきゃいけないわけですから、入り口のところで当初の計画より多少延びることがあっても、後顧に憂いのないものでやっていきたいという思いでございます、一つは。あとは、現実的には振興事業の中でほかの事業との兼ね合い等々もございまして、その辺の綱引きもあろうかとは思っております。

○議長（佐々木幸美君） 稲垣 勇君。

○7番（稲垣 勇君） わかりました。母島の保育所については、施設の老朽化が進んでおり、ゆとりある保育を確保するにも早期の建てかえが必要であると考えております。また、東日本大震災における各地の津波被害の経験から、超遠隔離島である小笠原村においてもさまざまな方法で人的被害をこうむらないための方策を今後とも講じていかなければならないと思っております。

そこで、母島保育所の建てかえ候補地について質問します。

今、村長から保育所の建てかえにかかわる説明がありましたけれども、母島における施設の候補地について、平地の少ない小笠原村では難しい側面があるものの、高台に施設を設置することができれば、現在のニーズに合った施設に加え、50年の計で母島島民の安心というものを確保できると思います。そして、母島保育所の園長である支所長に伺いますが、保育所の設置場所についてどのような所見をお持ちでしょうか。

○議長（佐々木幸美君） 母島支所長、湯村君。

○母島支所長（湯村義夫君） 先ほどの村長の答弁にありましたように、母島保育園の建てかえ計画は、平成26年度の基本計画から着手することになりますが、以降、庁内合意を得ながら遅滞のないよう順次進めていきたいというふうに考えております。

ご質問の母島保育所の候補地についてでございますが、離島である小笠原村は、南海トラフ巨大地震等により発生した津波から決して逃れることはできません。宿命でもあります。このような津波が発生した際に一番有効な手だては、到達時間にもよりますが、まずは高台に逃げることです。このことは、大人数の小さな子供を預かる保育所が初めから高台に位置していれば即刻避難所になり得るということであり、保護者はもちろんのこと、村民の方々も安心感を得ることのできる大きな要素になるだろうと思います。しかしながら、

一方で、先ほど稲垣議員もおっしゃっていましたが、平たんな土地が少ないことや、用地取得となれば限られた時間や予算の中で具体的な交渉が必要になってくるといった幾つかのハードルがあることも事実であります。今後は、佐々木議長や稲垣議員にもご相談させていただきながら、これらハードルをクリアしていくべく、前向きに対応策を講じていきたいというふうに考えております。

○議長（佐々木幸美君） 稲垣 勇君。

○7番（稲垣 勇君） それでは一つ、以前に旧診療所の跡地という候補地が挙げた経緯があると思いますけれども、これらも含めて今後、先ほどから言っている津波対策も含めて、候補地については新たに検討を加えるということによろしいですか。

○議長（佐々木幸美君） 母島支所長、湯村君。

○母島支所長（湯村義夫君） 現時点で村として新しい保育所の場所についてはまだ決定を見ておりません。今後、今稲垣議員がおっしゃった場所、あるいは今後考えられる場所、それらを総合的に考えて決定させていきたいというふうに考えております。

○議長（佐々木幸美君） 稲垣 勇君。

○7番（稲垣 勇君） 保育所の問題については、父島も母島も含めて今後50年の計で考えていっていただきたいと思っております。よろしくお願いします。

それでは、高齢者施設について1つだけ再質問させてください。

島の復興から振興にかけて今まで力を注いできていただいた方々が現役を引退して、そういう施設が必要になってきている方が多々出てきております。島の中で最期を迎えていきたい、そういう希望を持っている方がたくさんいると思いますけれども、今の状態ではなかなか島でついでを迎える状態ではありません。これらのことも含めて村長の考えを聞かせてください。

○議長（佐々木幸美君） 村長、森下君。

○村長（森下一男君） 以前お答えしたと重複をするかもしれませんが、私自身も母親は内地でみとらざるを得ませんでした。昭和43年に日本に復帰になり、返還されたところに帰ってきて、ふるさとに帰って、母の場合には硫黄島でございましたので、硫黄島までは難しかったわけですが、戻ってきて、なぜ東京でと、島に帰りたい、帰りたいというのが母親の最後の言葉でございました。

そのようなことから、何とかやはり帰島してこのふるさとで最期を迎えるように少しでもお役に立ちたいということで、皆様のご支援もご協力もいただいて太陽の郷がオープンし

たわけですが、それでもやはりそれで全てが解決ということにはなりません。八丈にも特別養護老人ホームが5床ありますが、それでも解決ということにはなりません。基本的な思いは、まずふるさと小笠原で最期を迎えていただけるようにやはり努力をしていくのが私の役目だというふうに思っておりますので、先ほど担当課長が言いました、これから想定し得るケース、いろいろ出てきます。それらをよくよく検証して、また財政のこと、いろいろな越えなければいけないハードルもございますし、検討の中身は多岐にわたります。しかしながら、これは避けられないことだと思ひまして検討を始めていくというところで、また皆さんのご協力もお願いできればなと思うところでございます。

◇ 片 股 敬 昌 君

○議長（佐々木幸美君） 片股敬昌君。

○2番（片股敬昌君） 2番、片股敬昌です。

質問の1点目は、国際交流が増えていく中での領土教育について伺います。

今年度から国際人を育てるべく官民協働留学支援制度が発足いたしました。また、地方でも海外と交流することで異文化を経験する機会が増えてきております。日本の国の紹介をする際には自国のことについての理解がなければなりません。特にお隣の国々と見解を相違する領土については、相手の立場と日本の立場を詳しく教えておく必要があると考えます。日本人の美徳として奥ゆかしさ、つつましさ等がありますが、外国へ行った場合、そうした日本人の美的感覚は全く通用いたしません。何も発言しなければ、自分の考えを何も持っていないか、ばかか、どちらかと思われてしまう、それが現実でございます。

中国や韓国では領土問題について子供たちに詳しく教えております。日本の子供たちが何も発言をしなければ相手の言うとおりとなってしまう。学習指導要領の改訂により、ほとんどの出版社で領土に関する記述がなされてきております。国際交流が進む中で、もし領土についての話し合う場面があった場合、事実に基づいてはっきりと日本の立場を述べられる子供を育ててほしいと願っております。見解を伺います。

次に、安全な修学旅行のためにという点について伺います。

修学旅行を乗せた韓国セウォル号沈没事故がございました。約300名のとうとい若い命が失われました。子供たちが最も楽しみとする旅行の中でこのような悲しい事故があったことに、心からお悔やみを申し上げたいと思います。こうした事故は他人事ではなく、子供たちの命を守る私たち大人の責任であると痛感しております。

さて、小笠原中学校より「学校だより」が定期的に私どもに届けられております。5月の第2号の中に新妻校長の「修学旅行」という記事が載っておりました。修学旅行を行う根拠として、学習指導要領の中に「平素と異なる生活環境にあって、見聞を広め、自然や文化などに親しむとともに、集団生活のあり方や公衆道徳などについての望ましい体験を積むことができるような活動を行うこと」と記されているようです。先生が若いころは、何でこんな苦勞をしてまで行うのか、思っていたそうであります。子供たちが事故なく無事に帰ってくるまでに多くの人々の支えがあり、修学旅行が成り立っているわけですが、今回は子供たちの食物アレルギーに関して伺ってまいります。

NHK報道によりますと、7人に1人が食物アレルギーの子供がいると報道をされていましたが、次の5つの点について伺います。

1つ目は、子供には食物アレルギーを持つ子がおります。当村の子供たち全員のアレルギー状況を把握しているのでしょうか。

2点目は、食物アレルギー事前調査票というものが準備されていると思いますが、こういうものを保護者に配布し、医師と相談し、問題が起きた場合の対処法を学校側も確認しておく必要があると思われますが、今までにこうした作業は行われてきたのでしょうか。

3点目は、給食時に食物アレルギーで死亡したケースが報道されておりましたが、旅行前に必ず確認しておくべきと考えますが、いかがでしょうか。

4点目は、心配のある子については、調査票に食事の提供方法、緊急時の対応方法をきちんと明記し、学校側と子供たちを受け入れてくれる宿泊先がこの情報を共有するシステムが必要と考えますが、いかがでしょうか。

5点目については、子供の好き嫌いアレルギーが混同されるおそれがあります。正確な事前情報をつかんでほしいと思いますが、いかがでしょうか。

次に、小笠原住宅の建てかえについて質問をいたします。

先ほど来、他の議員からも出ておりましたが、村民目線に立って、こんなことまで聞くのかというところまで尋ねることがあるかもしれません。よろしくお願いいたします。

小笠原返還時に建設された小笠原住宅の中で、初期に建設された奥村住宅、清瀬の二戸建て住宅、母島沖村住宅について、老朽化が進んでいる状況下であり、そのつくりは帰島促進を早急に促すための簡易的な建物との印象を受けます。今回の特別措置法改正では、法の目的に定住の促進が加えられたことは小笠原村にとりまして大きな転換点であると考えられます。

そこで、現在も清瀬の二戸建て住宅に住んでいらっしゃる村長に、一村民の立場でお答え
いただきたいのでありますが、今の住宅に住んで感じる事、問題点、改善点等、また自
治体の長として、特別措置法の改正にある定住促進を促すための今後の政策について伺
います。

また、この問題に関連し、次の項目について現状の取り組みを伺います。

1 つは、小笠原住宅を所管する東京都との調整はどのような状況なのかということです。

2 点目は、今後、小笠原住宅が更新される場合、居住環境、つまり 1 人で住んでいる方、
2 人で住んでいる、あるいは 3 人以上で住んでいるといった世帯構成、あるいはまた大家
族でありながら風呂とトイレが一緒になっているところに住んでいる家族、あるいはこれ
からの高齢化に伴うところのバリアフリー化等々、これらを考慮した住宅になるのか、ま
た村側の考え方をどのような形で東京都へ伝えていくのかという点でございます。

3 点目は、現在の小笠原住宅がつくられた背景は、返還時に帰島促進を前提につくられた
計画であります。返還50年を迎える現在の村の状況は、小さな子供たちも増え、清瀬住
宅の公園施設も子供たちであふれる小笠原らしい雰囲気が感じられております。公園にト
イレを設置する等も含めた、今日に求められている状況に配慮した新しい村づくりも推進
できるのか伺います。

以上、よろしくご答弁ください。

○議長（佐々木幸美君） 村長、森下君。

○村長（森下一男君） 片股議員のご質問に答弁をさせていただきます。

3 点のご質問をいただきましたが、都営住宅の建てかえというところで直接私にご質問が
ございましたので、お答えをさせていただきます。

まず 1 つとして、現在私も居住している都営住宅の一村民の立場としての答弁をというこ
とでございましたが、返還直後を知る者として、また旧島民の一人としての観点も踏まえ
てお答えをさせていただきます。

都営小笠原住宅は、昭和43年、小笠原諸島の日本への復帰返還を経て、旧島民の帰島促進
を大きな旨として建設をされました。父島では、昭和44年、奥村 1 号棟、2 号棟、60 戸が
入居を開始、昭和45年、清瀬 1 号棟、2 号棟、3 号棟、80 戸、昭和48年、11 号棟から25 号
棟、通称二戸建て住宅ですね。昭和49年、清瀬 4 号棟、昭和51年、5 号棟、昭和53年、二
見台 1 号棟という具合に順次建設をされてきて、平成に入ってからでも建設をされてお
ります。母島では、復興に合わせて昭和47年に父島の二戸建てと同じものが60 戸建設をさ

れ、平成に入ってからには沖村第二アパートが順次建設をされているという状況でございます。

私は昭和47年に帰島、本籍は母島北村でございました。昭和43年から父島の復興が始まるわけですが、当時は一島一集落という施策のもと、母島では沖村地区だけの整備であり、北村地区は対象外でございました。私自身は、生活のこともあり父島にて昭和48年建設の二戸建て住居に入居をし、現在に至っているところでございます。

先ほど都営小笠原住宅の返還後の建設状況をご説明申し上げましたが、返還後10年ほどは島民の帰島促進が大きかったと思います。その後10年は村の振興開発、平成に入ってから振興開発による人口増等に対応してきたものと考えております。このような変化をきちんと踏まえませんと、なぜ家賃が安いのか、旧島民を優先するのはなぜか、移住希望者のためにもっと建設をしたらどうかなど、いろいろな方々から出てくる疑問が生じて、理解不足による不公平感や疑心が生まれることはよくないと感じてきたところでございます。これが私の率直な感想です。

そこで、今後の建てかえの作業の中で、歴史的なことも踏まえ、都営小笠原住宅という今のあり方ですね、そこに内地と同じ都営住宅という考え方を組み入れたりするようなことをしっかりとお互いに東京都とも話し合って、区分をしっかりと見直し、村民の間に正しい認識のもとで住宅のあり方について理解が進むようにしなければならないというのが私の考えでございます。したがって、これから始まる東京都とのいろいろな話し合いにつきましては、その辺のことをきちんと精査し、今後の定住政策に結びつけていきたいと考えているところでございます。

居住空間のことにつきましては、随時新しく建設されました建物ほどよくなっていると感じておりまして、今後建設されるものは当然のことながら時代に合ったものになるというふうに思っておりますので、特段の心配はしていないところでございます。

次に、今回特別措置法に加えられた定住促進についてでございますが、返還から45年以上が過ぎ、この間、島の状況も大きく変遷していく中で、近年では豊かな自然や風土に憧れ、移り住む若い世代が多く、活気に満ちあふれています。また、平成23年の世界自然遺産登録に加え、国際的な領土領海に関する意識の高まりなどにより、小笠原村の存在意義はますます高まっている状況です。このような中、村民一人一人が超遠隔離島に暮らす上での制約を理解した上で、自立する力と互いに支え合う力を身につけ、強いコミュニティを形成するとともに、さまざまな環境の変化にきめ細かく対応しながら暮らし続けるために必

要な住環境の整備や産業の活性化などを進めることで、安心して安定した暮らしの基礎を築くことが重要と捉え、個別具体的な政策を進めていきたいと考えているところでございます。

国のいろいろな会合に出たり、全国の離島の各自治体の首長さんですとか議長さんですとかお会いすると必ず出るのが、小笠原の場合、人口が増えていていいですよ、島も増えているよねという明るいことを皆さんがおっしゃっていただきます。こういうムードを壊すことのないように、これを順調に村づくりの上に進めていければと思っているところでございます。

このほかの小笠原住宅への質問については、直接担当しております専門官に、その他の質問に対しましてはそれぞれ担当課長等が答弁をいたしますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（佐々木幸美君） 教育長、伊藤君。

○教育長（伊藤直樹君） 国際交流が進む中での領土教育についてお答えします。

自国を誇りに思い、領土を守ろうとする教育は学校教育が担う重要な柱の一つで、全ての根幹をなすものです。海外では当たり前に行われている領土教育を日本でも当たり前に進進しなければなりません。ところが、学校ではこれまで領土教育が当たり前には行われてきませんでした。その原因は敗戦にあります。戦後、GHQは脅威と感じた日本人から愛国心を剥奪し、日本を極度の弱小国とすべくさまざまな政策を実施します。修身、歴史教育、国旗掲揚の禁止等がそれに当たります。

また、その後登場したある職員団体、固有の名称は避けますが、皆さんよくご存じの団体です。これがマルクス主義を掲げて台頭し、教育勅語を廃止に持ち込みます。これが現在の道徳教育の排除につながっています。強制、管理、抑圧を否定する戦後教育イデオロギーはここから始まります。彼らは、平和教育という耳ざわりのよい言葉の陰で反日教育を展開し、日本人の精神や伝統文化を否定し続け、日本人の誇りをずたずたにしてきました。一番影響を受けたのは団塊の世代から30年ぐらいのまさに今日本を動かしている年齢層ですが、あの学校教育やマスコミの偏向報道を受けながら日本が転覆しなかったのは、高度経済成長があったことと、心の奥に眠る日本人としての良心としんの強さがあったからだろうと思います。

しかし、日本人が素直に愛国心を表現することができず、特に隣国に対し自虐的な感情に支配されたり、領土・領海・領域等についてしっかりと主張できなくなってしまったのは、

このような教育が堂々に行われ、マスコミが偏向情報を発信し続けてきた結果です。いまだその活動は続いていますが、これは祖国に対する裏切りであり、許すことはできません。また、これを見て見ぬふりをしてきた国の責任も極めて重大です。

この反省に基づき、領土について学習指導要領がやっと改訂されます。ほんの数行の改訂ですが、大きな改革であり、戦後70年にして曲がりなりにもたどり着いたまともな公教育への道です。内容については、長い間、曖昧な表現で記述されていたものが、「北方領土と竹島は我が国の固有の領土であること。しかし、北方領土はロシアに、竹島は韓国に不法占拠されており、累次返還を求め、抗議を行っていること。また、尖閣諸島については、我が国の固有の領土であり、解決すべき領有権の問題は存在しない」と明記されます。これに伴って地図の国境線も引き直されます、引き直されます。これまで学校では領土を扱う際、曖昧な表現の教科書を使用し、よりどころのない指導を進めてきましたが、これからは明確な指導が可能になります。今回の改訂は国の姿勢と決意を対外的に示すものです。これによって現場で教える大半の教師は自信を持って領土教育を進めることができ、国民の領土意識は確実に高まっていくはずです。

学習指導要領の社会編、歴史的分野では、これまでの「ロシアとの領土の画定、琉球問題や北海道開拓、中国や朝鮮との外交を扱う」としていたものに、「我が国が国際法上、正当な根拠に基づき、竹島及び尖閣諸島を正式に領土に編入した経緯にも触れる」が追加されました。ところが、指導内容が濃くなっているにもかかわらず授業時数の追加はありません。さらに、相手国の主張に触れようとするとも少なくとも20コマ程度の時間が必要になります。これについては今後の課題となり、さらなる改訂や修正を待つ必要があります。当分の間、現行の時間数の中でやりくりしながら、我が国が主張する固有の領土を中心に指導を進めていくことになると思います。

戦後の自虐史観に身も心も汚染されてしまった現世代では手おくれと思いますが、未来を担う若者にはぜひ正しい歴史観と領土認識を持ってもらわないと困ります。そのため、これはきっちりとやらせてもらいます。

最後に、片股議員は、今の子供たちが国際交流の場に立たされた場合、しっかりと自分の主張ができるのかと心配されていますが、それは大丈夫です。昔から小笠原の子供たちはコミュニケーション能力が不足しているとされてきました。そのため、小・中学校では20年以上前からコミュニケーション能力の育成に力を入れてきました。継続して進められてきた指導が実を結び、現在は主張したいことについての取材や研究、まとめ、プレゼンの

工夫、発表の態度と一連の作業が身についています。これは小笠原だけではなく、全国的に共通した成果と言えます。これまで問題だったのは、自国について誇りと自信を持って主張する内容や態度を教えてこなかったことにあります。まさに弱小国日本をつくり上げる戦略にはまった負の現実です。

領土問題については、これからの授業でさらに意識を高めていきます。また、現在、我が国の伝統文化や日本人の精神性が海外で高く評価されるようになり、それに伴って日本人自身が自国の伝統文化や国民性を見直し、自信と愛国心を持つようになっていきます。学校教育でも力を入れており、これからも力を入れていきますが、この傾向は今後もますます高まりを見せ、さらなる愛国心の高揚につながっていくものと確信しています。日本は大丈夫ですと答えまして答弁を終わります。（拍手）

○議長（佐々木幸美君） 教育課課長補佐、大津君。

○教育課課長補佐（大津 源君） 片股議員の食物アレルギーに関する5点の質問にお答えいたします。

まず、第1点目の食物アレルギーの把握についてですが、小笠原村立の小学校及び中学校におきましては、入学時には保育園及び小学校からアレルギーも含んだ児童情報がそれぞれ提供されております。また、入学時も含め毎年年度当初に、あるいは年度途中からの転入生につきましては転入時にそれぞれ保健調査を行い、全児童及び生徒のアレルギー状況を把握しております。

2点目の調査票、医師との連携についてですが、これがアレルギー疾患用の学校生活管理指導票であります。これは病気のタイプや治療状況、学校生活上の留意点などが記載されております。これらの調査票や保護者との面談などを通して、アレルギー疾患の児童・生徒につきましては、学校での対応や配慮事項、家庭からの要望など、より詳細な状況の把握に努めております。また、必要に応じて主治医からの指導も仰いでおります。学校においては、年度の早い段階で健康上配慮を有する児童・生徒については全教職員でその状況の情報を共有化しており、緊急時の対応マニュアルも各学校に設置しております。また、養護教諭が夏期研修を受講し、帰島後、その内容を各教職員にフィードバックすることで、緊急時の対応についてより実効性のあるものとしています。

3点目の旅行前の確認についてですが、宿泊行事や校外学習などで食事提供がある場合には、その都度児童・生徒の健康状態や提供される食材等について保護者、学級担任、養護教諭との間で確認を行っております。

4点目の宿泊先との情報共有ですが、移動教室や修学旅行など宿泊を伴う行事につきましては、宿泊先に対し対応すべき情報を提供し、食事の提供の際には個別に配慮してもらっております。

5点目の好き嫌いとアレルギーの混同につきましては、アレルギー疾患の児童・生徒に関しては、その原因となる物質についての情報を把握しておりますのでそれに基づいた対応を行っておりますが、もしどちらか迷うような事例があった場合には無理に食べさせないなど、より安全を重視した判断を行うことになります。

以上です。

○議長（佐々木幸美君） 自然管理専門委員、岩本君。

○自然管理専門委員（岩本 誠君） 小笠原住宅に関する片股議員の3点のご質問にお答えいたします。

まず、1点目の東京都との調整に関する進捗状況につきましては、先ほども答弁しましたがけれども、昨年の第2回定例会で池田議員より小笠原住宅の建てかえに関する質問をいただき、東京都に対し強く要望していく旨の答弁をさせていただきました。その後、平成25年度改訂の第4次小笠原村総合計画の中でも重点プロジェクトに位置づけるとともに、小笠原住宅を所管する都市整備局住宅政策課と調整を進めてきた結果、小笠原住宅の建てかえに関しては、築後40年以上が経過している中で、東京都としても建てかえの必要について認識している旨の意向を伺っております。

ただし、東京都の考え方といたしましては、建てかえに際し、帰島促進を目的に建設された現在の小笠原住宅をそのままの考え方で更新するのではなく、小笠原の現状に即した住宅政策を村とともに構築し、小笠原村総合計画で目指す将来像を実現できる形で考えていくことになっております。冒頭の村長の説明にもあったとおり、小笠原住宅と併設して都営住宅という考え方も今後検討していく形になると思います。

2点目の更新の際、現状の居住環境に即した住宅になるのかというご意見と、村側の考えをどのようにまとめ東京都側に伝えるかというご質問に関しましては、最初の居住環境に関しましては、現在居住している村民の世帯構成に合わせて必要な間取りや戸数を精査するとともに、将来的な人口動向を考慮して東京都と調整をとっていくことになります。

次の村側の考え方の取りまとめに関しましては、役場内に小笠原村住宅政策検討会を設置し検討を行っていくとともに、素案段階で東京都から説明を求めるとともに、村民からの意見を集約して東京都と調整を行っていくことになります。

3点目のご質問は、更新の際の再配置計画にかかわるものと思われますが、建てかえに関する詳細につきましてはこれから東京都と詰めていくことになります。村民が将来にわたって安定的に住み続けられ、小笠原の景観や生活環境に配慮したまちづくりを検討していくことになると考えております。

以上です。

○議長（佐々木幸美君） 片股敬昌君。

○2番（片股敬昌君） 教育長の答弁、まさにそのとおりだと思います。拍手を送りたいと思いますが、以前にも一般質問の中で私の子供のころの体験をちょっとお話したことがありますが、親が自衛隊だということになると子供が学校でいじめを受けるということが実際にあったんですね。信じられないような光景、私も目にしていまいりました。この間、教職員組合の指導、あるいはマスコミの偏向報道、いかにひどかったかという証左であります。愛国心を育てる、こう言いますと、子供を戦場に送るなというような論法が相変わらずボウフラのように湧いてくる。こういう現実を見てみますと、戦後の平和教育、いかに日本人の心をずたずたにしてしまったか、そういう思いをいたします。

今年1月に亡くなられた小野田寛郎さん、いらっしゃいます。この方は子供のために全国で自然塾というものを開講していました。そういう中で感じられたことだと思うんですけども、自分にはやり残していることがあるということをおっしゃられたそうですね。それは親の教育だというふうにおっしゃっていたそうです。まさしく小野田さんが感じられたその世界というのは、我々が戦後受けてきた教育のその結実であると、そういう感じがいたします。

先ほど高橋議員の質問の中に、道徳についての教育長答弁ございました。本当に道徳を教えるということが今日までいかに大変だったか、そのご苦勞を感じておりました。また、教育長の先ほどの答弁の中に、せっかく指導内容が濃くなっているにもかかわらず時間が少ない、こういうご指摘がありましたので、この指摘、私もしっかり受けとめまして、機会あるごとに私も発信をしていきたいと今思っているところです。

最後に、日本は大丈夫ですという答弁でありましたが、教職員の先生方におかれましては、子供たちに対して日本という国に誇りを持ち、そして堂々と自分の意見を述べられる国際人を育てていただきたいというふうにお願いをいたします。

また一方で、ひとつ先生方には苦言を呈しておきたいというふうに思います。それは、5月に、既に皆さんご存じのように、ある学校長、覚醒剤の所持で捕まっております。その

1カ月後にはまた何と女教師をトイレで盗撮をした、本当に信じられないような不祥事が続いているわけですね。子供たちに与える心理的な影響はもうはかり知れないですね。この点について教育長、率直な感想、そしてまた今後の教職員に対しての指導をどのようにされるのか、お話をお願いいたします。

○議長（佐々木幸美君） 教育長、伊藤君。

○教育長（伊藤直樹君） 教職員の不祥事は決して件数は多くないと思いますけれども、ニュースにされやすいこともあって非常に目立ちます。一旦不祥事が起こると、不祥事を起こした教職員だけの責任問題にとどまらず、これまで多くの教員が地道な努力により築き上げてきた児童・生徒、保護者、地域の人々との信頼関係が一気に崩壊してしまいます。その信頼回復には非常に多くの努力と時間が必要になります。教育への信頼を根底から覆すことになる教職員の不祥事は絶対にあってはなりません。

そのため、学校では長い間かなり神経を使いながら事故防止に努めてきました。小笠原を例に挙げると、年度初めの4月、夏休み前の7月、冬休み前の12月、年度末の3月に服務事故防止のための研修を各学校で行っています。また、それ以外にも日々報道される不祥事のニュースをタイムリーな話題として取り上げるなど、年間を通した指導として定着しています。東京都教育委員会も平成18年から7月と12月を服務事故防止月間と定めて、東京都内の全公立学校において全教職員を対象に一単位時間50分以上の研修を義務づけています。このような努力を続けているにもかかわらず、また問題を起こせば厳しい処分が待っていることを知っているにもかかわらず、教職員の不祥事はなくなりません。非常に残念に思っています。他県、他地区のことには手も目も届きませんので、とりあえずは小笠原から絶対に服務事故を出さないよう指導を強化し、がっちり取り組んでいるところで

す。

以上です。

○議長（佐々木幸美君） 片股敬昌君。

○2番（片股敬昌君） こうした不祥事があると、教えられた子供たちのみならず、家族があるわけですね。奥さんをはじめ自分たちの子供がこれから先どうなるのか、本当に気の毒だと思うんですが、村の当村の教職員、皆さん絶対こういう不祥事、出さないようぜひお願いしたいと思います。

次に、修学旅行のことで先ほど質問いたしました。今年は5月18日から27日、中学校3年生修学旅行で行かれました。この期間中、特別何か問題とかということはなかったでしょ

うか。

○議長（佐々木幸美君） 教育課課長補佐、大津君。

○教育課課長補佐（大津 源君） 今回の修学旅行に行った小笠原中学校の生徒にはアレルギー疾患の生徒がいなかったことなどもあり、修学旅行中のアレルギーに関する問題はありませんでした。また、これまで過去においても小笠原村立学校の児童・生徒におきましては、アレルギーに関する事故は起こったことはありません。

○議長（佐々木幸美君） 片股敬昌君。

○2番（片股敬昌君） 何も問題なく子供たちが無事帰ってきたということで、大変よかったと思います。こうした安心・安全に修学旅行を行うために、教職員をはじめ多くの方々の支えがあって成り立っている、そのことを認識いたしました。事故を未然に防ぐためにも、これから保護者の適正なアドバイス等も得ながら、これから先も不幸な事故が起きないよう、引き続き努力をお願いいたします。

ちょっと前に戻っちゃいますけれども、6月10日に人格教養教育推進議連というものが発足したそうです。安倍首相、そして野田前首相が最高顧問ということになりまして、教師の養成、家庭教育、ここに重点を置いてこれから審議されていくということですが、ご存じのように、家庭教育にありましてはもう流行語になりつつある「モンスターペアレント」という言葉がありますけれども、本当に親の教育ということがこれから本当に真剣になされていくんだろうということで、期待をしているところです。

次に、都営住宅の再質問をいたします。

1点目は、建てかえをする際、現在住んでいるところを取り壊すという状態になりますので、そこに住んでいた人々、住人が一旦住む場所が必要になってきますね。そうした場所というものはきちんと確保されるのでしょうか。また、建てかえの際の建築候補地はどのあたりになるのでしょうか。

○議長（佐々木幸美君） 自然管理専門委員、岩本君。

○自然管理専門委員（岩本 誠君） 建てかえの候補地につきましては、今後東京都と検討していくことになります。現在、父島、母島ともにどういう場所があいているかという調査については終了しておりますけれども、どの部分のほうにつくられるのかという建設自体は東京都側の業務になりますので、今後の検討事項になる形になります。

次に、また一時的な住む場所、今現在住まわれている住宅を建て直す際の一時的な住む場所につきましては、内地の例で言いますと、実際に都営住宅かなり空き家等がありますの

で、既存の空き家住宅に仮移転または本移転をしていただいて、古い建物について建て壊しを行い建て直しをしていくという形をとっておりますけれども、当村に関しましては当然あいている状況がないと、今現在も競争率50倍、60倍の状況ですので、新しく別棟を建設し、建て直し期間はそこに居住していただくと。その建てられたものは仮の建設物ではなくて、その後もそのまま都営住宅として使っていくような形のものを建てて、そこに一時的に住んでいただくという形になると思います。

○議長（佐々木幸美君） 片股敬昌君。

○2番（片股敬昌君） 一時的に住む建物はこれからずっと継続的に使われるだろうという判断ですね。

次に、清瀬の二戸建て住宅を含めて建て直しをする場合、同じ場所に同じような建物になるのかということです。といいますのは、あの二戸建てのところは一戸建てでもいいのではないかというような村民意見も出てくると思いますので、いかがでしょうか。

○議長（佐々木幸美君） 自然管理専門委員、岩本君。

○自然管理専門委員（岩本 誠君） 先ほどもご説明いたしましたけれども、建てかえに関する詳細につきましては今後東京都と詰めていくという形になりますけれども、現在、実際上居住されている方、このことに関して大変一番大きな問題ということの中では、検討段階、東京都と詰めていく検討段階では、速やかに情報提供を行える体制というのは考えていきたいと思っております。

○議長（佐々木幸美君） 片股敬昌君。

○2番（片股敬昌君） それでは、どこの住宅から建て直しを始めるのか、現時点での構想はあるのでしょうか。

○議長（佐々木幸美君） 自然管理専門委員、岩本君。

○自然管理専門委員（岩本 誠君） 正直申しまして、実際耐用年数上からいきますと、母島沖村住宅それから清瀬の二戸建て住宅というのが簡易耐火住宅ということで、耐用年数45年ということになっております。そういう意味ではそこから始まる形にはなると思います。ただ、現時点ではそのことも含めて東京都の調整事項になると思います。今の時点では、先ほど説明したとおりやと東京都との話し合いの場ができたところであり、今後建てかえスケジュールをはじめ詳細については打ち合わせを行っていくところでございますので、今明確なお答えが出せない状況です。

○議長（佐々木幸美君） 片股敬昌君。

○2番（片股敬昌君） 全てこれからということでございますが、これからの住宅は公園整備を含めて高齢者対策のためのバリアフリー化、あるいは発電所が先ほど来質問に出ていましたけれども、海岸近くにあるということからやはり大変心配されていることから太陽光発電システムを取り入れたそういう津波対策のための住宅、さまざまな要望が村民から出てくると思われますけれども、いずれにしても村民からよくやってくれたと評価していただけるような住宅を目指して、お互いに頑張っていきましょう、こういうことであります。

以上で質問を終わります。

○議長（佐々木幸美君） 以上をもちまして一般質問は終了いたしました。

◎散会の宣告

○議長（佐々木幸美君） お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（佐々木幸美君） 異議なしと認め、本日の会議を終了いたします。

次回は明日6月13日午後3時30分より会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

（午後3時30分）

平成 26 年第 2 回 小笠原村議会定例会会議録

議 事 日 程 （第 2 号）

平成 26 年 6 月 13 日（金曜日）午前 10 時開議

- 第 1 報告第 5 号 平成 25 年度小笠原村繰越明許費繰越計算書の報告について
- 第 2 報告第 6 号 小笠原村村税条例等の一部を改正する条例（専決処分）
- 第 3 報告第 7 号 小笠原村国民健康保険税条例の一部を改正する条例（専決処分）
- 第 4 報告第 8 号 扇浦浄水場整備工事（土木その 3）請負契約の締結について（専決処分）
- 第 5 報告第 9 号 扇浦浄水場整備工事（機械Ⅱ）請負契約の締結について（専決処分）
- 第 6 報告第 10 号 扇浦浄水場整備工事（電気Ⅱ）請負契約の締結について（専決処分）
- 第 7 報告第 11 号 和解及び損害賠償額の決定について（専決処分）
- 第 8 議案第 42 号 公益法人等への小笠原村職員の派遣に関する条例の一部を改正する条例（案）
- 第 9 議案第 43 号 非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）
- 第 10 議案第 44 号 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（案）
- 第 11 議案第 45 号 小笠原村ケーブルテレビ条例の一部を改正する条例（案）
- 第 12 議案第 46 号 小笠原村村税条例の一部を改正する条例（案）
- 第 13 議案第 47 号 小笠原村社会体育施設条例の一部を改正する条例（案）
- 第 14 議案第 48 号 東京都と小笠原村との間における旅券の申請受理及び交付等に係る事務委託に関する規約の一部改正について（案）
- 第 15 議案第 49 号 平成 26 年度小笠原村一般会計補正予算（第 1 号）（案）
- 第 16 議案第 50 号 平成 26 年度小笠原村簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）（案）
- 第 17 議案第 51 号 財産の取得（電子カルテシステム）について（案）
- 第 18 同意第 2 号 小笠原村監査委員の選任の同意

出席議員（８名）

1 番	高 橋 研 史 君	2 番	片 股 敬 昌 君
3 番	一 木 重 夫 君	4 番	鯁 江 満 君
5 番	杉 田 一 男 君	6 番	池 田 望 君
7 番	稲 垣 勇 君	8 番	佐々木 幸 美 君

欠席議員（なし）

出席説明員

村 長	森 下 一 男 君	副 村 長	石 田 和 彦 君
教 育 長	伊 藤 直 樹 君	総 務 課 長	渋谷 正 昭 君
総務課副参事	鈴 木 敏 之 君	総 務 課 企画政策室長	樋 口 博 君
財 政 課 長	江 尻 康 弘 君	村 民 課 長	村 井 達 人 君
医 療 課 長	佐々木 英 樹 君	産業観光課長	牛 島 康 博 君
自 然 管 理 員 専 門 委 員	岩 本 誠 君	建設水道課長	篠 田 千鶴男 君
建設水道課 副 参 事	増 山 一 清 君	母 島 支 所 長	湯 村 義 夫 君
出 納 課 長	菊 池 元 弘 君	教 育 課 課 長 補 佐	大 津 源 君

欠席説明員（なし）

事務局職員出席者

事 務 局 長	セーボレー 孝 君	書 記	菊 池 ひろみ 君
---------	-----------	-----	-----------

◎開議の宣告

○議長（佐々木幸美君） これより本日の会議を開きます。

（午後 3 時 3 0 分）

◎会議時間の延長

○議長（佐々木幸美君） この際、あらかじめ会議時間の延長をしておきます。

◎報告第 5 号の上程、説明、質疑

○議長（佐々木幸美君） これより本日の日程に入ります。

日程第 1、報告第 5 号を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

村長、森下君。

○村長（森下一男君） 報告第 5 号 平成25年度小笠原村繰越明許費繰越計算書の報告について。

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第 2 項の規定に基づき報告する。

平成26年 6 月12日。小笠原村長、森下一男。

詳細につきましては担当課長に説明をさせます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（佐々木幸美君） 財政課長、江尻君。

○財政課長（江尻康弘君） それではご説明いたします。

2 ページをお開きください。

最初に、平成25年度小笠原村簡易水道事業特別会計繰越明許費の繰越計算書でございます。

款、建設改良費、項、建設改良費、事業名、扇浦浄水場整備事業、金額 6 億5,340万円、翌年度繰越額 6 億5,340万円。財源内訳でございますけれども、未収入特定財源、国・都支出金 4 億9,005万円、地方債 1 億6,330万円、その他 5 万円でございます。

平成26年 6 月12日提出。小笠原村長、森下一男。

この事業につきましては、平成26年第 1 回定例会で補正をさせていただき、またその際、同額を繰越明許費としたものでございます。扇浦浄水場の整備事業でございます。

続きまして、3 ページをお開きください。

平成25年度小笠原村浄化槽事業特別会計繰越明許費繰越計算書でございます。

款、建設改良費、項、建設改良費、事業名、浄化槽整備推進事業、金額1,562万6,000円、翌年度繰越額1,562万6,000円。未収入特定財源、国・都支出金781万3,000円、地方債700万円、その他81万3,000円でございます。

平成26年6月12日提出。小笠原村長、森下一男。

この事業につきましては、平成25年度当初で予定しておりました事業を繰越明許費としたものでございます。

説明につきましては以上でございます。

ご審議のほどよろしく願いをいたします。

○議長（佐々木幸美君） これより質疑に入ります。

質疑のある議員は挙手をしてください。

（挙手する者なし）

○議長（佐々木幸美君） 質疑がないようですので、以上をもって本報告を終了いたしました。

◎報告第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（佐々木幸美君） 日程第2、報告第6号を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

村長、森下君。

○村長（森下一男君） 報告第6号 小笠原村村税条例等の一部を改正する条例（専決処分）。

上記の報告を承認されたい。

平成26年6月12日。小笠原村長、森下一男。

詳細につきましては担当課長に説明をさせます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（佐々木幸美君） 総務課長、渋谷君。

○総務課長（渋谷正昭君） 6ページをお開きください。

専決処分書。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

小笠原村村税条例等の一部を改正する条例。

平成26年3月31日。小笠原村長、森下一男。

専決処分理由。

地方税法等の一部を改正する法律（平成26年法律第4号）、地方税法施行令の一部を改正する政令（平成26年政令第132号）並びに地方税法施行規則及び航空機燃料譲与税施行規則の一部を改正する省令（平成26年総務省令第34号）が3月31日に公布されたことに伴い、小笠原村村税条例（昭和43年条例第12号）及び小笠原村村税条例の一部を改正する条例（平成26年条例第5号）の一部を改正する必要があるが生じたが、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、専決処分するものである。

改正内容につきましては、長文かつ複雑多岐にわたりますので、お手元の概要説明資料で説明とかえさせていただきます。

小笠原村村税条例等改正（平成26年4月1日施行）（専決処分）説明資料ということで、施行日につきましては、一部平成26年4月1日ではないものもございますので、随時ご説明します。

主な改正点でございますが、1番目としまして、法人税法において外国法人の恒久的施設の定義、外国税額控除制度の新設、申告納付制度の規定等がされたことに伴う、外国法人に対する村民税の納税義務者等所要の規定の整備で、第23条、第48条、第52条に関係いたします。これにつきましては、平成28年4月1日施行となります。

2番目としまして、地域間の財源の遍在性を是正し財政力格差の縮小を図る地方法人税（国税）の創設に対応して、法人税割の標準税率及び制限税率が引き下げられたことに伴う村民税法人税割の税率の引き下げ、第34条の4でございますが、現行12.3%に対して改正後9.7%、こちらは平成26年10月1日以降に開始する事業年度から適用することになっております。

3番目といたしまして、地方税法の改正に伴う軽自動車税の税率の引き上げ（自家用自動車は1.5倍、その他は1.25倍）及び適用区分と経過措置に関しまして、第82条、改正附則第4条でございます。こちらについては、もう1枚の改正内容については別添を参照していただければと思います。平成27年4月1日施行となります。

4番目といたしまして、グリーン化を進める観点から、最初の新規検査から13年を経過した軽四輪車等（経年車）について、標準税率のおおむね20%の重課（経年車重課）税率の導入及び適用区分と経過措置ということで、附則第16条、改正附則第5条、第6条が改正でございます。改正内容については、あわせて別添の資料をご覧ください。こちらについては平成28年4月1日施行で、改正附則第6条は平成27年4月1日施行で

ざいます。

次、５番目といたしまして、東日本大震災に係る復興支援のための税制上の措置の条文整理及び固定資産税の課税免税措置等の１年延長でございます。附則第22条、第22条の２、第23条が改正分でございます。平成27年１月１日施行となります。

６番目として、租税特別措置法、地方税法その他法令の改正に伴う主な税負担軽減措置等でございますが、①としまして、公益法人に係る村民税の課税の特例の改正がございます。こちらは平成27年１月１日施行。

②としまして、肉用牛の売却による事業所得の課税の特例適用期限３年間延長で、こちらは附則第８条でございます。こちらは平成26年４月１日施行となっております。

③としまして、公害防止用設備、浸水防止用設備、ノンフロン製品に係る課税標準の特例措置へのわがまち特例の導入で、附則第10条の２でございます。平成26年４月１日施行となりました。

④としまして、耐震改修が行われた既存建築物に係る固定資産税の減額措置でございます。こちらは附則第10条の３第９項でございます。こちらは平成26年４月１日施行となっております。

⑤としまして、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例の適用期限３年間延長でございます。附則第17条の２が該当いたします。平成26年４月１日施行でございます。

⑥としまして、一般株式、上場株式、その他課税の特例規定の明確化等所要規定の整備でございます。附則第19条、第19条の２、第19条の３でございます。

７番としまして、その他法律改正に合わせた改正を行っております。

また、新旧対照表を16ページから39ページまで添付しております。

よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木幸美君） これより質疑に入ります。

質疑のある議員は挙手をしてください。

（挙手する者なし）

○議長（佐々木幸美君） 質疑がないようですので、これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（佐々木幸美君） 反対意見がないようですので、これより採決を行います。これにご

異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(佐々木幸美君) 異議なしと認めます。

報告第6号に賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(佐々木幸美君) 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

◎報告第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(佐々木幸美君) 日程第3、報告第7号を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

村長、森下君。

○村長(森下一男君) 報告第7号 小笠原村国民健康保険税条例の一部を改正する条例(専決処分)。

上記の報告を承認されたい。

平成26年6月12日。小笠原村長、森下一男。

詳細につきましては担当課長に説明をさせます。

よろしくご承認のほどお願い申し上げます。

○議長(佐々木幸美君) 総務課長、渋谷君。

○総務課長(渋谷正昭君) 41ページをお開きください。

専決処分書。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

小笠原村国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

平成26年3月31日。小笠原村長、森下一男。

専決処分理由。

地方税法の一部を改正する法律(平成26年法律第4号)が平成26年3月31日に公布されたことに伴い、小笠原村国民健康保険税条例の該当条文を改正する必要があるが生じたが、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、専決処分するものである。

42ページをお開きください。

小笠原村国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

小笠原村国民健康保険税条例（昭和43年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「14万円」を「16万円」に改め、同条第4項中「12万円」を「14万円」に改める。

第18条第1項中「第24条の37第1項」を「第24条の36」に改める。

第23条第1項中「14万円」を「16万円」に、「12万円」を「14万円」に改め、同項第2号中「（当該納税義務者を除く。）」を削り、同項第3号中「35万円」を「45万円」に改める。

附則。

（施行期日）

第1条 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（適用区分）

第2条 改正後の小笠原村国民健康保険税条例の規定は、平成26年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、平成25年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

新旧対照表を43ページから45ページまで添付しております。

よろしくご承認のほどお願いいたします。

○議長（佐々木幸美君） これより質疑に入ります。

質疑のある議員は挙手をしてください。

（挙手する者なし）

○議長（佐々木幸美君） 質疑がないようですので、これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（佐々木幸美君） 反対意見がないようですので、これより採決を行います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（佐々木幸美君） 異議なしと認めます。

報告第7号に賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（佐々木幸美君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

◎報告第8号から報告第10号までの上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（佐々木幸美君） 日程第4、報告第8号から日程第6、報告第10号までの報告3件を一括議題といたします。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（佐々木幸美君） 異議なしと認め、報告3件を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

村長、森下君。

○村長（森下一男君） 報告第8号から第10号までを一括して提出させていただきます。

報告第8号は、扇浦浄水場整備工事（土木その3）請負契約の締結について（専決処分）、報告第9号は、扇浦浄水場整備工事（機械Ⅱ）請負契約の締結について（専決処分）、報告第10号は、扇浦浄水場整備工事（電気Ⅱ）請負契約の締結について（専決処分）でございます。

詳細につきましては担当課長より説明をさせます。

よろしくご承認のほどお願い申し上げます。

○議長（佐々木幸美君） 財政課長、江尻君。

○財政課長（江尻康弘君） それではご説明いたします。

46ページをお開きください。

専決処分書。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、次のとおり専決処分する。

扇浦浄水場整備工事（土木その3）請負契約の締結について。

平成26年4月21日。小笠原村長、森下一男。

専決処分理由。

扇浦浄水場整備工事（土木その3）について、緊急に契約の必要性が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、専決処分するものである。

47ページをお開きください。

扇浦浄水場整備工事（土木その3）請負契約の締結について。

扇浦浄水場整備工事（土木その３）施工のため、次のとおり工事請負契約を締結する。ただし、設計変更に伴い必要があるときは、請負金額の２割以内において変更することができる。

記。

- １、契約の目的、扇浦浄水場整備のため。
- ２、契約件名、扇浦浄水場整備工事（土木その３）。
- ３、契約の方法、随意契約。
- ４、契約金額、３億2,076万円。
- ５、契約の相手、五洋・大昭建設共同企業体。

次の48ページに契約の資料が添付されてございます。

続きまして、50ページをお開きください。

専決処分書。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第１項の規定により、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、次のとおり専決処分する。

扇浦浄水場整備工事（機械Ⅱ）請負契約の締結について。

平成26年４月21日。小笠原村長、森下一男。

専決処分理由。

扇浦浄水場整備工事（機械Ⅱ）について、緊急に契約の必要が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、専決処分するものである。

51ページをお開きください。

扇浦浄水場整備工事（機械Ⅱ）請負契約の締結について。

扇浦浄水場整備工事（機械Ⅱ）施工のため、次のとおり工事請負契約を締結する。ただし、設計変更に伴い必要があるときは、請負金額の２割以内において変更することができる。

記。

- １、契約の目的、扇浦浄水場整備のため。
- ２、契約件名、扇浦浄水場整備工事（機械Ⅱ）。
- ３、契約の方法、特命随意契約。
- ４、契約金額、１億2,906万円。
- ５、契約の相手、前澤工業株式会社。

特命随意契約の理由でございます。

本工事は、平成25年度に行った扇浦浄水場整備工事（機械Ⅰ）に引き続き行うものである。現場作業を進めるに当たっては、浄水場更新の考え方を十分に踏まえ、総合的な見地より、施設維持管理及び工程期間内に作業を行う必要がある。当該工事を実施するには、十分な知識と実績を有する必要があることはもちろん、現在の浄水場を運転しながらの更新であるため、水道事業の現状を十分に把握している施工業者でなければ本業務を効率的に遂行することができない。

さらに、扇浦浄水場整備工事（機械Ⅰ）において、プラント機器の設計・製作を完了し、一部機器の据えつけを行っていることから、現状の状況を把握した上で効率的に現場施工ができ、機器設計、シーケンスを理解している業者が、製作機器の据えつけ、試運転を行うことが妥当である。

以上の理由により、平成25年度の扇浦浄水場整備工事（機械Ⅰ）を実施した上記業者との随意契約を締結する。

続きまして、3件目でございます。

53ページをお開きください。

専決処分書。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、次のとおり専決処分する。

扇浦浄水場整備工事（電気Ⅱ）請負契約の締結について。

平成26年4月21日。小笠原村長、森下一男。

専決処分理由。

扇浦浄水場整備工事（電気Ⅱ）について、緊急に契約の必要が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、専決処分するものである。

54ページをお開きください。

扇浦浄水場整備工事（電気Ⅱ）請負契約の締結について。

扇浦浄水場整備工事（電気Ⅱ）施工のため、次のとおり工事請負契約を締結する。ただし、設計変更に伴い必要があるときは、請負金額の2割以内において変更することができる。

記。

1、契約の目的、扇浦浄水場整備のため。

2、契約件名、扇浦浄水場整備工事（電気Ⅱ）。

3、契約の方法、特命随意契約。

4、契約金額、1億7,550万円。

5、契約の相手、昱株式会社。

6、特命随契理由。

本工事は、平成25年度に行った扇浦浄水場整備工事（電気Ⅰ）に引き続き行うものである。現場作業を進めるに当たっては、浄水場更新の考え方を十分に踏まえ、総合的な見地より、施設維持管理及び工程期間内に作業を行う必要がある。当該工事を実施するには、十分な知識と実績を有する必要があることはもちろん、現在の浄水場を運転しながらの更新であるため、水道事業の現状を十分に把握している施工業者でなければ本業務を効率的に遂行することができない。

さらに、扇浦浄水場整備工事（電気Ⅰ）において、現場作業及び浄水場設計を行っているため、現状の状況を把握し、効率的に現場施工ができ、機器設計、シーケンスを理解している業者が、製作機器の据えつけ、試運転を行うことが妥当である。

以上の理由により、扇浦浄水場整備工事（電気Ⅰ）を実施した上記業者との随意契約を締結する。

以上3件、契約の専決処分につきまして説明をさせていただきました。

ご承認のほどよろしく願いをいたします。

○議長（佐々木幸美君） これより質疑に入ります。

質疑のある議員は挙手をしてください。

（挙手する者なし）

○議長（佐々木幸美君） 質疑がないようですので、これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（佐々木幸美君） 反対意見がないようですので、これより採決を行います。

報告第8号から報告第10号までの報告3件を一括して採決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（佐々木幸美君） 異議なしと認めます。

報告第8号から報告第10号に賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長（佐々木幸美君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

◎報告第11号の上程、説明、質疑

○議長（佐々木幸美君） 日程第7、報告第11号を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

村長、森下君。

○村長（森下一男君） 報告第11号 和解及び損害賠償額の決定について（専決処分）。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成26年6月12日。小笠原村長、森下一男。

地方自治法第180条第2項の規定に基づき、議会に報告する必要があるためのものがございます。

詳細につきましては担当課長に説明をさせます。

よろしくご承認のほどお願い申し上げます。

○議長（佐々木幸美君） 総務課長、渋谷君。

○総務課長（渋谷正昭君） 57ページをご覧ください。

専決処分書。

小笠原村が当事者である和解及び損害賠償額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び専決処分事項の指定について（平成22年3月10日議決）に基づき、次のとおり専決処分する。

平成26年5月1日。小笠原村長、森下一男。

次のとおり和解契約を締結し、損害賠償の額を決定する。

1、和解契約の相手方につきましては省略させていただきます。

2番、和解契約の条件の骨子でございますが、1としまして、治療費及び治療に伴う費用について、村が加入している保険会社算定による保険金額を保険会社から相手側へ支払う。

2としまして、村と相手方は上記1についての示談書を取り交わし、互いにその他一切の債権債務がないことを確認する。

3、損害賠償の額、金21万3,140円。

4、和解契約の締結日、平成26年5月1日。

5、和解契約の原因。

平成26年1月29日に、小笠原村立父島保育園園庭において、保育中に相手方の子が木登りで遊んでいる際、落下して負傷したためでございます。

以上、報告させていただきます。

よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木幸美君） これより質疑に入ります。

質疑のある議員は挙手をしてください。

（挙手する者なし）

○議長（佐々木幸美君） 質疑がないようですので、以上をもって本報告は終了いたしました。

◎議案第42号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（佐々木幸美君） 日程第8、議案第42号を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

村長、森下君。

○村長（森下一男君） 議案第42号 公益法人等への小笠原村職員の派遣に関する条例の一部を改正する条例（案）。

上記の議案を提出する。

平成26年6月12日。小笠原村長、森下一男。

社会福祉法人に職員を派遣するに当たり、職員を派遣することができる法人を加える必要が生じたためのものでございます。

詳細については担当課長に説明をさせます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（佐々木幸美君） 総務課長、渋谷君。

○総務課長（渋谷正昭君） 議案の2ページをお開きください。

公益法人等への小笠原村職員の派遣に関する条例の一部を改正する条例（案）。

公益法人等への小笠原村職員の派遣に関する条例（平成16年小笠原村条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項に次の1号を加える。

（2）社会福祉法人明老会。

第2条第2項第3号中「地方公務員法」の次に「（昭和25年法律第261号）」を加える。
附則。

（施行期日）

この条例は、平成26年7月1日から施行する。

新旧対照表を3ページに添付しております。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（佐々木幸美君） これより質疑に入ります。

質疑のある議員は挙手をしてください。

（挙手する者なし）

○議長（佐々木幸美君） 質疑がないようですので、これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（佐々木幸美君） 反対意見がないようですので、これより採決を行います。これにご
異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（佐々木幸美君） 異議なしと認めます。

議案第42号に賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（佐々木幸美君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第43号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（佐々木幸美君） 日程第9、議案第43号を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

村長、森下君。

○村長（森下一男君） 議案第43号 非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を
改正する条例（案）。

上記の議案を提出する。

平成26年6月12日。小笠原村長、森下一男。

非常勤職員の区分、報酬額を追加する必要があるためでございます。

詳細につきましては担当課長に説明をさせます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（佐々木幸美君） 総務課長、渋谷君。

○総務課長（渋谷正昭君） それでは、5 ページをお開きください。

非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）。

非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和43年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「、「准看護師」」の次「、「理学療法士」」を加える。

別表中「准看護師」の項の次に「理学療法士、日額、1万1,500円」を加える。

附則。

この条例は、公布の日から施行する。

新旧対照表を6 ページに添付しております。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（佐々木幸美君） これより質疑に入ります。

質疑のある議員は挙手をしてください。

（挙手する者なし）

○議長（佐々木幸美君） 質疑がないようですので、これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（佐々木幸美君） 反対意見がないようですので、これより採決を行います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（佐々木幸美君） 異議なしと認めます。

議案第43号に賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（佐々木幸美君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第44号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（佐々木幸美君） 日程第10、議案第44号を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

村長、森下君。

○村長（森下一男君） 議案第44号 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（案）。

上記の議案を提出する。

平成26年6月12日。小笠原村長、森下一男。

職員の年次休暇に関する規定を、国家公務員の規定に準じて改正する必要があるためのものでございます。

詳細につきましては担当課長に説明をさせます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（佐々木幸美君） 総務課長、渋谷君。

○総務課長（渋谷正昭君） 議案の8ページをお開きください。

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（案）。

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和50年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「1年について20日とする。」を「一の年ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。」に改め、同項に次の各号を加える。

（1）次号に掲げる職員以外の職員20日（再任用短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で小笠原村規則で定める日数）

（2）当該年の中途において新たに職員となり、又は任期が満了することにより退職することとなるもの その年の在職期間等を考慮し20日を超えない範囲内で小笠原村規則で定める日数

第9条第2項を次のように改める。

2 年次休暇（この項の規定により繰り越されたものを除く。）は、小笠原村規則で定める日数を限度として、当該年の翌年に繰り越すことができる。

第9条中第3項を削り、第4項を第3項とし、同条第5項中「前4項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とする。

附則。

この条例は、公布の日から施行する。

新旧対照表を8ページに添付しております。

年の途中で任期が満了する職員に対する年次休暇の日数規定を追加するというものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（佐々木幸美君） これより質疑に入ります。

質疑のある議員は挙手をしてください。

（挙手する者なし）

○議長（佐々木幸美君） 質疑がないようですので、これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（佐々木幸美君） 反対意見がないようですので、これより採決を行います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（佐々木幸美君） 異議なしと認めます。

議案第44号に賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（佐々木幸美君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第45号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（佐々木幸美君） 日程第11、議案第45号を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

村長、森下君。

○村長（森下一男君） 議案第45号 小笠原村ケーブルテレビ条例の一部を改正する条例（案）。

上記の議案を提出する。

平成26年6月12日。小笠原村長、森下一男。

消費税及び地方消費税の税率が平成26年4月1日から引き上げられたことに伴い、ケーブルテレビ利用料を見直すためのものでございます。

詳細につきましては担当課長に説明をさせます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（佐々木幸美君） 総務課長、渋谷君。

○総務課長（渋谷正昭君） 11ページをお開きください。

小笠原村ケーブルテレビ条例の一部を改正する条例（案）。

小笠原村ケーブルテレビ条例（平成23年条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表3中「1,500円」を「1,540円」に改める。

附則。

この条例は、平成26年7月1日から施行する。

新旧対照表を12ページに添付しております。

消費税分のアップにつきまして、このケーブルテレビの料金につきましては、これとは別の民放系の著作権料の付与の可能性が当時ございまして、一旦3月では見送っておりましたが、それが付加されないということがはっきりしましたので、消費税分のみの改定ということになります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（佐々木幸美君） これより質疑に入ります。

質疑のある議員は挙手をしてください。

（挙手する者なし）

○議長（佐々木幸美君） 質疑がないようですので、これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（佐々木幸美君） 反対意見がないようですので、これより採決を行います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（佐々木幸美君） 異議なしと認めます。

議案第45号に賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（佐々木幸美君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第46号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（佐々木幸美君） 日程第12、議案第46号を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

村長、森下君。

○村長（森下一男君） 議案第46号 小笠原村村税条例の一部を改正する条例（案）。

上記の議案を提出する。

平成26年6月12日。小笠原村長、森下一男。

平成26年度税制改正に伴う小笠原村村税条例の改正については、小笠原村村税条例等の一部を改正する条例（平成26年条例第23号）において所要の改正を行っているところであるが、この際、過誤により小型特殊自動車の税率改正部分の改正を行っていなかったため、これを追加改正するためのものとございます。

詳細につきましては担当課長に説明をさせます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（佐々木幸美君） 総務課長、渋谷君。

○総務課長（渋谷正昭君） 14ページをお開きください。

小笠原村村税条例の一部を改正する条例（案）。

小笠原村村税条例（昭和43年条例第12号）の一部を次のように改正する。

第82条第2号イを次のように改める。

イ、小型特殊自動車。

農耕作業用のもの、年額、2,400円。

その他のもの、年額、5,900円。

附則。

第1条 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

第2条 この条例による改正後の小笠原村村税条例第82条の規定は、平成27年度以降の年度分の軽自動車税について適用し、平成26年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

新旧対照表を15ページに添付しております。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（佐々木幸美君） これより質疑に入ります。

質疑のある議員は挙手をしてください。

（挙手する者なし）

○議長（佐々木幸美君） 質疑がないようですので、これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（佐々木幸美君） 反対意見がないようですので、これより採決を行います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（佐々木幸美君） 異議なしと認めます。

議案第46号に賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（佐々木幸美君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第47号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（佐々木幸美君） 日程第13、議案第47号を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

村長、森下君。

○村長（森下一男君） 議案第47号 小笠原村社会体育施設条例の一部を改正する条例（案）。

上記の議案を提出する。

平成26年6月12日。小笠原村長、森下一男。

母島元地に村営のゲートボール場を開設するためのものです。

詳細につきましては担当課長に説明をさせます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（佐々木幸美君） 総務課長、渋谷君。

○総務課長（渋谷正昭君） 17ページをお開きください。

小笠原村社会体育施設条例の一部を改正する条例（案）。

小笠原村社会体育施設条例（昭和60年条例第10号）の一部を次のように改正する。

別表1中「評議平運動場」の項の次に「元地ゲートボール場、東京都小笠原村母島字元地」を加える。

附則。

この条例は、平成26年7月1日から施行する。

新旧対照表を18ページに添付しております。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（佐々木幸美君） これより質疑に入ります。

質疑のある議員は挙手をしてください。

（挙手する者なし）

○議長（佐々木幸美君） 質疑がないようですので、これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（佐々木幸美君） 反対意見がないようですので、これより採決を行います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（佐々木幸美君） 異議なしと認めます。

議案第47号に賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（佐々木幸美君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第48号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（佐々木幸美君） 日程第14、議案第48号を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

村長、森下君。

○村長（森下一男君） 議案第48号 東京都と小笠原村との間における旅券の申請受理及び交付等に係る事務委託に関する規約の一部改正について（案）。

上記の議案を提出する。

平成26年6月12日。小笠原村長、森下一男。

旅券法の一部を改正する法律（平成25年法律第69号）の施行に伴い、一般旅券の記載事項の訂正制度が廃止されたことにより、東京都と小笠原村との間における事務委託に関する規約の一部を改正する必要性が生じたため。

旅券法の一部を改正する法律（平成25年法律第69号）の施行に伴い、旅券の申請受理及び交付等に係る事務の委託を変更するために、規約の一部を変更する必要があるため。

なお、この議案は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第3項において準用する同法第252条の2第3項の規定により、議会の議決を経る必要があるため提出するものでございます。

詳細につきましては担当課長に説明をさせます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（佐々木幸美君） 総務課長、渋谷君。

○総務課長（渋谷正昭君） それでは、20ページをお開きください。

東京都と小笠原村との間における旅券の申請受理及び交付等に係る事務委託に関する規約の一部変更について（案）。

東京都と小笠原村との間における旅券の申請受理及び交付等に係る事務委託に関する規約（平成19年1月10日締結）の一部を次のとおり変更する。

第1条中第3号及び第4号を削り、第5号を第3号とし、第6号から第8号までを2号ずつ繰り上げる。

附則。

この規約は、平成26年7月1日から施行する。

新旧対照表を21ページに添付しております。

提案理由にもありましたように、東京都のほうでは6月都議会におきまして同様の議案が提出されております。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（佐々木幸美君） これより質疑に入ります。

質疑のある議員は挙手をしてください。

（挙手する者なし）

○議長（佐々木幸美君） 質疑がないようですので、これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（佐々木幸美君） 反対意見がないようですので、これより採決を行います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（佐々木幸美君） 異議なしと認めます。

議案第48号に賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長（佐々木幸美君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第49号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（佐々木幸美君） 日程第15、議案第49号を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

村長、森下君。

○村長（森下一男君） 議案第49号 平成26年度小笠原村一般会計補正予算（第1号）（案）。

上記の議案を提出する。

平成26年6月12日。小笠原村長、森下一男。

詳細につきましては担当課長に説明をさせます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（佐々木幸美君） 財政課長、江尻君。

○財政課長（江尻康弘君） ご説明いたします。

23ページをお開きください。

平成26年度小笠原村一般会計補正予算（第1号）でございます。

24ページをお開きください。

平成26年度小笠原村一般会計補正予算、予算総則。

平成26年度小笠原村一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額にそれぞれ4,420万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ38億9,084万6,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成26年6月12日。小笠原村長、森下一男。

25ページ、26ページに歳入歳出のそれぞれ款項ごとの補正内訳を添付してございます。

説明につきましては、別にお配りいたしましたA3判の資料により説明のほうはさせていただきます。

1ページをお開きください。

第1、歳入歳出予算補正、歳入歳出の総括でございます。

2ページをお開きください。

まず歳入でございます。

都支出金、都補助金、衛生費都補助金、母子衛生費の30万9,000円につきましては、風しん抗体検査事業費都補助金を計上したものでございます。

また、予防接種費の9万円につきましては、予防接種費都補助金の増額分を計上したものでございます。

寄附金、寄附金、指定寄附金、商工費寄附金の301万円につきましては、バイオトイレ電源設備設置等に関する寄附金301万円を計上したものでございます。

繰越金、繰越金、繰越金、繰越金の3,929万7,000円につきましては、繰越金増額分を計上したものでございます。

諸収入、雑入、雑入、雑入の150万円につきましては、みどり東京・温暖化防止プロジェクト市町村助成金を計上したものでございます。

歳入合計、既定額38億4,664万円、補正額4,420万6,000円、計38億9,084万6,000円でございます。

3ページをお開きください。

続きまして、歳出でございます。

総務費、総務管理費、一般管理費、負担金補助及び交付金の2,489万9,000円につきましては、職員の人件費、退職手当組合の特別負担金として2,093万6,000円、また燃料油価格変動調整金の補助事業費として396万3,000円の計2,489万9,000円を計上したものでございます。

目、防災諸費、委託料の126万5,000円につきましては、防災施設整備事業費、防災行政無線の監視機材等の設置のため計上したものでございます。

目、情報センター運営費、需用費の2万6,000円、使用料及び賃借料の37万3,000円、備品購入費の45万円、計84万9,000円につきましては、情報センター運営事務費、機材等経費の増額分を計上したものでございます。

民生費、社会福祉費、村民会館管理費、工事請負費の25万円につきましては、母島村民会館遊具補修に要する経費を計上したものでございます。

目、地域福祉センター管理費、委託料の372万4,000円につきましては、地域福祉センターのシロアリ防除処理に要する経費を計上したものでございます。

項、児童福祉費、保育所費、報酬の316万2,000円、共済費の50万9,000円、計367万1,000円につきましては、保育士・調理員の非常勤職員人件費の増額分を計上したものでございます。

また、賃金の70万6,000円につきましては、父島保育園臨時職員賃金の増額分を計上したものでございます。

衛生費、保健衛生費、保健衛生総務費、委託料の31万円につきましては、風しん抗体検査事業費を計上したものでございます。

4ページをお開きください。

衛生費の続きでございます。目、予防費、扶助費の18万円につきましては、風しん予防接種助成に要する経費を計上したものでございます。

商工費、商工費、観光費、賃金の5万4,000円、需用費の2万6,000円、委託料の2万2,000円、工事請負費の582万1,000円、計592万3,000円につきましては、母島バイオトイレの電源設備の設置及び維持管理に要する経費を計上したものでございます。

教育費、教育総務費、事務局費、共済費の28万1,000円、賃金の172万8,000円、計200万9,000円につきましては、臨時職員雇用に要する経費を計上したものでございます。

諸支出金、諸費、国有財産管理受託事業清算金、償還金利子及び割引料の42万円につきましては、国有財産管理受託事業清算金の増額分を計上したものでございます。

歳出合計、既定額38億4,664万円、補正額4,420万6,000円、計38億9,084万6,000円。

説明につきましては以上でございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（佐々木幸美君） これより質疑に入ります。

質疑のある議員は挙手をしてください。

一木重夫君。

○3番（一木重夫君） A3の予算説明書の2ページの一番下になります、みどり東京・温暖化防止プロジェクト市町村助成金、前にもこれ一般質問でやりまして、もう5年ぐらい前だと思うんですけども、毎年これはたしか町村会からの補助150万円というところで、省エネルギーのために使ったらどうかというところで、例えば蛍光灯をLEDの蛍光灯にかえたり、あと白熱電球を蛍光灯型の電球にかえたりしてみてもはどうでしょうかという提案を前からしておるんですけども、今回150万円、今年度は何に使う予定になっていますでしょうか。

○議長（佐々木幸美君） 産業観光課長、牛島君。

○産業観光課長（牛島康博君） 今年度、遊歩道補修整備事業というのがございまして、遊歩道の近自然工法というのがございます。こちらについては外来種の木とか石とかを使いまして、例えば遊歩道で雨が降って削れて、遊歩道が削れてしまった場所とかにそういう外来種の木とか石、それを使って階段のように歩きやすく補修をすると、そういった事業がございまして、今回こちらのほうを充てさせていただいております。

○議長（佐々木幸美君） 一木重夫君。

○3番（一木重夫君） ぜひ地球温暖化防止のプロジェクトということなので、この要綱も見ていますけれども、メーンの省エネの部分にぜひ来年度はやってほしいと思っておるんですけれども、岩本さん、一言お願いします。

○議長（佐々木幸美君） 自然管理専門委員、岩本君。

○自然管理専門委員（岩本 誠君） 議員の言われるように、この事業目的からいけば本来省エネルギー関係のほうがふさわしいということで、来年、該当するものがあるかどうか、検討していきたいと思います。

○議長（佐々木幸美君） ほかにございませんか。

（発言する者なし）

○議長（佐々木幸美君） ほかに質疑がないようですので、これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（佐々木幸美君） 反対意見がないようですので、これより採決を行います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（佐々木幸美君） 異議なしと認めます。

議案第49号に賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（佐々木幸美君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第50号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（佐々木幸美君） 日程第16、議案第50号を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

村長、森下君。

○村長（森下一男君） 議案第50号 平成26年度小笠原村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）（案）。

上記の議案を提出する。

平成26年6月12日。小笠原村長、森下一男。

詳細につきましては担当課長に説明をさせます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（佐々木幸美君） 財政課長、江尻君。

○財政課長（江尻康弘君） ご説明いたします。

28ページをお開きください。

平成26年度小笠原村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）でございます。

29ページをお開きください。

平成26年度小笠原村簡易水道事業特別会計補正予算、予算総則。

平成26年度小笠原村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額にそれぞれ2,350万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億9,324万1,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成26年6月12日。小笠原村長、森下一男。

次の30ページ、31ページに款項ごとの補正内訳を記載させていただいております。

説明につきましては、先ほどの一般会計同様、別冊でお配りした資料によりまして説明のほうをさせていただきたいと存じます。

5ページをお開きください。

第1、歳入歳出予算補正、歳入歳出の総括でございます。

7ページをお開きください。

歳入でございます。

繰入金、繰入金、繰入金、簡易水道事業基金繰入金2,350万円、簡易水道事業基金からの

繰入金を計上したものでございます。

歳入合計、既定額 1 億6,974万1,000円、補正額2,350万円、計 1 億9,324万1,000円。

続きまして、歳出でございます。

8 ページをお開きください。

総務費、総務管理費、業務管理費、工事請負費の2,350万円につきましては、都道改修に係る導送配水管等の移設経費を計上したものでございます。

歳出合計、既定額 1 億6,974万1,000円、補正額2,350万円、計 1 億9,324万1,000円。

説明につきましては以上でございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（佐々木幸美君） これより質疑に入ります。

質疑のある議員は挙手をしてください。

（挙手する者なし）

○議長（佐々木幸美君） 質疑がないようですので、これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（佐々木幸美君） 反対意見がないようですので、これより採決を行います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（佐々木幸美君） 異議なしと認めます。

議案第50号に賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（佐々木幸美君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 5 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（佐々木幸美君） 日程第17、議案第51号を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

村長、森下君。

○村長（森下一男君） 議案第51号 財産の取得（電子カルテシステム）について（案）。

上記の議案を提出する。

平成26年6月12日。小笠原村長、森下一男。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和54年条例第24号）
第3条の規定により、議会の議決に付す必要があるためのものでございます。

詳細につきましては担当課長に説明をさせます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（佐々木幸美君） 財政課長、江尻君。

○財政課長（江尻康弘君） ご説明いたします。

34ページをお開きください。

財産の取得（電子カルテシステム）について（案）でございます。

記。

1、取得の目的、医事会計及び電子カルテ一体型システム導入のため。

2、取得財産、電子カルテシステム一式。

3、契約の方法、指名競争入札。

4、購入金額、1,446万1,200円。

5、契約の相手、共立薬品株式会社。

次の35ページに契約の資料を添付してございます。

ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（佐々木幸美君） これより質疑に入ります。

質疑のある議員は挙手をしてください。

（挙手する者なし）

○議長（佐々木幸美君） 質疑がないようですので、これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（佐々木幸美君） 反対意見がないようですので、これより採決を行います。これにご
異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（佐々木幸美君） 異議なしと認めます。

議案第51号に賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（佐々木幸美君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎同意第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（佐々木幸美君） 日程第18、同意第2号を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

村長、森下君。

○村長（森下一男君） 同意第2号 小笠原村監査委員の選任の同意について。

上記について同意されたい。

平成26年6月12日。小笠原村長、森下一男。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条第1項の規定に基づき、小笠原村監査委員の選任につき、議会の同意を得る必要があるためのものでございます。

詳細は担当課長に説明をさせます。

よろしくご同意のほどお願い申し上げます。

○議長（佐々木幸美君） 総務課長、渋谷君。

○総務課長（渋谷正昭君） それでは、次のページをお開きください。

小笠原村監査委員の選任の同意について（案）でございます。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条第1項の規定に基づき、下記のとおり選任する。

氏名、稲垣直彦。以下、住所、生年月日、略歴については省略させていただきます。

現在の長谷部監査委員から6月30日付の辞任届を受けてのことでございます。

よろしくご同意のほどお願いいたします。

○議長（佐々木幸美君） これより質疑に入ります。

質疑のある議員は挙手をしてください。

（挙手する者なし）

○議長（佐々木幸美君） 質疑がないようですので、これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（佐々木幸美君） 反対意見がないようですので、これより採決を行います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（佐々木幸美君） 異議なしと認めます。

同意第２号に賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（佐々木幸美君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

◎閉会中の継続調査の申し出

○議長（佐々木幸美君） 次に、議会運営委員会、総務委員会、小笠原空港開設・航路改善特別委員会及び硫黄島調査特別委員会の所管事務及び調査中の事件について、各委員長より閉会中の継続調査の申し出があります。

本件は、お手元に配付のとおり、閉会中の継続調査に付したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（佐々木幸美君） 異議なしと認めます。

よって、本件は申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

◎閉議及び閉会の宣告

○議長（佐々木幸美君） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

これをもって、平成26年第２回小笠原村議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

（午後４時４０分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成26年 月 日

議 長 佐々木 幸 美

副 議 長 鯉 江 満

署 名 議 員 一 木 重 夫

署 名 議 員 鯉 江 満

議案等審議結果表

第 2 回 定 例 会 議 案 等 審 議 結 果 表

提出月日（平成 2 6 年 6 月 1 2 日）

議決月日（平成 2 6 年 6 月 1 3 日）

議案番号	件 名	審議結果
報告第 5 号	平成 2 5 年度小笠原村繰越明許費繰越計算書の報告について	
報告第 6 号	小笠原村村税条例等の一部を改正する条例（専決処分）	原案承認
報告第 7 号	小笠原村国民健康保険税条例の一部を改正する条例（専決処分）	原案承認
報告第 8 号	扇浦浄水場整備工事（土木その 3）請負契約の締結について（専決処分）	原案承認
報告第 9 号	扇浦浄水場整備工事（機械Ⅱ）請負契約の締結について（専決処分）	原案承認
報告第 1 0 号	扇浦浄水場整備工事（電気Ⅱ）請負契約の締結について（専決処分）	原案承認
報告第 1 1 号	和解及び損害賠償額の決定について（専決処分）	
議案第 4 2 号	公益法人等への小笠原村職員の派遣に関する条例の一部を改正する条例（案）	原案可決
議案第 4 3 号	非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）	原案可決
議案第 4 4 号	職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（案）	原案可決
議案第 4 5 号	小笠原村ケーブルテレビ条例の一部を改正する条例（案）	原案可決

議案番号	件 名	審議結果
議案第 4 6 号	小笠原村村税条例の一部を改正する条例（案）	原案可決
議案第 4 7 号	小笠原村社会体育施設条例の一部を改正する条例（案）	原案可決
議案第 4 8 号	東京都と小笠原村との間における旅券の申請受理及び交付等に係る事務委託に関する規約の一部改正について（案）	原案可決
議案第 4 9 号	平成 2 6 年度小笠原村一般会計補正予算（第 1 号）（案）	原案可決
議案第 5 0 号	平成 2 6 年度小笠原村簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）（案）	原案可決
議案第 5 1 号	財産の取得（電子カルテシステム）について（案）	原案可決
同意第 2 号	小笠原村監査委員の選任の同意	同 意

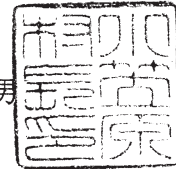
別

冊

26小笠原総第469号
平成26年5月27日

小笠原村議会議長
佐々木 幸 美 殿

小笠原村長
森 下 一 男



平成26年第2回小笠原村議会定例会の招集について（通知）

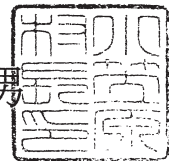
本日、別紙写しのとおり、平成26年第2回小笠原村議会定例会を招集する
告示をしたので、通知いたします。

小笠原村告示第7号

平成26年第2回小笠原村議会定例会を下記のとおり招集する。

平成26年5月27日

小笠原村長 森 下 一 男



記

- 1 期 日 平成26年6月12日
- 2 場 所 小笠原村議会議事堂

26 小笠原議第 31 号
平成 26 年 5 月 27 日

議 員 各 位

小笠原村議会
議長 佐々木 幸 美

平成 26 年第 2 回小笠原村議会定例会の招集について

平成 26 年 5 月 27 日付 26 小笠原総第 469 号により、平成 26 年小笠原村告示第 7 号をもって、平成 26 年 6 月 12 日、平成 26 年第 2 回小笠原村議会定例会を招集する旨の通知があったので通知します。

なお、会議時間は小笠原村議会会議規則第 9 条第 1 項の規定により、午前 10 時開会といたします。

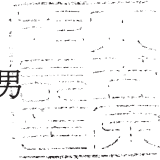
記

1. 開催日時 平成 26 年 6 月 12 日(木) 午前 10 時
2. 開催場所 小笠原村議会議事堂

26小笠原総第527号
平成26年6月3日

小笠原村議会議長
佐々木 幸 美 殿

小笠原村長
森 下 一 男



平成25年度小笠原村繰越明許費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定に基づき、
下記のとおり報告する。

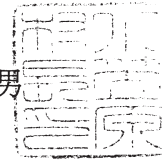
記

報告第5号 平成25年度小笠原村繰越明許費繰越計算書の報告について

26小笠原総第528号
平成26年6月3日

小笠原村議会議長
佐々木 幸 美 殿

小笠原村長
森 下 一 男



専決した事件の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき専決した
下記事件を、同条第3項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- | | |
|--------|---------------------------------------|
| 報告第6号 | 小笠原村村税条例等の一部を改正する条例（専決処分） |
| 報告第7号 | 小笠原村国民健康保険税条例の一部を改正する条例（専決処分） |
| 報告第8号 | 扇浦浄水場整備工事（土木その3）請負契約の締結について
（専決処分） |
| 報告第9号 | 扇浦浄水場整備工事（機械Ⅱ）請負契約の締結について（専決処分） |
| 報告第10号 | 扇浦浄水場整備工事（電気Ⅱ）請負契約の締結について（専決処分） |

26小笠原総第529号
平成26年6月3日

小笠原村議会議長
佐々木 幸 美 殿

小笠原村長
森 下 一 男



専決した事件の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により指定している事項について専決処分したので、同条第2項の規定により下記のとおり報告します。

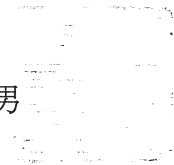
記

報告第11号 和解及び損害賠償額の決定について（専決処分）

26小笠原総第530号
平成26年6月3日

小笠原村議会議長
佐々木 幸 美 殿

小笠原村長
森 下 一 男



議案の送付について

平成26年第2回小笠原村議会定例会に提出するため、下記議案を送付します。

記

- | | |
|--------|--|
| 議案第42号 | 公益法人等への小笠原村職員の派遣に関する条例の一部を改正する条例（案） |
| 議案第43号 | 非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案） |
| 議案第44号 | 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（案） |
| 議案第45号 | 小笠原村ケーブルテレビ条例の一部を改正する条例（案） |
| 議案第46号 | 小笠原村村税条例の一部を改正する条例（案） |
| 議案第47号 | 小笠原村社会体育施設条例の一部を改正する条例（案） |
| 議案第48号 | 東京都と小笠原村との間における旅券の申請受理及び交付等に係る事務委託に関する規約の一部改正について（案） |
| 議案第49号 | 平成26年度小笠原村一般会計補正予算（第1号）（案） |
| 議案第50号 | 平成26年度小笠原村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）（案） |

26小笠原総第557号
平成26年6月6日

小笠原村議会議長
佐々木 幸 美 殿

小笠原村長
森 下 一 男



議案の送付について

平成26年第2回小笠原村議会定例会に提出するため、下記議案を送付します。

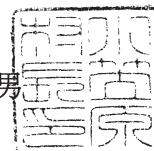
記

議案第51号 財産の取得（電子カルテシステム）について（案）

26小笠原総第531号
平成26年6月3日

小笠原村議会議長
佐々木 幸美 殿

小笠原村長
森 下 一 男



同意案件の送付について

平成26年第2回小笠原村議会定例会に提出するため、下記同意案件を送付します。

記

同意第2号 小笠原村監査委員の選任の同意

26 小笠原議第 32 号
平成 26 年 5 月 27 日

小笠原村長
森 下 一 男 殿

小笠原村議会
議長 佐々木 幸 美

説明員の出席要求について

地方自治法第 121 条第 1 項の規定に基づき、平成 26 年第 2 回小笠原村議会定例会に平成 26 年 1 月 8 日付 25 小笠原総第 1819 号及び 25 小笠原総第 1820 号、平成 26 年 4 月 1 日付 26 小笠原総第 51 号により通知された説明員の出席を求めます。なお、開催日時は、下記のとおりです。

記

1. 開催日時 平成 26 年 6 月 12 日(木) 午前 10 時
2. 開催場所 小笠原村議会議事堂

26 小笠原議第 32 号
平成 26 年 5 月 27 日

小笠原村教育委員会
教育長 伊 藤 直 樹 殿

小笠原村議会
議長 佐々木 幸 美

説明員の出席要求について

地方自治法第 121 条第 1 項の規定に基づき、平成 26 年第 2 回小笠原村議会定例会に平成 26 年 1 月 6 日付 25 小笠原教第 590 号及び平成 26 年 4 月 1 日付 26 小笠原教第 37 号により通知された説明員の出席を求めます。なお、開催日時は、下記のとおりです。

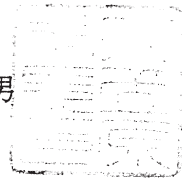
記

1. 開催日時 平成 26 年 6 月 12 日(木) 午前 10 時
2. 開催場所 小笠原村議会議事堂

26小笠原総第472号
平成26年5月27日

小笠原村議会議長
佐々木 幸 美 殿

小笠原村長
森 下 一 男



説明員の出席について（回答）

平成26年5月27日付26小笠原議第32号により要求のありました
平成26年第2回村議会定例会説明員の出欠席につきましては、下記のとおりです。

記

出席

村 長	森 下 一 男
副村長	石 田 和 彦
総務課長	渋谷 正 昭
総務課副参事	鈴木 敏 之
総務課企画政策室長	樋 口 博
財政課長	江 尻 康 弘
村民課長	村 井 達 人
医療課長	佐々木 英 樹
産業観光課長	牛 島 康 博
建設水道課長	篠 田 千鶴男
建設水道課副参事	増 山 一 清
母島支所長	湯 村 義 夫
出納課長	菊 池 元 弘
自然管理専門委員	岩 本 誠

26小笠原教第175号
平成26年 5月27日

小笠原村議会
議長 佐々木 幸美 殿

小笠原教育委員会
教育長 伊藤 直樹

説明員の出席要求について(回答)

標記の件について、平成26年5月27日付26小笠原議第32号（平成26年第2回小笠原村議会定例会）で要求のありました説明員は、以下のとおりです。

教 育 長 伊 藤 直 樹

教育課課長補佐 大 津 源

26小笠原総第51号
平成26年4月1日

小笠原村議会議長
佐々木 幸 美 殿

小笠原村長
森 下 一 男



小笠原村議会説明員の変更について（通知）

このことについて、下記のとおり説明員を変更したので通知いたします。

記

（委任取り消し：平成26年3月31日付）

総務課長	江 尻 康 弘
財政課長	今 野 満
村民課長	斎 藤 実
村民課副参事	村 井 達 人
産業観光課長	渋谷 正 昭
母島支所長	箭 内 浩 彌

（委任：平成26年4月1日付）

総務課長	渋谷 正 昭
財政課長	江 尻 康 弘
村民課長	村 井 達 人
産業観光課長	牛 島 康 博
母島支所長	湯 村 義 夫

26小笠原教第37号
平成26年4月1日

小笠原村議会
議長 佐々木 幸美 殿

小笠原村教育委員会
教育長 伊 藤 直 樹



小笠原村議会説明員の変更について（通知）

このことについて、平成26年4月1日付で下記のとおり説明員を変更したので、通知いたします。

記

変更前 : 教育長 伊藤 直樹
教育課長 牛島 康博

変更後 : 教育長 教育課長事務取扱 伊藤 直樹
教育課課長補佐 大津 源

平成 26 年 6 月 3 日

小笠原村議会議長
佐々木 幸 美 殿

議会運営委員会
委員長 杉田一男



閉会中の継続調査申出書

本委員会は、所掌事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定しましたので、会議規則第 75 条の規定により申し出ます。

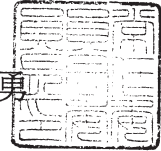
記

- 1 事 件 本会議の会期日程等議会の運営に関する事項

平成 26 年 6 月 13 日

小笠原村議会議長
佐々木 幸 美 殿

総務委員会
委員長 稲垣 勇



閉会中の継続調査申出

本委員会は、下記の所管事務について、閉会中の継続調査を要するものと決定しましたので、会議規則第 75 条の規定により申し出ます。

記

1 事 件 特定事件継続調査事項にかかる事件

特定事件継続調査事項表

総務委員会

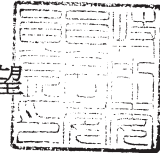
1. 村政全般

総合計画について
財政について
社会福祉について
保健衛生について
環境衛生について
防災について
教育について
農林水産業について
商工観光業について
環境保全について
土木建築について
上下水道事業について
宅地造成事業について
その他

平成 26 年 6 月 13 日

小笠原村議会議長
佐々木 幸 美 殿

小笠原空港開設・航路改善特別委員会
委員長 池田 望



閉会中の継続調査申出書

本委員会は、下記の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定しましたので、会議規則第 75 条の規定により申し出ます。

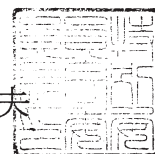
記

- 1 事 件 小笠原空港開設の推進及び航路改善について

平成 26 年 6 月 13 日

小笠原村議会議長
佐々木 幸 美 殿

硫黄島調査特別委員会
委員長 一木重夫



閉会中の継続調査申出書

本委員会は、下記の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定しましたので、会議規則第 75 条の規定により申し出ます。

記

1 事 件 硫黄島についての総合的な調査・研究

議 案 の 部

報告第 5 号

平成 2 5 年度小笠原村繰越明許費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 4 6 条第 2 項の規定に基づき報告する。

平成 2 6 年 6 月 1 2 日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

平成25年度小笠原村簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳			
					既収入 特定財源	未収入 特定財源		一般財源
						国都支出金	地方債 その他	
2.建設改良費	1.建設改良費	扇浦浄水場整備事業	653,400,000 円	653,400,000 円		490,050,000 円	163,300,000	円
合		計	653,400,000	653,400,000		490,050,000	163,300,000	50,000

平成26年6月12日 提出

小笠原村長 森 下 一 男

平成25年度小笠原村浄化槽事業特別会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳			
					既収入 特定財源	未収入 特定財源		一般財源
						国都支出金	地方債 その他	
2.建設改良費	1.建設改良費	浄化槽整備推進事業	円 15,626,000	円 15,626,000	円	7,813,000	7,000,000 813,000	円
合		計	15,626,000	15,626,000		7,813,000	7,000,000 813,000	

平成26年6月12日 提出

小笠原村長 森 下 一 男

報告第 6 号

小笠原村村税条例等の一部を改正する条例（専決処分）

上記の報告を承認されたい。

平成 2 6 年 6 月 1 2 日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

専 決 処 分 書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

小笠原村村税条例等の一部を改正する条例

平成26年3月31日

小笠原村長
森 下 一 男

専決処分理由

地方税法等の一部を改正する法律(平成26年法律第4号)、地方税法施行令の一部を改正する政令(平成26年政令第132号)並びに地方税法施行規則及び航空機燃料譲与税施行規則の一部を改正する省令(平成26年総務省令第34号)が、3月31日に公布されたことに伴い、小笠原村村税条例(昭和43年条例第12号)及び小笠原村村税条例の一部を改正する条例(平成26年条例第5号)の一部を改正する必要があるが生じたが、議会を招集する時間的余裕がないことがあきらかであると認め専決処分するものである。

小笠原村村税条例等の一部を改正する条例

(小笠原村村税条例の一部改正)

第1条 小笠原村村税条例（昭和43年条例第12号）の一部を次のように改正する。

第23条第2項中「外国法人」を「法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有しない法人（以下この節において「外国法人」という。）」に、「その事業が行われる場所で地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「令」という。）第45条の4に規定する場所をもつて」を「恒久的施設（法人税法第2条第12号の18に規定する恒久的施設をいう。）をもつて、」に改め、同条第3項中「令」を「地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「令」という。）」に改める。

第34条の4中「100分の12.3」を「100分の9.7」に改める。

第48条第2項中「法の施行地に」の次に「本店若しくは」を加え、「法の施行地外にその源泉がある所得について」を削り、同条第5項中「第74条第1項」の次に「又は第144条の6第1項」を加え、「第145条」を「第144条の8」に、「本項」を「この項」に改める。

第52条の見出し中「市町村民税」を「村民税」に改め、同条第1項中「第74条第1項」の次に「又は第144条の6第1項」を加える。

第57条及び第59条中「第10号の7」を「第10号の9」に改める。

第82条第1号ア中「1,000円」を「2,000円」に改め、同号イ中「1,200円」を「2,000円」に改め、同号ウ中「1,600円」を「2,400円」に改め、同号エ中「2,500円」を「3,700円」に改め、同条第2号アを次のように改める。

ア 軽自動車

2輪のもの（側車付のものを含む。） 年額 3,600円

3輪のもの 年額 3,900円

4輪以上のもの

乗用のもの

営業用 年額 6,900円

自家用 年額 10,800円

貨物用のもの

営業用 年額 3,800 円

自家用 年額 5,000 円

第 82 条第 3 号中「4,000 円」を「6,000 円」に改める。

附則第 4 条の 2 中「第 40 条第 3 項後段（同条第 6 項から第 10 項まで」の次に「及び第 11 項（同条第 12 項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）」を加え、「公益法人等（同条第 6 項から第 10 項まで」を「公益法人等（同条第 6 項から第 11 項まで」に、「を同法第 40 条第 3 項」を「を同条第 3 項」に、「財産（租税特別措置法第 40 条第 6 項から第 10 項まで」を「財産（同法第 40 条第 6 項から第 11 項まで」に改める。

附則第 6 条を次のように改める。

第 6 条削除

附則第 6 条の 2 及び第 6 条の 3 を削る。

附則第 8 条第 1 項中「平成 27 年度」を「平成 30 年度」に改める。

附則第 10 条の 2 の見出し中「附則第 15 条第 2 項第 6 号」を「附則第 15 条第 2 項第 1 号」に改め、同条第 3 項中「附則第 15 条第 37 項」を「附則第 15 条第 34 項」に改め、同項を同条第 6 項とし、同条第 2 項中「附則第 15 条第 9 項」を「附則第 15 条第 8 項」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 1 項を同条第 4 項とし、同項の前に次の 3 項を加える。

法附則第 15 条第 2 項第 1 号に規定する市町村の条例で定める割合は 3 分の 1 とする。

2 法附則第 15 条第 2 項第 2 号に規定する市町村の条例で定める割合は 2 分の 1 とする。

3 法附則第 15 条第 2 項第 3 号に規定する市町村の条例で定める割合は 2 分の 1 とする。

附則第 10 条の 2 に次の 2 項を加える。

7 法附則第 15 条第 37 項に規定する市町村の条例で定める割合は 3 分の 2 とする。

8 法附則第 15 条第 38 項に規定する市町村の条例で定める割合は 4 分の 3 とする。

附則第 10 条の 3 に次の 1 項を加える。

- 9 法附則第 15 条の 10 第 1 項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 11 項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 123 号）第 7 条又は附則第 3 条第 1 項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第 12 条第 24 項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して村長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 耐震改修が完了した年月日
- (5) 施行規則附則第 7 条第 11 項に規定する補助の算定の基礎となつた当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用
- (6) 耐震改修が完了した日から 3 月を経過した後に申告書を提出する場合には、3 月以内に提出することができなかつた理由

附則第 16 条を次のように改める。

（軽自動車税の税率の特例）

- 第 16 条 法附則第 30 条第 1 項に規定する 3 輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が初めて道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 60 条第 1 項後段の規定による車両番号の指定を受けた月から起算して 14 年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第 82 条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 82 条第 2 号ア	3, 900 円	4, 600 円
	6, 900 円	8, 200 円
	10, 800 円	12, 900 円
	3, 800 円	4, 500 円

	5,000 円	6,000 円
--	---------	---------

附則第 17 条の 2 第 1 項及び第 2 項中「平成 26 年度」を「平成 29 年度」に改める。

附則第 19 条第 1 項中「第 33 条及び第 34 条の 3」を「第 33 条第 1 項及び第 2 項並びに第 34 条の 3」に改める。

附則第 19 条の 2 第 2 項中「租税特別措置法」を「第 37 条の 10 第 1 項」に、「租税特別措置法第 37 条の 11 第 6 項の規定により読み替えて準用される同法」を「第 37 条の 11 第 1 項」に改める。

附則第 19 条の 3 第 2 項中「同法第 37 条の 11 の 3 第 2 項に規定する上場株式等」を「株式等」に改め、「取得をしたものと」の次に「、同項第 2 号に掲げる贈与又は相続若しくは遺贈により払出しがあつた非課税口座内上場株式等を取得した村民税の所得割の納税義務者については、当該贈与又は相続若しくは遺贈の時に、その払出し時の金額をもつて当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の株式等を取得したものと」を加える。

附則第 21 条第 1 項を次のように改める。

第 56 条の規定は、法第 348 条第 2 項第 9 号、第 9 号の 2 又は第 12 号の固定資産について法附則第 41 条第 3 項の規定の適用を受けようとする一般社団法人又は一般財団法人について準用する。この場合において、第 56 条中「公益社団法人若しくは公益財団法人」とあるのは、「法附則第 41 条第 3 項に規定する一般社団法人若しくは一般財団法人」と読み替えるものとする。

附則第 21 条第 2 項を削る。

附則第 21 条の 2 中「附則第 41 条第 15 項各号」を「附則第 41 条第 9 項各号」に改め、同条第 1 号及び第 2 号中「附則第 41 条第 15 項」を「附則第 41 条第 9 項」に改める。

附則第 22 条から第 23 条までを削る。

附則第 24 条を附則第 22 条とし、附則第 25 条を附則第 23 条とする。

(小笠原村村税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第 2 条 小笠原村村税条例の一部を改正する条例（平成 26 年条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

「附則第 6 条第 4 項中「第 19 条第 1 項」の次に「、第 19 条の 2 第 1 項」を加え、「第 20 条の 2 第 1 項」を「第 20 条第 1 項」に、「株式等」を「一般株式等」に改め、「譲渡所得等の金額」の次に「、附則第 19 条の 2 第 1 項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」を加え、「附則第 20 条の 2 第 1 項」を「附則第 20 条第 1 項」に改める。附則第 6 条の 2 第 4 項中「第 19 条第 1 項」の次に「、第 19 条の 2 第 1 項」を加え、「第 20 条の 2 第 1 項」を「第 20 条第 1 項」に、「株式等」を「一般株式等」に改め、「譲渡所得等の金額」の次に「、附則第 19 条の 2 第 1 項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」を加え、「附則第 20 条の 2 第 1 項」を「附則第 20 条第 1 項」に改める。」を削り、附則第 20 条の 5 を削る改正規定の次に次のように加える。

附則第 21 条の 2 中「附則第 41 条第 9 項各号」を「附則第 41 条第 8 項各号」に改め、同項第 1 号及び第 2 号中「附則第 41 条第 9 項」を「附則第 41 条第 8 項」に改める。

附則第 1 条第 2 号中「第 33 条第 5 項の改正規定並びに附則第 6 条第 4 項、第 6 条の 2 第 4 項、第 7 条の 4 第 1 項」を「附則第 7 条の 4」に、「16 条の 3」を「第 16 条の 3」に改め、「改正規定」の次に「（附則第 20 条の 4 第 5 項第 3 号の改正規定中「に係る」の次に「利子所得の金額又は」を加える部分を除く。）」を加える。

附則第 2 条第 1 項中「旧租税特別措置法」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 5 号）第 8 条の規定による改正前の租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）」に改め、同条第 2 項中「地方税法」の次に「（昭和 25 年法律第 226 号）」を加え、同条第 3 項中「第 33 条並びに附則第 6 条、第 6 条の 2、」を「附則」に改める。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第 1 条中小笠原村村税条例第 34 条の 4 の改正規定 平成 26 年 10 月 1 日
- (2) 第 1 条中小笠原村村税条例附則第 4 条の 2、第 19 条の 3 第 2 項及び第 22

条から第 25 条までの改正規定並びに次条第 2 項及び第 3 項の規定 平成 27 年 1 月 1 日

- (3) 第 1 条中小笠原村村税条例第 82 条の改正規定並びに附則第 4 条及び第 6 条（第 1 条の規定による改正後の小笠原村村税条例（以下「新条例」という。）附則第 16 条に係る部分を除く。）の規定 平成 27 年 4 月 1 日
- (4) 第 2 条中小笠原村村税条例の一部を改正する条例附則第 1 条第 2 号の改正規定（「改正規定」の次に「（附則第 20 条の 4 第 5 項第 3 号の改正規定中「に係る」の次に「利子所得の金額又は」を加える部分を除く。）」を加える部分に限る。）及び附則第 2 条第 1 項の改正規定 平成 28 年 1 月 1 日
- (5) 第 1 条中小笠原村村税条例第 23 条、第 48 条、第 52 条第 1 項及び附則第 16 条の改正規定並びに次条第 4 項、附則第 5 条及び第 6 条（新条例附則第 16 条に係る部分に限る。）の規定 平成 28 年 4 月 1 日
- (6) 第 2 条中小笠原村村税条例の一部を改正する条例附則第 2 条第 2 項の改正規定 平成 28 年 10 月 1 日
- (7) 第 1 条中小笠原村村税条例附則第 7 条の 4、第 19 条第 1 項及び第 19 条の 2 第 2 項の改正規定並びに第 2 条中小笠原村村税条例の一部を改正する条例附則第 1 条第 2 号の改正規定（「第 7 条の 4 第 1 項」を「第 7 条の 4」に、「16 条の 3」を「第 16 条の 3」に改める部分に限る。） 平成 29 年 1 月 1 日
- (8) 第 1 条中小笠原村村税条例第 57 条及び第 59 条の改正規定 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）の施行の日

（村民税に関する経過措置）

- 第 2 条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中個人の村民税に関する部分は、平成 26 年度以後の年度分の個人の村民税について適用し、平成 25 年度分までの個人の村民税については、なお従前の例による。
- 2 新条例附則第 4 条の 2 の規定は、平成 27 年度以後の年度分の個人の村民税について適用し、平成 26 年度分までの個人の村民税については、なお従前の例による。
 - 3 新条例附則第 19 条の 3 第 2 項の規定は、平成 27 年度以後の年度分の個人の村民税について適用する。

- 4 新条例の規定中法人の村民税に関する部分は、附則第 1 条第 5 号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の村民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の村民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の村民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の村民税については、なお従前の例による。
- 5 新条例第 34 条の 4 の規定は、附則第 1 条第 1 号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の村民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の村民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の村民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の村民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

- 第 3 条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成 26 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成 25 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
- 2 新条例附則第 10 条の 2 第 1 項の規定は、平成 26 年 4 月 1 日以後に取得される地方税法等の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 4 号）第 1 条の規定による改正後の地方税法（昭和 25 年法律第 226 号。以下「新法」という。）附則第 15 条第 2 項第 1 号に規定する施設又は設備に対して課すべき平成 27 年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
 - 3 新条例附則第 10 条の 2 第 2 項の規定は、平成 26 年 4 月 1 日以後に取得される新法附則第 15 条第 2 項第 2 号に規定する施設又は設備に対して課すべき平成 27 年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
 - 4 新条例附則第 10 条の 2 第 3 項の規定は、平成 26 年 4 月 1 日以後に取得される新法附則第 15 条第 2 項第 3 号に規定する施設又は設備に対して課すべき平成 27 年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
 - 5 新条例附則第 10 条の 2 第 7 項の規定は、平成 26 年 4 月 1 日以後に取得される新法附則第 15 条第 37 項に規定する設備に対して課すべき平成 27 年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
 - 6 新条例附則第 10 条の 2 第 8 項の規定は、平成 26 年 4 月 1 日以後に取得され

る新法附則第 15 条第 38 項に規定する機器に対して課すべき平成 27 年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

- 7 新条例附則第 10 条の 3 第 9 項の規定は、平成 26 年 4 月 1 日以後に耐震改修が行われる同項に規定する耐震基準適合家屋に対して課すべき平成 27 年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

(軽自動車税に関する経過措置)

第 4 条 新条例第 82 条の規定は、平成 27 年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成 26 年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

第 5 条 新条例附則第 16 条の規定は、平成 28 年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

- 2 平成 15 年 10 月 14 日前に初めて道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 60 条第 1 項後段の規定による車両番号の指定を受けた 3 輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る新条例附則第 16 条の規定の適用については、同条中「受けた月」とあるのは、「受けた月の属する年の 12 月」とする。

第 6 条 平成 27 年 3 月 31 日以前に初めて道路運送車両法第 60 条第 1 項後段の規定による車両番号の指定を受けた 3 輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る新条例第 82 条及び新条例附則第 16 条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

新条例第 82 条第 2 号ア	3, 900 円	3, 100 円
	6, 900 円	5, 500 円
	10, 800 円	7, 200 円
	3, 800 円	3, 000 円
	5, 000 円	4, 000 円
新条例附則第 16 条の表 以外の部分	第 82 条	小笠原村村税条例の一部を改正する条例附則第 6 条の規定により読み替えて適用される第 82 条

新条例附則第 16 条の表 第 82 条第 2 号アの項	第 82 条第 2 号 ア	小笠原村村税条例の一部を改正 する条例附則第 6 条の規定によ り読み替えて適用される第 82 条 第 2 号ア
	3,900 円	3,100 円
	6,900 円	5,500 円
	10,800 円	7,200 円
	3,800 円	3,000 円
	5,000 円	4,000 円

報告第 7 号

小笠原村国民健康保険税条例の一部を改正する条例（専決処分）

上記の報告を承認されたい。

平成 2 6 年 6 月 1 2 日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

専 決 処 分 書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、
次のとおり専決処分する。

小笠原村国民健康保険税条例の一部を改正する条例

平成26年3月31日

小笠原村長
森 下 一 男

(専決処分理由)

地方税法の一部を改正する法律(平成26年法律第4号)が平成26年3月31日に公布されたことに伴い、小笠原村国民健康保険税条例の該当条文を改正する必要性が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないことがあきらかであると認め専決処分するものである。

小笠原村国民健康保険税条例の一部を改正する条例

小笠原村国民健康保険税条例（昭和４３年条例第９号）の一部を次のように改正する。

第２条第３項中「１４万円」を「１６万円」に改め、同条第４項中「１２万円」を「１４万円」に改める。

第１８条第１項中「第２４条の３７第１項」を「第２４条の３６」に改める。

第２３条第１項中「１４万円」を「１６万円」に、「１２万円」を「１４万円」に改め、同項第２号中「（当該納税義務者を除く。）」を削り、同項第３号中「３５万円」を「４５万円」に改める。

附 則

（施行期日）

第１条 この条例は、平成２６年４月１日から施行する。

（適用区分）

第２条 改正後の小笠原村国民健康保険税条例の規定は、平成２６年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成２５年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

報告第 8 号

扇浦浄水場整備工事（土木その 3）請負契約の締結について
（専決処分）

上記の報告を承認されたい。

平成 2 6 年 6 月 1 2 日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

専決処分書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、次のとおり専決処分する。

扇浦浄水場整備工事（土木その3）請負契約の締結について

平成26年4月21日

小笠原村長

森 下 一 男

専決処分理由

扇浦浄水場整備工事（土木その3）について、緊急に契約の必要性が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、専決処分するものである。

扇浦浄水場整備工事（土木その３）請負契約の締結について

扇浦浄水場整備工事（土木その３）施工のため次のとおり工事請負契約を締結する。ただし、設計変更に伴い必要があるときは、請負金額の２割以内において変更することができる。

記

- 1 契約の目的 扇浦浄水場整備のため
- 2 契約件名 扇浦浄水場整備工事（土木その３）
- 3 契約の方法 随意契約
- 4 契約金額 320,760,000 円
- 5 契約の相手 五洋・大昭建設共同企業体
代表者 五洋建設株式会社 取締役社長 村重芳雄
代理人 東京土木支店
執行役員支店長 越智 修

契 約 資 料

1. 件 名 扇浦浄水場整備工事（土木その3）
2. 工 事 場 所 東京都小笠原村父島字二子 地内
3. 工 期 平成27年3月20日
4. 工 事 概 要 (1) 施設築造工事（原水調整池ほか）
(2) 二次造成工事（ブロック擁壁配管布設部分）
(3) 場内配管工事（送水管、導水管ほか）
(4) 場内整備工事（雨水管、側溝ほか）
5. 契約の相手 五洋・大昭建設共同企業体
代表者 五洋建設株式会社 取締役社長 村重芳雄
代理人 東京土木支店
常務執行役員支店長 越智 修
6. 契 約 金 額 320,760,000 円
7. 入 札 経 過
(1) 入札日 平成26年4月18日

(2) 指名業者 2業者
五洋・大昭建設共同企業体
前田・太平洋建設工事共同企業体

(3) 入札結果

	第1回入札	第2回入札	第3回入札
五洋・大昭 建設共同企業体	420,000,000 円	400,000,000 円	310,000,000 円 (不調)
前田・太平洋建設 工事共同企業体	430,000,000 円	辞退	

(注) 本件入札金額は、消費税抜きの金額である。
本件入札に係る申込金額は、上記に記載してある金額に
100分の8に相当する金額を加算したものである。

8. 入札不調後の対応
入札不調により落札者がいないため最低価格の入札者 五洋・大昭建設共同企業体と協議をし、随意契約を締結することとする。

報告第 9 号

扇浦浄水場整備工事（機械Ⅱ）請負契約の締結について（専決処分）

上記の報告を承認されたい。

平成 26 年 6 月 12 日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

専決処分書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、次のとおり専決処分する。

扇浦浄水場整備工事（機械Ⅱ）請負契約の締結について

平成26年4月21日

小笠原村長

森 下 一 男

専決処分理由

扇浦浄水場整備工事（機械Ⅱ）について、緊急に契約の必要性が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、専決処分するものである。

扇浦浄水場整備工事（機械Ⅱ）請負契約の締結について

扇浦浄水場整備工事（機械Ⅱ）施工のため次のとおり工事請負契約を締結する。ただし、設計変更に伴い必要があるときは、請負金額の2割以内において変更することができる。

記

- 1 契約の目的 扇浦浄水場整備のため
- 2 契約件名 扇浦浄水場整備工事（機械Ⅱ）
- 3 契約の方法 特命随意契約
- 4 契約金額 129,060,000 円
- 5 契約の相手 前澤工業株式会社
東京支店 取締役支店長 志賀 孝之
- 6 特命随契理由
本工事は、平成 25 年度に行った「扇浦浄水場整備工事（機械Ⅰ）」に引き続き行うものである。
現場作業を進めるにあたっては、浄水場更新の考え方を十分に踏まえ、総合的な見地より、施設維持管理および行程期間内に作業を行う必要がある。
当該工事を実施するには、十分な知識と実績を有する必要があることはもちろん、現在の浄水場を運転しながらの更新であるため、水道事業の現状を十分に把握している施工業者でなければ本業務を効率的に遂行することができない。
さらに、「扇浦浄水場整備工事（機械Ⅰ）」において、プラント機器の設計・製作を完了し、一部機器の据付を行っていることから、現状の状況を把握した上で、効率的に現場施工ができ、機器設計、シーケンスを理解している業者が、製作機器の据付、試運転を行うことが妥当である。
以上の理由により、平成 25 年度の「扇浦浄水場整備工事（機械Ⅰ）」を実施した上記業者との随意契約を締結する。

報告第 10 号

扇浦浄水場整備工事（電気Ⅱ）請負契約の締結について（専決処分）

上記の報告を承認されたい。

平成 26 年 6 月 12 日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

専決処分書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、次のとおり専決処分する。

扇浦浄水場整備工事（電気Ⅱ）請負契約の締結について

平成26年4月21日

小笠原村長

森 下 一 男

専決処分理由

扇浦浄水場整備工事（電気Ⅱ）について、緊急に契約の必要性が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、専決処分するものである。

扇浦浄水場整備工事（電気Ⅱ）請負契約の締結について

扇浦浄水場整備工事（電気Ⅱ）施工のため次のとおり工事請負契約を締結する。ただし、設計変更に伴い必要があるときは、請負金額の２割以内において変更することができる。

記

- 1 契約の目的 扇浦浄水場整備のため
- 2 契約件名 扇浦浄水場整備工事（電気Ⅱ）
- 3 契約の方法 特命随意契約
- 4 契約金額 175,500,000 円
- 5 契約の相手 昱株式会社 取締役 林 良市

6 特命随契理由

本工事は、平成 25 年度に行った「扇浦浄水場整備工事（電気Ⅰ）」に引き続き行うものである。

現場作業を進めるにあたっては、浄水場更新の考え方を十分に踏まえ、総合的な見地より、施設維持管理および行程期間内に作業を行う必要がある。

当該工事を実施するには、十分な知識と実績を有する必要があることはもちろん、現在の浄水場を運転しながらの更新であるため、水道事業の現状を十分に把握している施工業者でなければ本業務を効率的に遂行することができない。

さらに、「扇浦浄水場整備工事（電気Ⅰ）」において、現場作業及び浄水場設計を行っているため、現状の状況を把握し、効率的に現場施工ができ、機器設計、シーケンスを理解している業者が、製作機器の据付、試運転を行うことが妥当である。

以上の理由により「扇浦浄水場整備工事（電気Ⅰ）」を実施した上記業者との随意契約を締結する。

報告第 1 1 号

和解及び損害賠償額の決定について（専決処分）

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

平成 2 6 年 6 月 1 2 日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

（提案理由）

地方自治法第 1 8 0 条第 2 項の規定に基づき、議会に報告する必要があるため。

専 決 処 分 書

小笠原村が当事者である和解及び損害賠償額の決定について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項及び「専決処分事項の指定について（平成２２年３月１０日議決）」に基づき、次のとおり専決処分する。

平成２６年５月１日

小笠原村長 森 下 一 男

次のとおり、和解契約を締結し、損害賠償の額を決定する。

１．和解契約の相手方

【省略】

２．和解契約の条件の骨子

- （１）治療費、及び治療に伴う費用について、村が加入している保険会社算定による保険金額を、保険会社から相手側へ支払う。
- （２）村と相手方は、上記（１）についての示談書を取り交わし、互いにその他一切の債権債務がないことを確認する。

３．損害賠償の額

金２１３，１４０円

４．和解契約の締結日

平成２６年５月１日

５．和解契約の原因

平成２６年１月２９日に小笠原村立父島保育園園庭において、保育中に相手方の子が木登りで遊んでいる際、落下して負傷したため。

軽自動車税の税率改正内容【平成 27 年 4 月 1 日施行】

【原動機付自転車・二輪の軽自動車及び二輪の小型自動車】

区 分			税率		重課税率	
			現行	改正後	現行	改正後
二輪	原付	50cc 以下	1,000 円	2,000 円	制度なし	制度なし
		50cc 超～90cc 以下	1,200 円	2,000 円		
		90cc 超～125cc 以下	1,600 円	2,400 円		
		ミニカー	2,500 円	3,700 円		
	軽二輪(125cc 超～250cc 以下)等		2,400 円	3,600 円		
	小型二輪(250cc 超)		4,000 円	6,000 円		

【三輪以上の軽自動車及び小型特殊自動車】

区 分			税率		重課税率(注 2) 【平成 28 年 4 月 1 日施行】	
			現行	改正後 (注 1)	現行	改正後
三輪			3,100 円	3,900 円	制度なし	4,600 円
四輪以上	乗用	営業用	5,500 円	6,900 円	制度なし	8,200 円
		自家用	7,200 円	10,800 円		12,900 円
	貨物用	営業用	3,000 円	3,800 円		4,500 円
		乗用	4,000 円	5,000 円		6,000 円

注 1：軽自動車については、平成 27 年 4 月 1 日以後に最初の新規検査を受けるものから新税率を適用。

注 2：電気自動車、メタノール自動車、ガソリンハイブリッド自動車、一般乗合用バス及び被けん引車並びに小型特殊自動車は、重課税率の適用対象外。

議案第 4 2 号

公益法人等への小笠原村職員の派遣に関する条例の一部を改正する
条例（案）

上記の議案を提出する。

平成 2 6 年 6 月 1 2 日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

（提案理由）

社会福祉法人に職員を派遣するにあたり、職員を派遣することができる法人を加える必要が生じたため。

公益法人等への小笠原村職員の派遣に関する条例の一部を改正する条例（案）

公益法人等への小笠原村職員の派遣に関する条例（平成16年小笠原村条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項に次の1号を加える。

(2) 社会福祉法人明老会

第2条第2項第3号中「地方公務員法」の次に「(昭和25年法律第261号)」を加える。

附 則

（施行期日）

この条例は、平成26年7月1日から施行する。

議案第 4 3 号

非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）

上記の議案を提出する。

平成 2 6 年 6 月 1 2 日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

（提案理由）

非常勤職員の区分、報酬額を追加する必要性が生じたため。

非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）

非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和43年条例第5号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「、「准看護師」」の次に「、「理学療法士」」を加える。

別表中「准看護師」の項の次に

理学療法士	日額	11,500円
-------	----	---------

を加える。

附 則
(施行期日)
この条例は、公布の日から施行する。

議案第 4 4 号

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
(案)

上記の議案を提出する。

平成 2 6 年 6 月 1 2 日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

(提案理由)

職員の年次休暇に関する規定を、国家公務員の規定に準じて改正する必要が生じたため。

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
(案)

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和50年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「1年について20日とする。」を「一の年ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。」に改め、同項に次の各号を加える。

- （1）次号に掲げる職員以外の職員20日（再任用短時間勤務職員にあつては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で小笠原村規則で定める日数）
- （2）当該年の中途において新たに職員となり、又は任期が満了することにより退職することとなるもの その年の在職期間等を考慮し20日を超えない範囲内で小笠原村規則で定める日数

第9条第2項を次のように改める。

- 2 年次休暇（この項の規定により繰り越されたものを除く。）は、小笠原村規則で定める日数を限度として、当該年の翌年に繰り越すことができる。

第9条中第3項を削り、第4項を第3項とし、同条第5項中「前4項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とする。

附 則

（施行期日）

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 4 5 号

小笠原村ケーブルテレビ条例の一部を改正する条例（案）

上記の議案を提出する。

平成 2 6 年 6 月 1 2 日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

（提案理由）

消費税及び地方消費税の税率が平成 2 6 年 4 月 1 日から引き上げられたことに伴い、ケーブルテレビ利用料を見直すため。

小笠原村ケーブルテレビ条例の一部を改正する条例（案）

小笠原村ケーブルテレビ条例（平成２３年条例第３号）の一部を次のように改正する。

別表３中、「１，５００円」を「１，５４０円」に改める。

附 則

（施行期日）

この条例は、平成２６年７月１日から施行する。

議案第 4 6 号

小笠原村村税条例の一部を改正する条例（案）

上記の議案を提出する。

平成 2 6 年 6 月 1 2 日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

（提案理由）

平成 2 6 年度税制改正に伴う小笠原村村税条例の改正については、「小笠原村村税条例等の一部を改正する条例（平成 2 6 年条例第 2 3 号）」において所要の改正を行っているところであるが、この際、過誤により小型特殊自動車の税率改正部分の改正を行っていなかったため、これを追加改正する。

小笠原村村税条例の一部を改正する条例（案）

小笠原村村税条例（昭和４３年条例第１２号）の一部を次のように改正する。

第８２条第２号イを次のように改める。

イ 小型特殊自動車

農耕作業用のもの 年額 ２，４００円

その他のもの 年額 ５，９００円

附 則

（施行期日）

第１条 この条例は、平成２７年４月１日から施行する。

（経過措置）

第２条 この条例による改正後の小笠原村村税条例第８２条の規定は、平成２７年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成２６年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

議案第 4 7 号

小笠原村社会体育施設条例の一部を改正する条例（案）

上記の議案を提出する。

平成 2 6 年 6 月 1 2 日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

（提案理由）

母島元地に村営のゲートボール場を開設するため。

小笠原村社会体育施設条例の一部を改正する条例（案）

小笠原村社会体育施設条例（昭和60年条例第10号）の一部を次のように改正する。

別表1中、「評議平運動場」の項の次に

元地ゲートボール場	東京都小笠原村母島字元地
-----------	--------------

を加える。

附 則

この条例は、平成26年7月1日から施行する。

議案第 48 号

東京都と小笠原村との間における旅券の申請受理及び交付等に係る
事務委託に関する規約の一部改正について（案）

上記の議案を提出する。

平成 26 年 6 月 12 日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

（提案理由）

旅券法の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 69 号）の施行に伴い、一般旅券の「記載事項の訂正」制度が廃止されたことにより、東京都と小笠原村との間における事務委託に関する規約の一部を改正する必要性が生じたため。

旅券法の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 69 号）の施行に伴い、旅券の申請受理及び交付等に係る事務の委託を変更するために、規約の一部を変更する必要があるため。

なお、この議案は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 14 第 3 項において準用する同法第 252 条の 2 第 3 項の規定により、議会の議決を経る必要があるため提出する。

東京都と小笠原村との間における旅券の申請受理及び交付等に係る事務委託に関する規約の一部変更について（案）

東京都と小笠原村との間における旅券の申請受理及び交付等に係る事務委託に関する規約（平成１９年１月１０日締結）の一部を次のとおり変更する。

第１条中第３号及び第４号を削り、第５号を第３号とし、第６号から第８号までを２号ずつ繰り上げる。

附 則

この規約は、平成２６年７月１日から施行する。

議案第49号

平成26年度小笠原村一般会計補正予算（第1号）（案）

上記の議案を提出する。

平成26年6月12日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

平成26年度小笠原村

一般会計補正予算

（第1号）

（別紙）

平成26年度小笠原村
一般会計補正予算
予算 総 則

平成26年度小笠原村一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額にそれぞれ 44,206 千円 を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 3,890,846 千円 と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成26年6月12日

小笠原村長 森 下 一 男

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

(単位：千円)

款	項	既 定 額	補 正 額	計
16. 都 支 出 金		870,882	399	871,281
	2. 都 補 助 金	810,325	399	810,724
18. 寄 附 金		1,001	3,010	4,011
	1. 寄 附 金	1,001	3,010	4,011
20. 繰 越 金		7,900	39,297	47,197
	1. 繰 越 金	7,900	39,297	47,197
21. 諸 収 入		83,463	1,500	84,963
	6. 雑 入	69,335	1,500	70,835
歳 入 合 計		3,846,640	44,206	3,890,846

歳 出

(単位：千円)

款	項	既 定 額	補 正 額	計
02. 総 務 費		1,054,873	27,013	1,081,886
	01. 総 務 管 理 費	987,658	27,013	1,014,671
03. 民 生 費		641,105	8,351	649,456
	01. 社 会 福 祉 費	423,630	3,974	427,604
	02. 児 童 福 祉 費	211,814	4,377	216,191
04. 衛 生 費		946,904	490	947,394
	01. 保 健 衛 生 費	567,878	490	568,368
06. 商 工 費		123,188	5,923	129,111
	01. 商 工 費	123,188	5,923	129,111
09. 教 育 費		270,193	2,009	272,202
	01. 教 育 総 務 費	52,029	2,009	54,038
12. 諸 支 出 金		54,355	420	54,775
	02. 諸 費	4,900	420	5,320
歳 出 合 計		3,846,640	44,206	3,890,846

議案第 50 号

平成 26 年度小笠原村簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
（案）

上記の議案を提出する。

平成 26 年 6 月 12 日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

平 成 2 6 年 度 小 笠 原 村

簡 易 水 道 事 業 特 別 会 計 補 正 予 算

（第 1 号）

（別紙）

平 成 2 6 年 度 小 笠 原 村
簡 易 水 道 事 業 特 別 会 計 補 正 予 算
予 算 総 則

平成 26 年度小笠原村簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額にそれぞれ 23,500 千円 を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 193,241 千円 と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 26 年 6 月 12 日

小笠原村長 森 下 一 男

(単位：千円)

— 69 —

議案第 5 1 号

財産の取得（電子カルテシステム）について（案）

上記の議案を提出する。

平成 2 6 年 6 月 1 2 日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

（提案理由）

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 5 4 年条例第 2 4 号）第 3 条の規定により、議会の議決に付す必要があるため。

財産の取得（電子カルテシステム）について（案）

記

- 1 取得の目的 医事会計及び電子カルテ一体型システム導入のため
- 2 取得財産 電子カルテシステム 一式
- 3 契約の方法 指名競争入札
- 4 購入金額 14,461,200 円
- 5 契約の相手 共立薬品株式会社 代表取締役 小林士郎

契 約 資 料

1. 件 名 財産の取得（電子カルテシステム）について
2. 納 入 場 所 東京都小笠原村父島字清瀬 小笠原村診療所
東京都小笠原村母島字元地 母島診療所
3. 納 入 期 限 平成26年8月29日
4. 納 入 品 目 電子カルテシステム 一式
5. 契約の相手 共立薬品株式会社 代表取締役 小林士郎
6. 契 約 金 額 14,461,200 円
7. 入 札 経 過
 - (1) 入札日 平成26年6月6日
 - (2) 指名業者 2業者
共立薬品株式会社
株式会社八神製作所
 - (3) 入札結果
 - 第1回入札
 - 共立薬品株式会社 13,390,000 円 落札
 - 株式会社八神製作所 辞退

(注) 本件入札金額は、消費税抜きの金額である。
本件入札に係る申込金額は、上記に記載してある金額に10
0分の8に相当する金額を加算したものである。

同意第 2 号

小笠原村監査委員の選任の同意について

上記について同意されたい。

平成 2 6 年 6 月 1 2 日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

(提案理由)

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 6 条第 1 項の規定に基づき、小笠原村監査委員の選任につき、議会の同意を得る必要があるため。

小笠原村監査委員の選任の同意について（案）

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１９６条第１項の規定に基づき、下記のとおり選任する。

記

氏 名	稲 垣 直 彦
住 所	東京都小笠原村父島字宮之浜道
生年月日	昭和３３年４月３日
略 歴	昭和５５年 ４月 小笠原島漁業協同組合 平成１０年 ５月 小笠原島漁業協同組合参事 平成２３年１０月 小笠原村社会福祉協議会理事 平成２５年 ６月 小笠原警察署協議会委員 平成２５年１０月 小笠原村社会福祉協議会副会長

一 般 質 問 一 覧 表

一 般 質 問 一 覧 表

氏 名	質 問 項 目
一 木 重 夫 議 員	1 観光振興について 2 特別措置法と暫定措置法について
鯉 江 満 議 員	1 防災対策について
池 田 望 議 員	1 小笠原諸島振興開発特別措置法の改正について
高 橋 研 史 議 員	1 農道の村道への転用をすすめよ 2 小学校教科書の採択等について
稲 垣 勇 議 員	1 母島保育園の建替えについて 2 高齢者福祉について
片 股 敬 昌 議 員	1 国際交流が増えて行く中での領土教育 2 安全な修学旅行のために 3 小笠原住宅の建替えについて

小笠原村議会会議録

平成26年 第2回定例会

平成26年 8月発行

編集・発行 小笠原村議会事務局

〒100-2101 東京都小笠原村父島字西町
電話(04998)2-3118

印刷 株式会社 会議録研究所

電話(03)3267-6051(代表)